

ごあいさつ



寄居町では、「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に、平成28年度を初年度とする「寄居町地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会では、町と地域福祉計画の基本理念を共有して、同時期に「寄居町地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化、単身世帯の増加が進行する中においては、地域支えあい活動などの様々な地域福祉活動が、地域のつながりや互助力の低下に一定の歯止めの役割を果たしてきたものの、自助力の低下や地域における関わりの希薄化がさらに進み、互助力も低下傾向にあり、暮らしの支援ニーズや課題は複雑化・多様化しております。

こうした中、今後の寄居町を見据えたときには、町民が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち活躍できる、国の提唱する地域共生社会の実現が求められております。また、異常気象による自然災害が多発する中での、地域の防災体制や災害時の円滑な支援、令和2年には新型コロナウイルスの感染症の流行に伴い、支援やサービス、地域活動が中断に追い込まれたことから、非常時においても支援、サービスの提供の継続が求められております。

今回の「第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、前計画の基本理念は、国が示す地域共生社会の理念や社会福祉法の地域福祉指針の理念とも合致していることから踏襲するとともに、これまでの成果や課題を踏まえ策定しました。

また、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定することで、町と社会福祉協議会の取り組みを解り易いものにしています。さらに、福祉施策の推進と並行して権利擁護の強化を図るため、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」を含む計画として策定いたしました。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた寄居町地域福祉計画等策定委員会委員各位、貴重なご意見をいただきました方々に心よりお礼を申し上げるとともに、地域福祉活動を実践いただく方々をはじめとする町民の皆様には、本計画の推進にあたりご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

寄 居 町 長
社会福祉法人
寄居町社会福祉協議会長

花輪 利一郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1．計画策定の背景と趣旨	2
2．計画の法的根拠	4
3．計画の位置付け	6
4．計画の期間	8
5．計画の策定体制・策定手法	9
第2章 現状と課題	13
1．地域福祉をめぐる社会動向	14
2．町の状況	20
3．多様な町民の状況	26
4．活動の担い手の状況	35
5．町民の意識	42
6．地域福祉の方向性をめぐる課題	52
第3章 計画の基本理念と基本目標	57
1．基本理念	58
2．基本目標	59
3．施策の体系	60
第4章 施策の展開	63
基本目標1．寄居町における地域共生社会の実現に向けた共に助けあえる活動基盤づくり	64
基本目標2．地域とともに暮らすつながりづくり	70
基本目標3．地域で活躍できる人づくり	82
基本目標4．安心で住みやすい環境づくり	87
第5章 寄居町成年後見制度利用促進基本計画	97
1．計画策定の趣旨と枠組み	98
2．基本理念	98
3．施策の展開	99
第6章 計画の推進	103
1．計画の普及・啓発	104
2．計画の推進体制	104
3．計画の進行管理	106

資料編	107
1. 地域福祉に関するアンケート調査結果	108
2. 寄居町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	126
3. 寄居町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	127
4. 寄居町地域福祉計画等策定庁内会議設置要綱	128
5. 寄居町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	130
6. 寄居町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	131
7. 計画策定の経過	132

年号表記について

本文中では元号と西暦を併記していますが、図表中ではスペースの都合により、西暦のみを表記している場合があります（経年推移をみる場合の連続性を考慮し、西暦を優先しています）。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に、少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、自助のみで日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しています。それに伴い、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まっています。

これらの結果として、孤立や虐待等、表面化しにくい問題の広がりが懸念されており、また、ダブルケア¹、ワーキングプア²、8050問題³といった新たな問題が注目されています。このような、多様な生きづらさに関する問題には従来の福祉が積極的に関わりにくい面がありますが、関わらないことによって問題がさらに深刻化するといった悪循環も生じています。こうしたことから、地域で支援を必要としている人を早期に発見し、適切に支援を提供できる地域づくりが求められます。多職種・多機関の連携や、専門機関と地域活動との連携等を進め、適切な関与のもとに地域で支えあう包括的な支援の提供体制づくりが重要となっています。

他方では、NPOやソーシャルビジネス⁴等、地域社会や地域福祉の新たな担い手の広がり、クラウドファンディング⁵等により寄付で間接的に活動を支える人の広がり等、新たな潮流も広がっています。令和7（2025）年には日本国内の65歳以上の人口が3人に1人となり⁶、令和22（2040）年には現役世代1.5人で1人の高齢者を支える社会が到来します⁷。そのような社会の到来に向けて、当面は従来の福祉の持続を図りつつも、中長期的には新たな潮流を積極的に組み込みながら、福祉の提供体制の調整を図っていくことが重要となります。

こうした中、「地域共生社会」⁸の実現に向けて、社会福祉法の改正が進められ、各地で地域福祉の再構築が進められています。町においても、今後の少子高齢化や経済成長の鈍化を見越すとともに、担い手や支援方法の多様化、社会技術の進化等の状況も見えて、個別の施策の見直しにとどまらない、自助・互助・共助・公助のより適切なあり方、公・共・私の役割や関係性の調整・再構築に踏み込んでいくことが必要となります。

町では、平成28（2016）年に寄居町地域福祉計画（以下、「前計画」という）を策定し、「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、町民とともに地域福祉の推進に取り組んできました。令和2（2020）年度で前計画の計画期間が終了することから、今日の社会的潮流及び今後の町の中長期的な情勢等を見越す、第2期地域福祉計画を策定します。

寄居町の地域共生社会の構築に向けて、地域一体となった取り組みがますます重要となること

¹ ダブルケア：子育てと親の介護を同時期に行うこと

² ワーキングプア：就労により得ている収入の水準が低く生活が困難な労働者

³ 8050問題：80代の親が年金収入等で50代の子どもの生活を支えるという問題

⁴ ソーシャルビジネス：社会課題をビジネスの手法で解決しようとする取り組み

⁵ クラウドファンディング：インターネット等を介して行われている不特定多数の人からの資金調達

⁶ 2025年問題：令和7（2025）年には団塊世代が75歳以上となり、4人に1人が75歳以上となる。

⁷ 2040年問題：令和22（2040）年には高齢者人口がピークを迎える、高齢者1人を現役世代1.5人で支える状況が推計されている。地域社会や自治体行財政への負担も大きくなる。

⁸ 地域共生社会：制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

から、第2期地域福祉計画は、寄居町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定します（以下、第2期地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体として「本計画」という）。また、福祉の提供と一体的に権利擁護の強化も図るため、寄居町成年後見制度利用促進基本計画を含む計画として策定します。

2. 計画の法的根拠

本計画は、町の第2期寄居町地域福祉計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体化して策定するものであり、寄居町成年後見制度利用促進計画を内包します。それぞれの計画の法的根拠は以下の通りです。

第2期寄居町地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定を根拠として策定するものです。

《社会福祉法》

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条の規定に基づく寄居町社会福祉協議会が策定する計画です。地域福祉活動計画の策定は義務づけられていませんが、町において、自治会、民生委員・児童委員、福祉委員、地域支えあいの会等と協働し、また、地域で福祉活動を行う者、福祉事業を経営する者等と相互に協力し、地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動を行うために策定するものです。

《社会福祉法》

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

寄居町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、策定するものです。

《成年後見制度利用促進法》

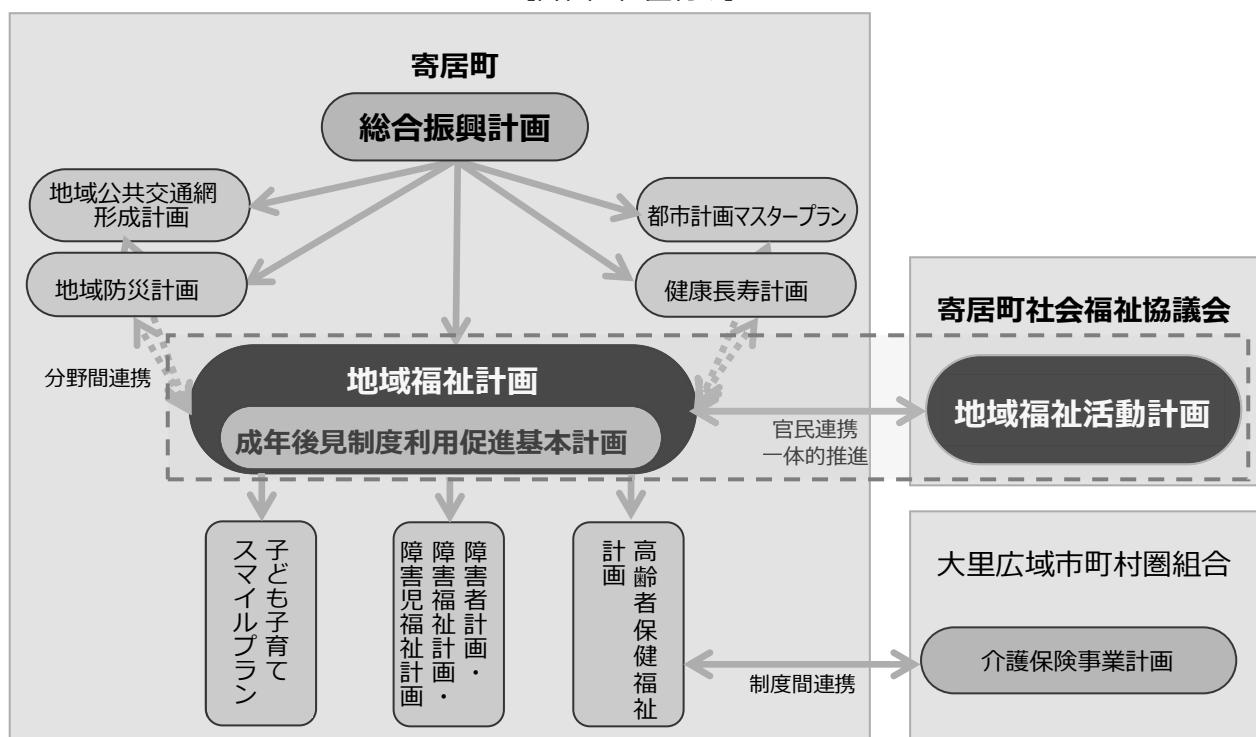
第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 計画の位置付け

本計画は、町の行政計画である「寄居町地域福祉計画」と民間法人である寄居町社会福祉協議会の「寄居町地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、町における地域福祉を官民一体になって推進する計画です。

このうち、「寄居町地域福祉計画」は、町の最上位計画である「寄居町総合振興計画」における福祉分野の施策を策定する計画とも位置付けられます。町における他の分野の計画と連携しながら、「寄居町総合振興計画」が目指す「可能性 ∞ 笑顔満タン よりいまち」の実現を図ります。同時に、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」を含み、「寄居町子ども子育てスマイルプラン（寄居町次世代育成支援対策行動計画・寄居町子ども・子育て支援事業計画）」、「寄居町高齢者保健福祉計画」、「寄居町障害者計画・寄居町障害福祉計画・寄居町障害児福祉計画」の上位計画にも位置付けられ、福祉分野の各個別計画の理念や施策を包括し、また、補完し、福祉分野の施策の一体的な推進を図ります。

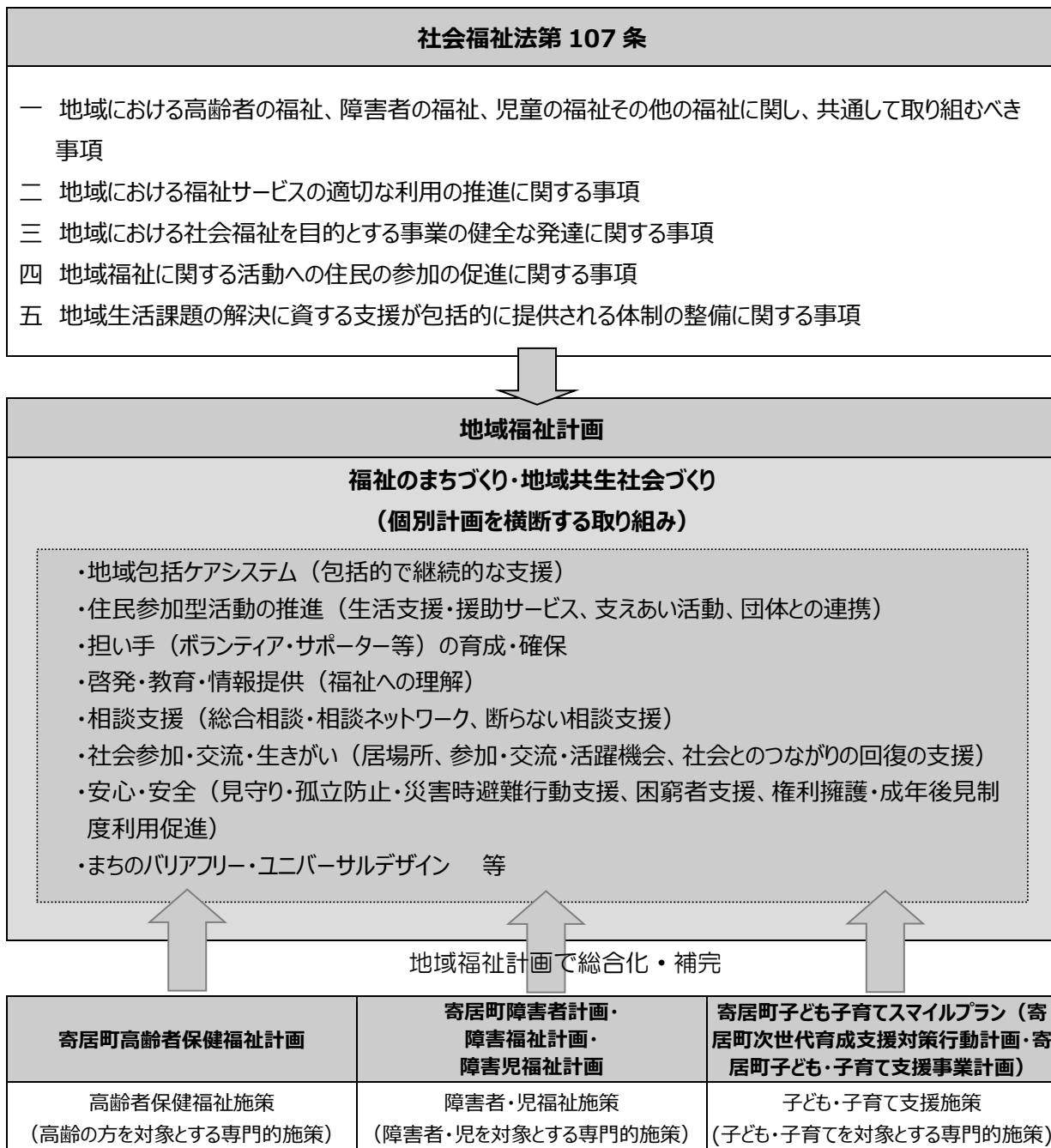
【計画の位置付け】



○福祉分野の個別計画との関係

「高齢者保健福祉計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画を含む）」では、各計画とともに、サービス見込み量や目標値等を掲げる事業計画的な内容と、地域の仕組みづくりや活動推進等のまちづくり計画的な内容を定めています。本計画は、各計画におけるまちづくり的な施策のうち主に共通的な施策や横断的に連携すべき施策に焦点をあてて総合化し、補完します。

【福祉分野の個別計画と地域福祉計画】



4. 計画の期間

本計画の期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。また、社会情勢や関連する他の計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。



※介護保険事業計画は3年間の事業計画だが、第8期計画では令和22（2040）年を見据えた将来推計を行う。

※高齢化率：平成27（2015）年までは実績値（国勢調査）。令和2（2020）年以降は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）。

5. 計画の策定体制・策定手法

計画策定に際して、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言を広く集め、計画策定への基礎資料として活用することを目的に町民アンケートを実施しました。さらに町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため府内の関係各課の職員からなる「寄居町地域福祉計画等策定府内会議」を設置し、計画策定を進めました。

2025年問題を間近に控え、社会保障審議会や地方制度調査会等の協議の視点が2040年問題に大きくシフトしていることから、町においても2040年問題を念頭において将来推計を行い、バックキャスティングの視点からも、本計画期間の検討作業を行いました。

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

町民の地域福祉に関する認識、要望、意見等を把握し、地域福祉計画策定の基礎資料を得るために、アンケート調査を実施しました。調査は、20歳以上の町民1,800人を無作為に抽出して実施しました。

アンケート調査の結果は、資料編にすべて掲載しています。

【アンケート調査の実施概要】

対象者	20歳以上の町民
対象者数	1,800人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）
調査内容	<ul style="list-style-type: none">・寄居町での暮らしについて（暮らしの不安や相談先、近所付き合い、行事や地域活動等）・ボランティア活動や寄付について（参加の実態や意向）・成年後見制度について（制度の周知と意向）・町の福祉サービスについて（周知や利用実態、評価、方向性等）
調査期間	令和2（2020）年7月10日～7月29日
回収数・回収率	813件（45.2%）

(2) バックキャスティングによる検討

2040年問題への中長期的な対応に向けて、2040年までの世帯、就業者、財政等を推計し、中長期的な視点から本計画の役割を検討しました。そのうえで、将来を見据えた時に、従来の取り組みだけで不十分だと見込まれる点を明らかにしました。

なお、将来人口には国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用しました。また、世帯、就業者、財政の各数値は総人口及び人口構造の変化のトレンド（傾向）との関係性から統計的手法（単回帰分析）を用いて推計しました。

【将来推計の実施と方法】

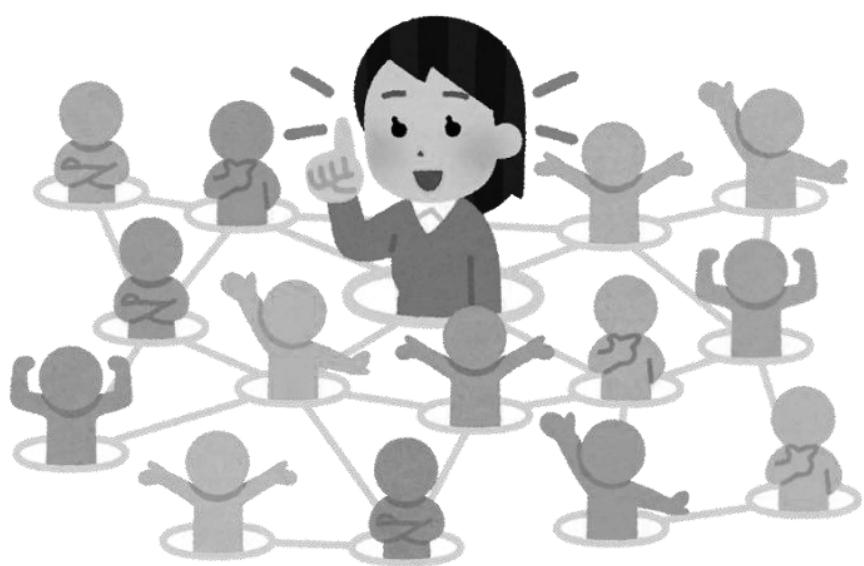
推計項目	推計項目（細目）	使用データ	推計方法
人口	・総人口 ・15歳未満人口 ・15～64歳人口 ・65歳以上人口 ・高齢化率	国勢調査(1990・1995・2000・2005・2010・2015年) (内閣府「市区町村データベース」)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」	・国立社会保障・人口問題研究所の推計値を使用。
世帯	・一般世帯数 ・単身世帯数 ・高齢単身世帯数 ・高齢夫婦のみ世帯数	国勢調査 (2000・2005・2010・2015年) (「内閣府市区町村データベース」)	・一般世帯数・単身世帯数：過去の各調査年の総人口に対する一般世帯数、単身世帯数の比率を算出し、比率のトレンド（傾向）と将来の総人口の推計値から将来の各年の世帯数を推計。 ・高齢単身世帯数・高齢夫婦のみ世帯数：過去の各調査年の65歳以上人口に対する高齢単身世帯数、高齢夫婦のみ世帯数の比率を算出し、比率のトレンドと将来の65歳以上人口の推計値から将来の各年の世帯数を推計。
就業者	・就業者数	内閣府「市区町村別データベース」(1990・1995・2000・2005・2010・2015年)	・過去の各調査年の15歳以上人口に対する就業者数の比率を算出し、比率のトレンドと将来の15歳以上人口の推計値から将来の各年の就業者数を推計。
財政	・歳出 ・民生費、扶助費	寄居町財務課 (1990・1995・2000・2005・2010・2015年)	・過去の各國勢調査年の人口1人当たりの歳出・民生費・扶助費の額を算出し、額のトレンドと将来の総人口の推計値から将来の各年の各額を推計。

(3) パブリック・コメントの実施概要

寄居町パブリック・コメント手続実施要綱の規定に基づき、以下の通りパブリック・コメントを実施しました。

【パブリック・コメントの実施概要】

意見募集案件	第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
実施期間	令和2（2020）年12月22日～令和3（2021）年1月20日
閲覧	町公式ホームページ、健康福祉課、男衾連絡所、用土連絡所
意見を提出できる方	町民（町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者）
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	1人
意見数	1件



第2章 現状と課題

1. 地域福祉をめぐる社会動向

（1）社会保障制度・地域福祉に関する近年の改革の経過

平成25（2013）年8月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支えあう全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支えあいの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。

平成27（2015）年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①さまざまなニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という3つの取り組みの方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支えあう「地域共生社会」の実現を進めていくこととしています。平成28（2016）年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置付けられました。

平成29（2017）年には、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の5点が示されました。

令和元（2019）年の「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめでは、中長期的な観点を念頭におきつつも、当面の課題として、市町村における地域の包括的な支援体制整備の在り方として、①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援が示されました。

以上の方向性は、平成29（2017）年、令和2（2020）年の社会福祉法改正により、市町村が努めるべき包括的な支援体制の整備に反映されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村は、長期に渡って、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組みでは対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の提言は、従来の対象者別の専門的な支援をより有効に機能させるとともに、従来の対象者別の専門的な支援の枠組みでは必要な支援を提供できなかつた方に対し、住民の主体的な参加のもとで包括的な支援を提供し、相互に支えあう地域社会を築いていく方向性を示しています。

【制度改革等の動向】

年月	法令・方針等	要点
平成 25 (2013) 年 8月	社会保障制度改革 国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、医療・介護、子ども・子育て、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成 27 (2015) 年 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成 28 (2016) 年 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成 29 (2017) 年 4月施行。一部平成 28 (2016) 年 3月・4月施行)
	寄居町地域福祉計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念とする 5カ年計画の策定
4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した利用促進、体制整備 ・国・地方公共団体の責務、成年後見制度利用促進基本計画策定 (平成 28 (2016) 年 5月施行)
6月	ニッポン一億総活躍プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくため、取り組みの方向として「地域共生社会」の実現を提示。 (平成28 (2016) 年 6月閣議決定)
7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成 29 (2017) 年 5月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備 (平成 29 (2017) 年 6月公布、平成 30 (2018) 年 4月施行)
	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて 5 つの視点を提示。
12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備の推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示。

令和元 (2019) 年 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3つの支援（断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を提示。
令和 2 (2020) 年 3月	「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について	・成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書を踏まえ、①地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定、②市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進、③市区町村長申立の適切な実施、④成年後見制度利用支援事業の推進について、市町村等への要請事項を提示。
6月	社会福祉法の改正	・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的支援体制の構築支援（重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた施策） ・社会福祉連携推進法人制度の創設

（2）「地域共生社会」の実現に向けた方策

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ」令和元（2019）年では、「地域共生社会」の理念を、「制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方」だとしています。

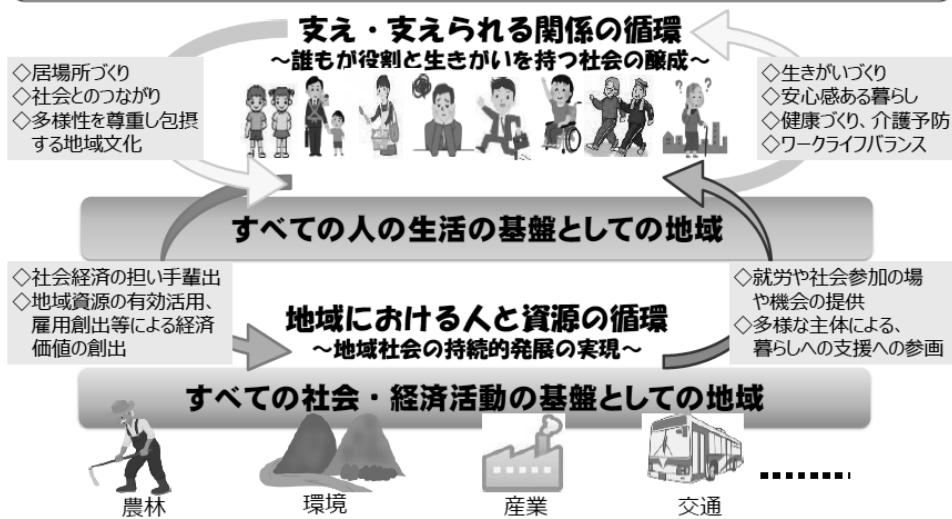
このような考え方の下では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和 2（2020）年の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるにあたり、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第 6 条第 2 項）。また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第 106 条の 4）。

【「地域共生社会」とは】

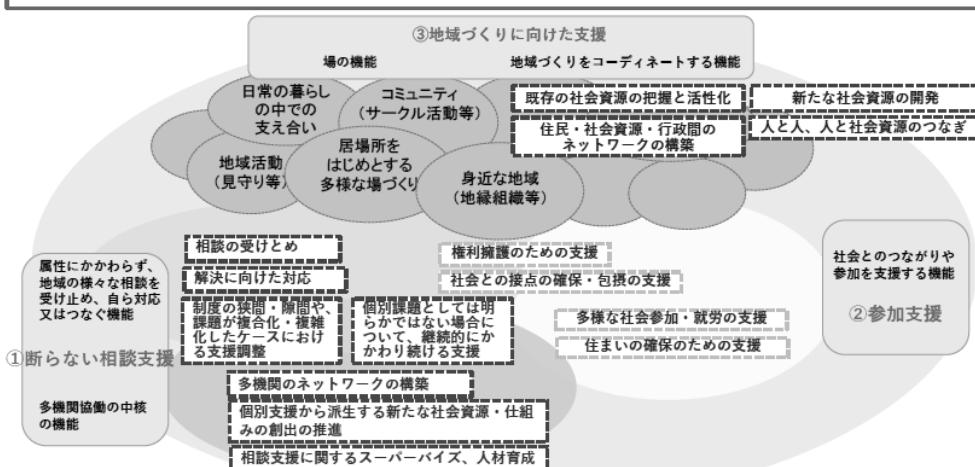
◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



[出典] 厚生労働省

【新たな包括的な支援の機能等】

- ◆市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - 断らない相談支援
 - 参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - 地域づくりに向けた支援
- ◆本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



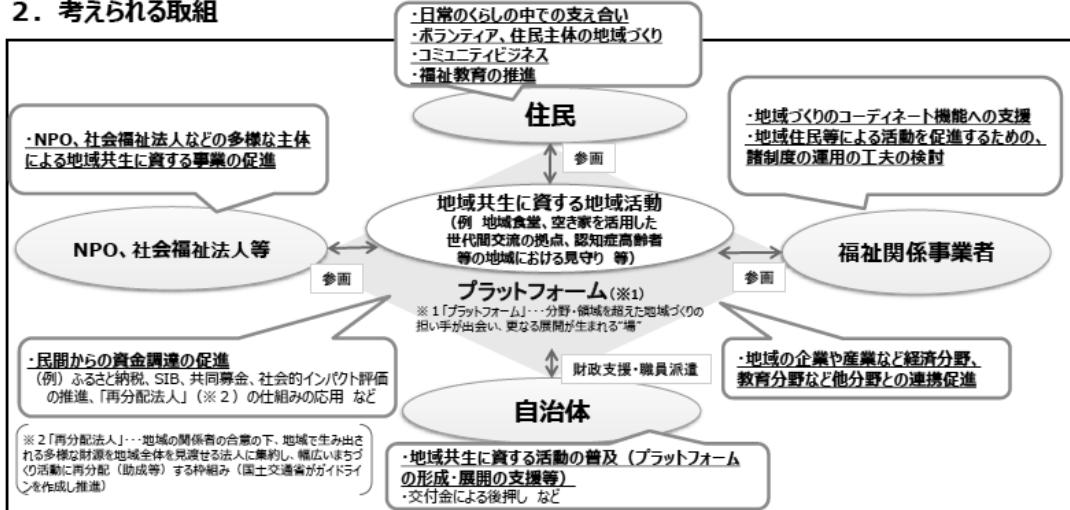
[出典] 厚生労働省

【多様な担い手の参画による地域共生に資する取り組みの促進】

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



[出典] 厚生労働省

（3）地域福祉の担い手と資金

①地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域福祉活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、今日ではN P O法人等の非営利法人や公益法人等も含めた多様な団体も地域福祉の一翼を担っています。

特定非営利活動促進法（N P O法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景として、法人の設立がしやすくなっているほか、税制優遇の充実も図られていることから、N P O法人等が年々増加しています。また、地域社会への貢献も含むC S R⁹活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要なとなっています。

②社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成 28（2016）年に社会福祉法が改正されました。第 24 条第 2 項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

⁹ C S R : Corporate Social Responsibility の略記で「企業の社会的責任」と訳される。企業活動による社会的影響にも責任をもち、消費者、投資家、及び社会全体からの要求に対して適切な意思決定をする責任をいう。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取り組みを通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

③地域福祉活動の資金の多様化

地域福祉活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディングが急速に広がっており、ソーシャルインパクトボンド¹⁰の事例も増えつつあります。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化しています。地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことの重要性が増しています。

(4) 2040年問題に向けた論点と方向性

令和7(2025)年を念頭において進められてきた社会保障・税の一体改革が完了し、令和22(2040)年を見据えた社会保障制度改革の議論がはじまっています。第28回社会保障審議会(2019年2月)では、令和22(2040)年を展望した社会保障改革について、多様な就労・社会参加、健康寿命の延伸、医療・福祉サービス改革を柱とすること、それにより社会保障制度の持続可能性を確保していくことが検討されました。

他方、地方制度調査会でも、令和22(2040)年を見据えた議論が行われています。第32次地方制度調査会の答申(令和2(2020)年6月)では、多様な主体が地域社会を支える担い手として役割を果たしていくための環境整備の重要性や、市町村による公共私の多様な主体の連携・協働のプラットフォームの構築の重要性等が提示されています。また、共助の担い手の活動基盤の強化として、活動に関わるための仕組みづくりや、人材、資金、ノウハウ等の確保に向けた支援を積極的におこなっていくことを求めています。

これらの議論や提言の内容は、地域共生社会の要件とも重なっており、幅広く地域の各主体を巻き込みながら、中長期を見据えて地域共生社会の主流化・深化を図っていくことが重要視されます。

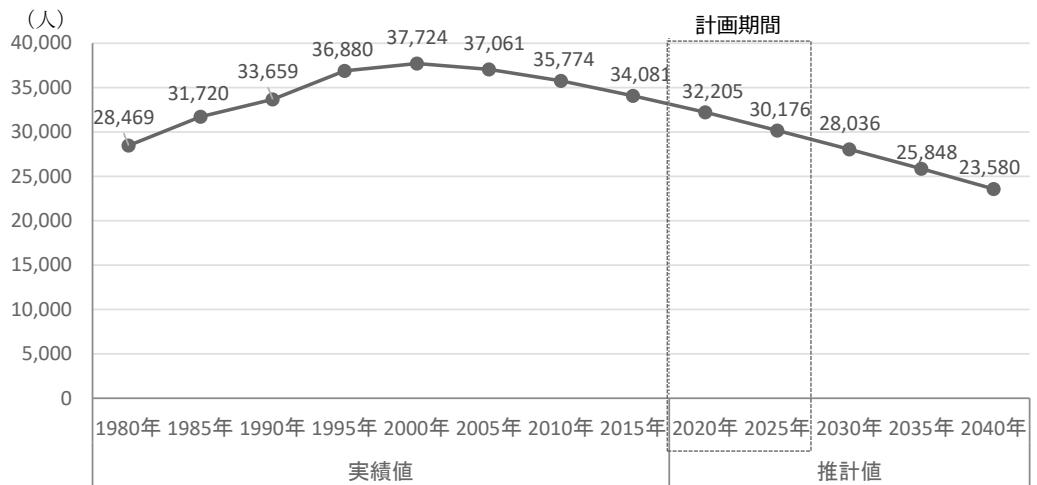
¹⁰ ソーシャルインパクトボンド：行政、社会的事業者（企業・NPO）、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取り組み。成果の達成により行政から資金提供者に報酬が支払われる。

2. 町の状況

(1) 人口

町の人口は、昭和40年代後半（1970年代）から宅地開発の進展等により増加しましたが、平成12（2000）年の37,724人（国勢調査）をピークとして減少に転じました。今後も減少が続き、令和7（2025）年には30,176人、令和22（2040）年には23,580人になると推計されています。

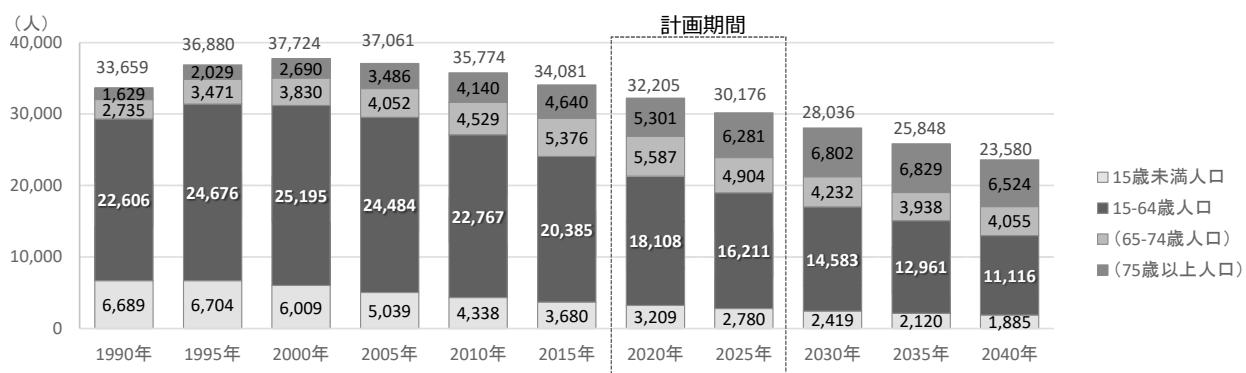
【長期的な総人口の推移】



[資料] 1980～2015年：国勢調査、2020～2040年：社会保障・人口問題研究所

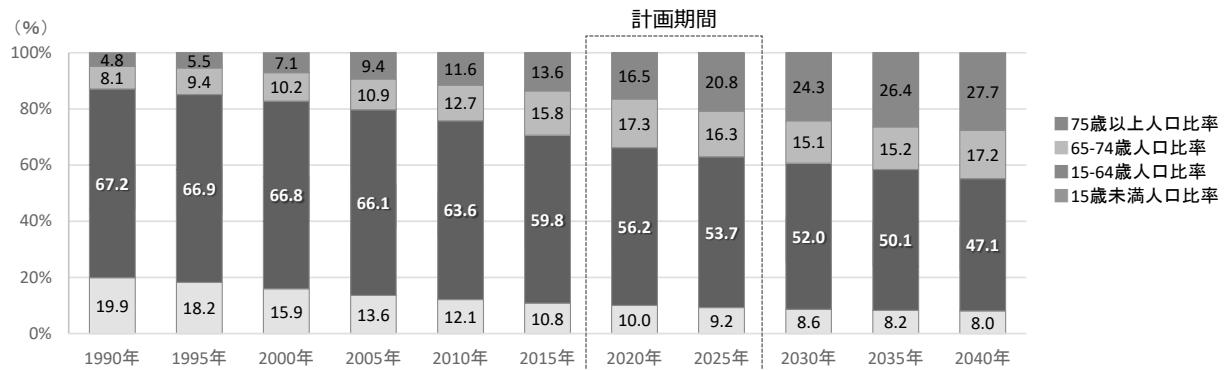
年層別に人口の推移をみると、15歳未満の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口とも既に減少傾向が顕著です。他方、65歳以上の高齢人口は増加していますが、本計画期間が終了する頃にピークとなり、その後は減少すると見込まれます。なお、65歳以上の減少に比べて、15歳未満、15歳～64歳の減少が著しいことから、その後も高齢化率は上昇し続け、令和22（2040）年には44.9%になると推計されています。本町では、令和2（2020）年時点で既に町民の3人に1人が高齢者ですが、令和22（2040）年頃には町民の半数近くが高齢者となります。

【年層別人口の推移】



[資料] 1990年～2015年：国勢調査、2020年～2040年：国立社会保障・人口問題研究所

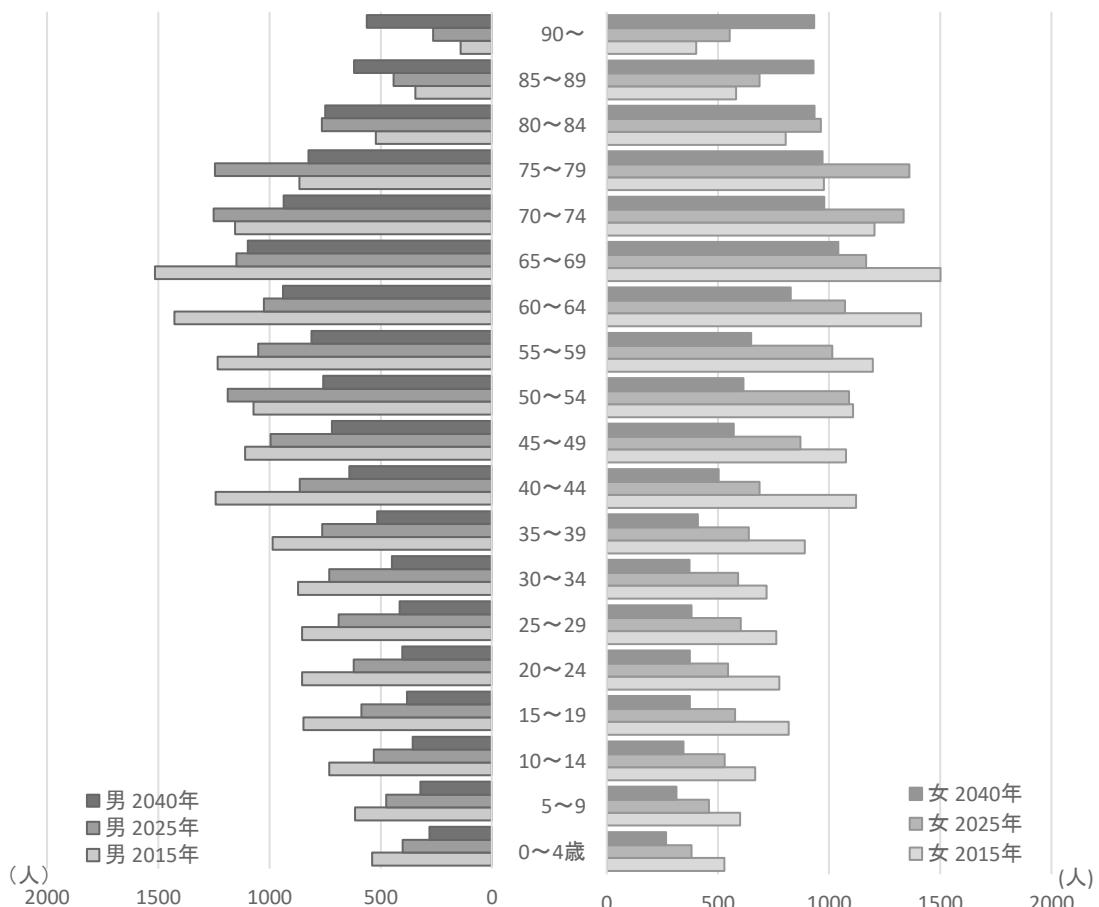
【年層別人口構成の推移】



資料：1990年～2015年：国勢調査、2020年～2040年：国立社会保障・人口問題研究所2018年推計

本町の人口ピラミッドを見ると、平成27（2015）年には男女とも60歳代の人口が最も多くなっています。令和7（2025）年には男女とも70歳代が最も多くなると見込まれます。令和22（2040）年には男女とも65歳～69歳が最も多くなると見込まれますが、女性では70歳以上の各年齢層（5歳階級）が30歳代までの各年齢層（5歳階級）の2倍程度にまで及ぶと見込まれます。平成27（2015）年に「つぼ型」であった本町の人口ピラミッドが令和22（2040）年には、特に女性で「逆三角形」に近い型に変容することになります。

【人口ピラミッド】

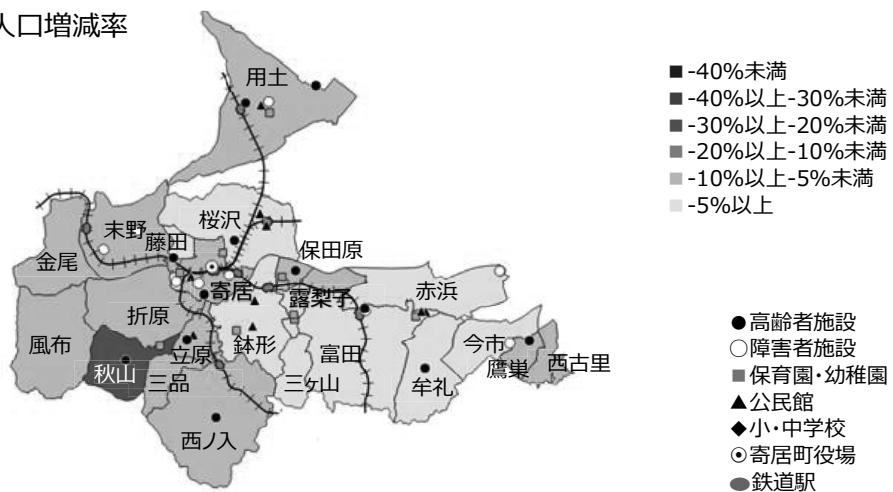


[資料] 2015年：国勢調査、2025年・2040年：国立社会保障・人口問題研究所2018年推計

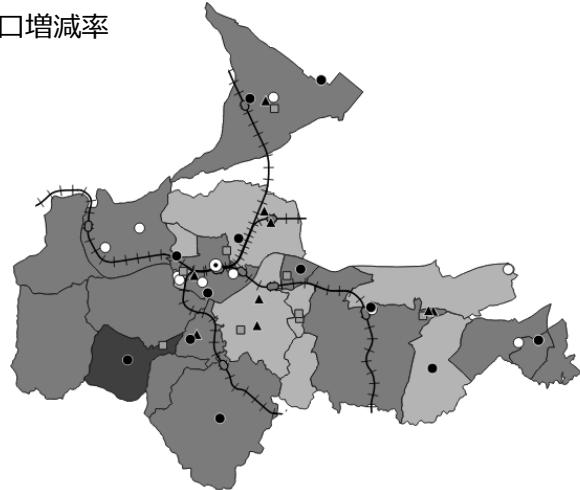
地域別に人口増減をみると、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて全地域で人口が減少しました。特に秋山をはじめとして、本町西部の山間の地区では20%以上減少しており、人口減少が顕著です。このほか、市街地が広がる寄居でも人口が20%以上減少しています。今後も各地区で人口減少が進み、令和22（2040）年には平成27（2015）年比で人口が半分近くになる地区も生じると見込まれます。高齢化も顕著です。人口減少が顕著な地区で高齢化が先行していますが、令和22（2040）年には町内ほぼ全域で高齢化率が40%以上になると見込まれます。

【地域別人口増減率（2015年比）の推移】

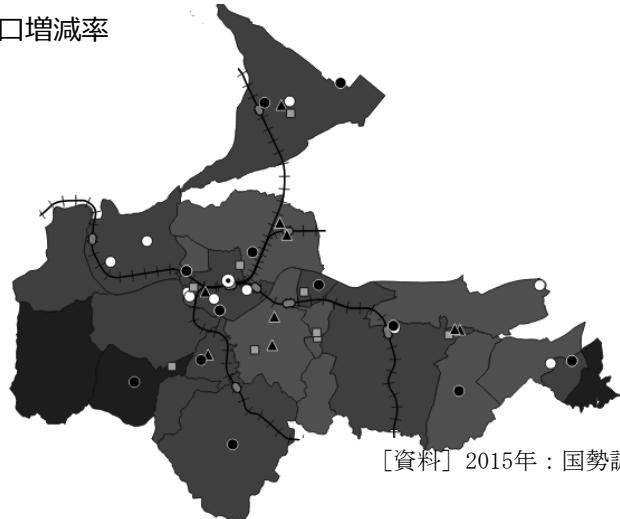
2015年から2020年の人口増減率



2015年から2025年の人口増減率

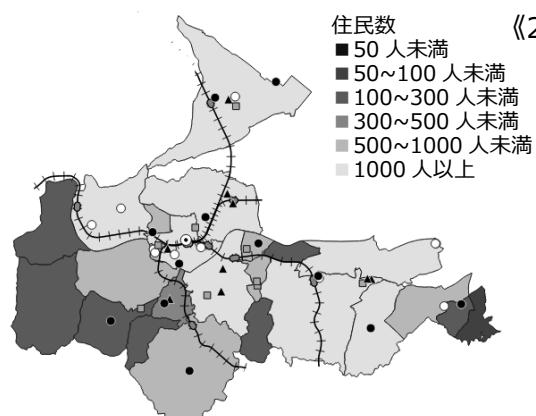


2015年から2040年の人口増減率

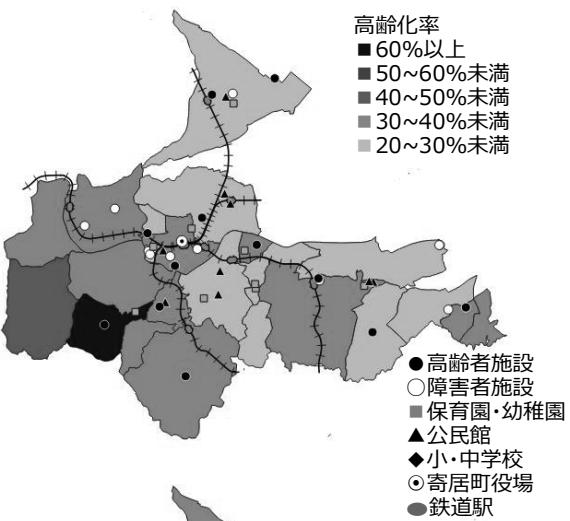


[資料] 2015年：国勢調査、2020年以降は推計値

【今後の地区別人口の推移】



【今後の地区別高齢化率の推移】

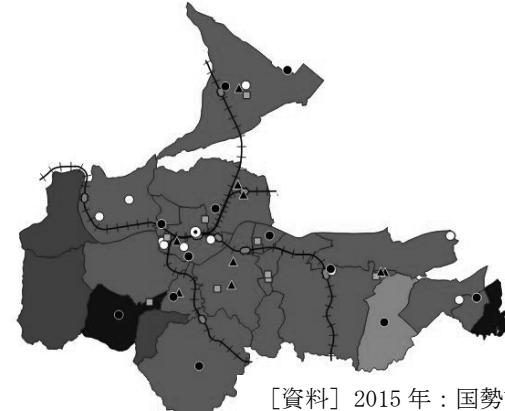
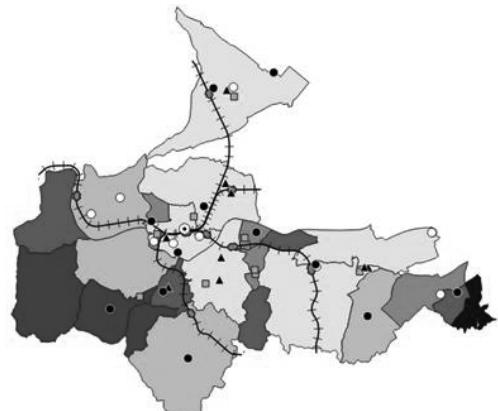
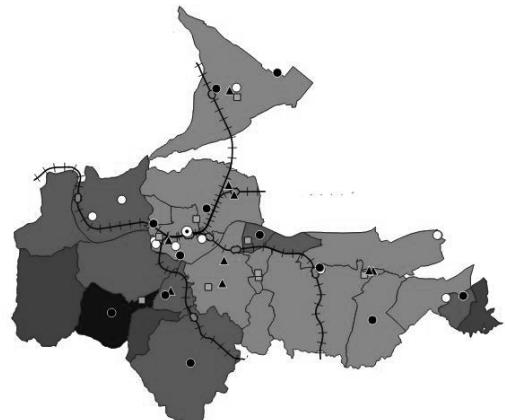
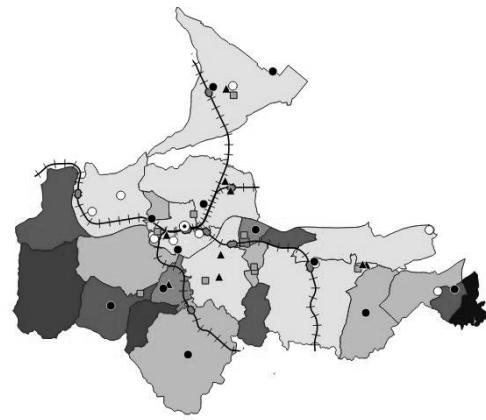
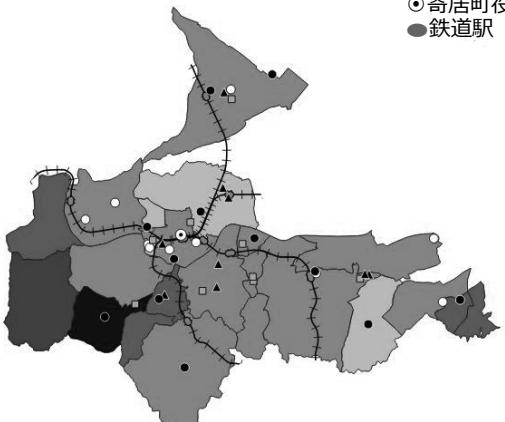


《2015年》

《2020年》

《2025年》

《2040年》



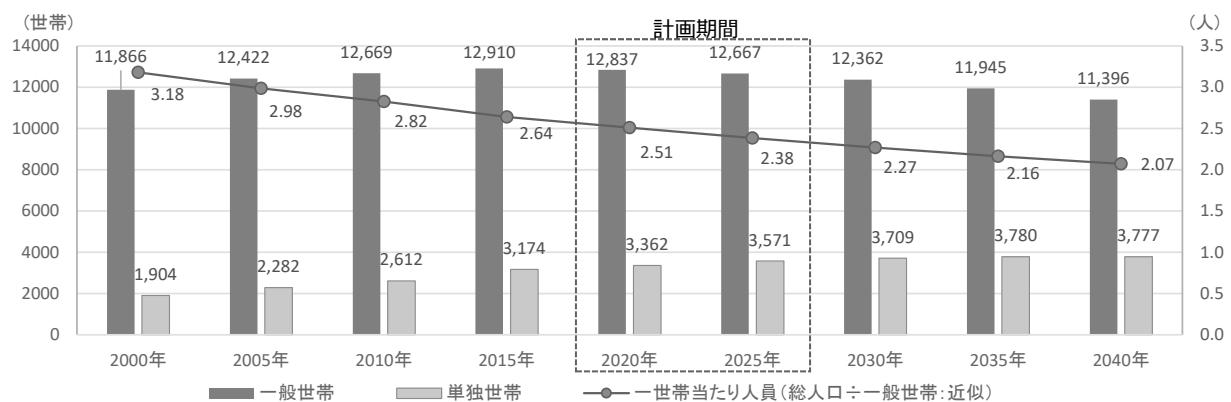
〔資料〕 2015年：国勢調査、
2020年以降は推計値

(2) 世帯

世帯数の推移をみると、平成12（2000）年から平成27（2015）年にかけて増加が続いていました。本町の人口（国勢調査）は平成12（2000）年がピークだったため、人口減少下でも世帯数は増えていました。このため一世帯あたりの世帯人員数は、平成12（2000）年に3.18人だったのが平成27（2015）年には2.64人に減少しました。今後世帯数は減少に転じると見込まれます。他方、世帯人員数は今後とも減少が続くと見込まれます。

世帯人員数の減少の大きな原因の一つが単独世帯の増加です。平成27（2015）年には4世帯に1世帯が単独世帯でした。令和22（2040）年には3世帯に1世帯が単独世帯になると見込まれます。

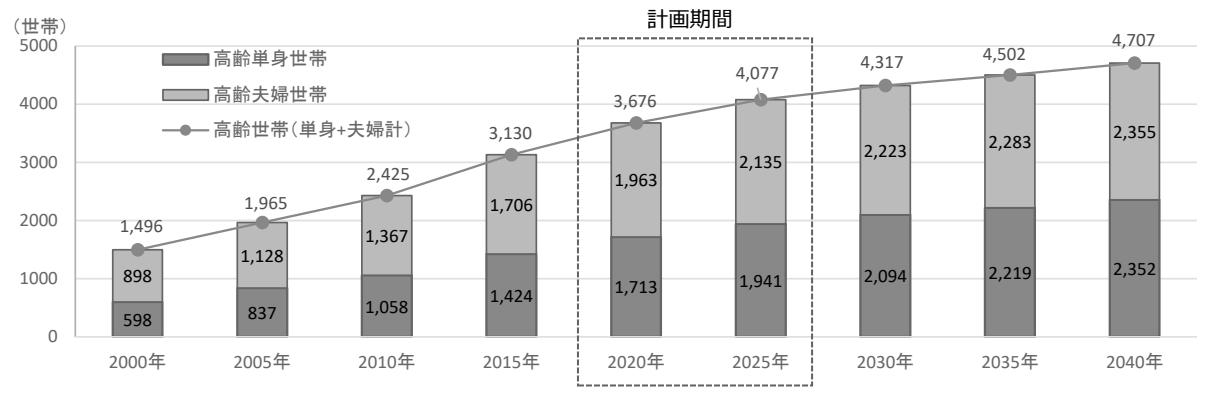
【世帯数及び一世帯当たり人員の推移と推計】



[資料] 国勢調査、2020年以降は推計値

本町の世帯数は今後減少に転じると見込まれますが、高齢世帯（単身世帯・夫婦のみの世帯）は今後とも増加すると見込まれます。特に、単身世帯の増加が顕著であり、令和22（2040）年頃までに高齢者世帯の半数を単身世帯が占めるようになる可能性があります。

【高齢世帯の推移】

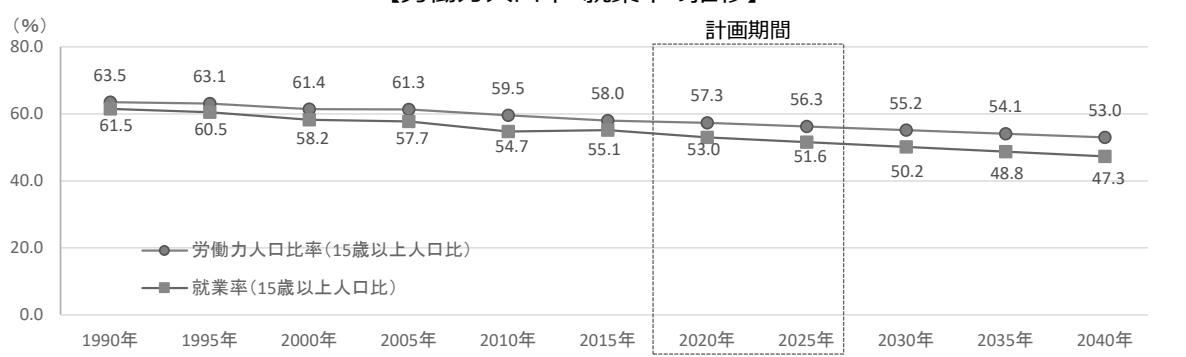


[資料] 国勢調査、2020年以降は推計値

(3) 就業者

15歳以上の人口に占める就業者数の割合は、平成2（1990）年から平成27（2015）年にかけて6.4%低下しました。この状況が続くと、令和12年以降（2030年代）には就業者数は15歳以上の人口の半数を割ると見込まれます。他方で近年、社会保障改革や働き方改革等を背景に、高齢者や女性の就業が増加傾向にあります。今後はA I（人工知能）等を中心とする技術革新の影響も顕著に現れると見込まれます。今後の地域活動に関しては、働く人の地域活動、企業の地域活動、社会的ビジネス等も視野に含めていく必要性が見込まれます。

【労働力人口率・就業率の推移】



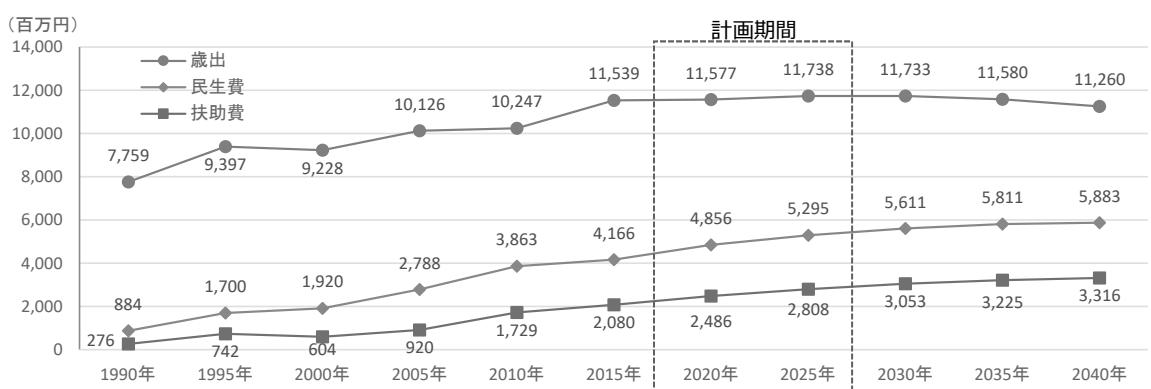
[資料] 内閣府「市区町村データベース」、2020年以降は推計値

(4) 財政

本町の歳出は増加基調で推移してきました。町の人口（国勢調査）は平成12（2000）年にピークを迎えましたが、その後も歳出は増加しており、町民一人当たりに換算した歳出額は増加傾向にあります。今後は人口減少が顕著になることから、町民一人当たりの歳出額の増加傾向が続いたとしても、歳出総額は、頭打ちか減少に転じる可能性があります。他方、民生費、及び扶助費は、歳出を上回る割合で増加してきました。人口減少の影響を受けて今後の伸びは多少緩やかになると見込まれますが、歳出全体に占める割合は増加すると見込まれます。従来の人口及び歳出の傾向がそのまま続くと仮定した場合、扶助費が歳出全体に占める割合は、平成22（2010）年時点に17%だったのが、令和7（2025）年には24%、令和22（2040）年には29%と計算されます。

※ここでの推計は統計的手法（回帰分析）によるもので、制度改正や社会経済動向等の影響、また、人口・歳出の詳細な構造については考慮していません。

【歳出、民生費、扶助費】



[資料] 財務課、2020年以降は推計値

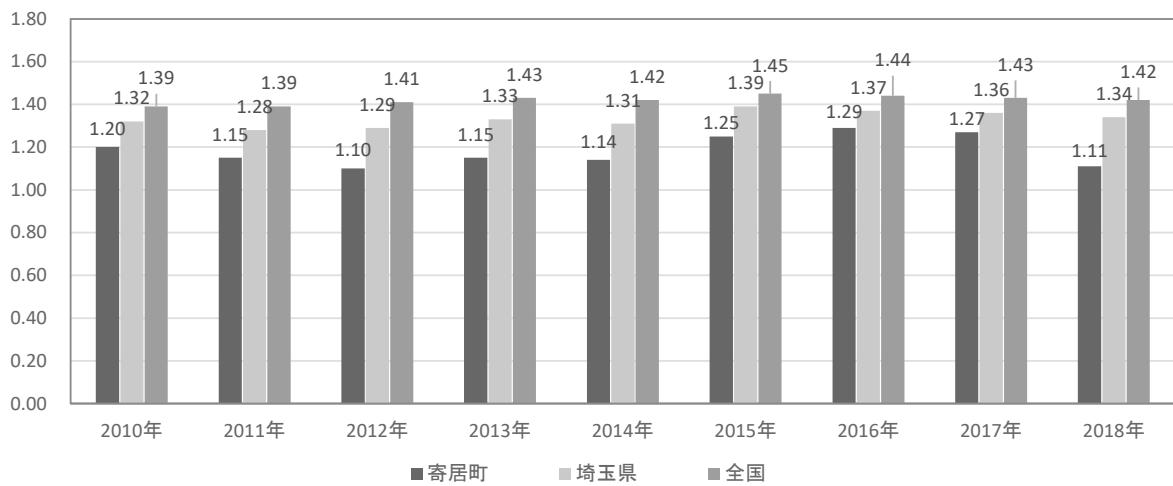
3. 多様な町民の状況

(1) 子ども・子育て世代

①子育て世代

本町の合計特殊出生率は、平成22（2010）年の1.20から平成24（2012）年の1.10まで低下しましたが、平成28（2016）年には1.29に回復しました。しかし、その後また低下し、平成30（2018）年には1.11になりました。この間、全国、埼玉県の出生率が概ね安定的な水準を保っているのに対し、本町の合計特殊出生率は短期的な人口動態、社会経済動向の影響を受けやすい様子がみられます。

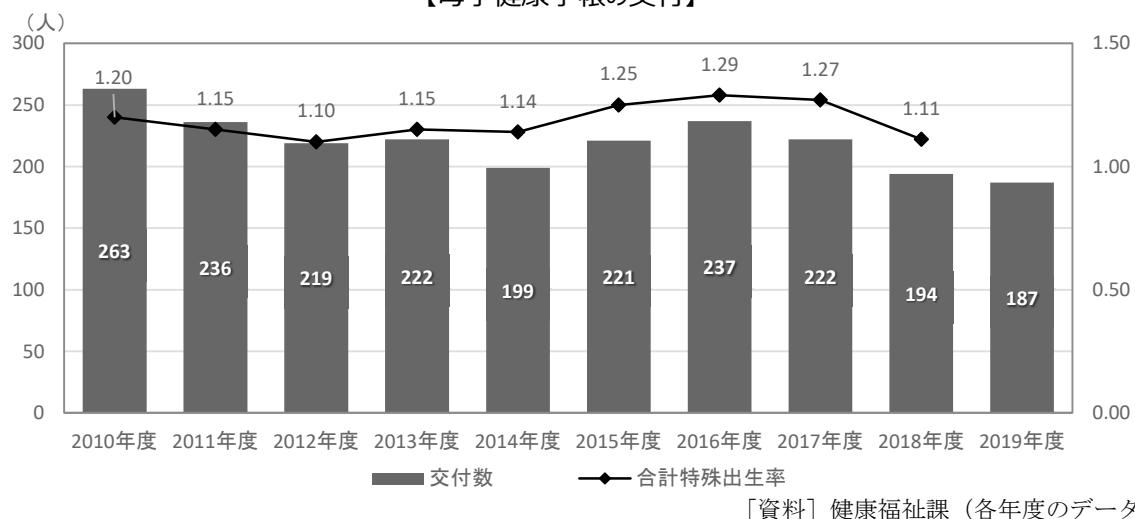
【合計特殊出生率の推移】



〔資料〕埼玉県合計特殊出生率

母親と子どもの健康の記録として母子健康手帳を交付しています。交付数は合計特殊出生率と同じような動きで推移しており、近年では平成28（2016）年度をピークに減少傾向が続いています。なお、出産年齢人口が減少していることから、合計特殊出生率を一定に保っても出生数の減少が見込まれます。

【母子健康手帳の交付】

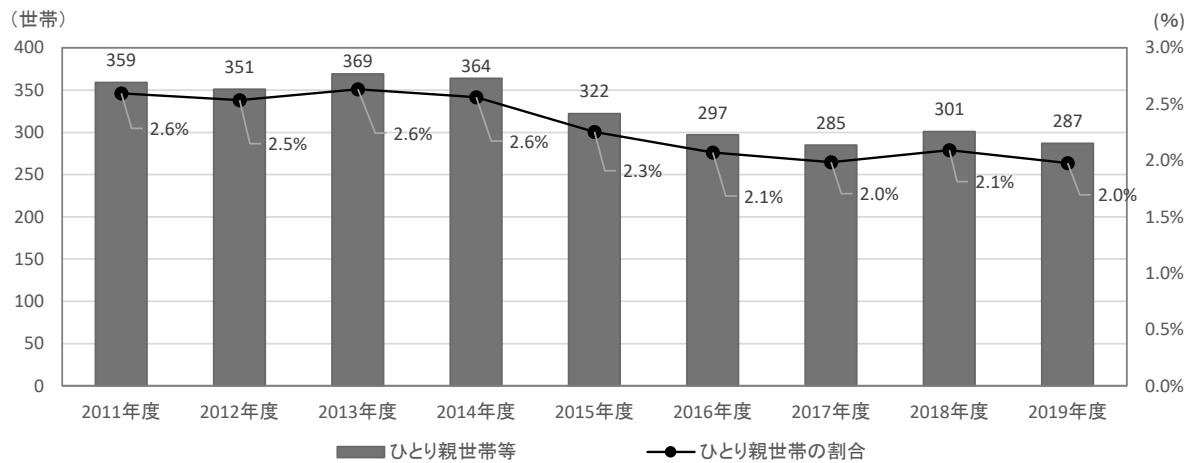


〔資料〕健康福祉課（各年度のデータ）

②ひとり親家庭

ひとり親家庭では生活困窮世帯も多いことから、生活の安定と自立を目的とした支援が行われています。少子化の進行に伴い、子どものいる世帯数は減少しているものの、ひとり親世帯数は、離婚率の上昇や未婚の出産の増加等を背景に、ここ数年横ばいで推移しています。

【ひとり親家庭等の推移】



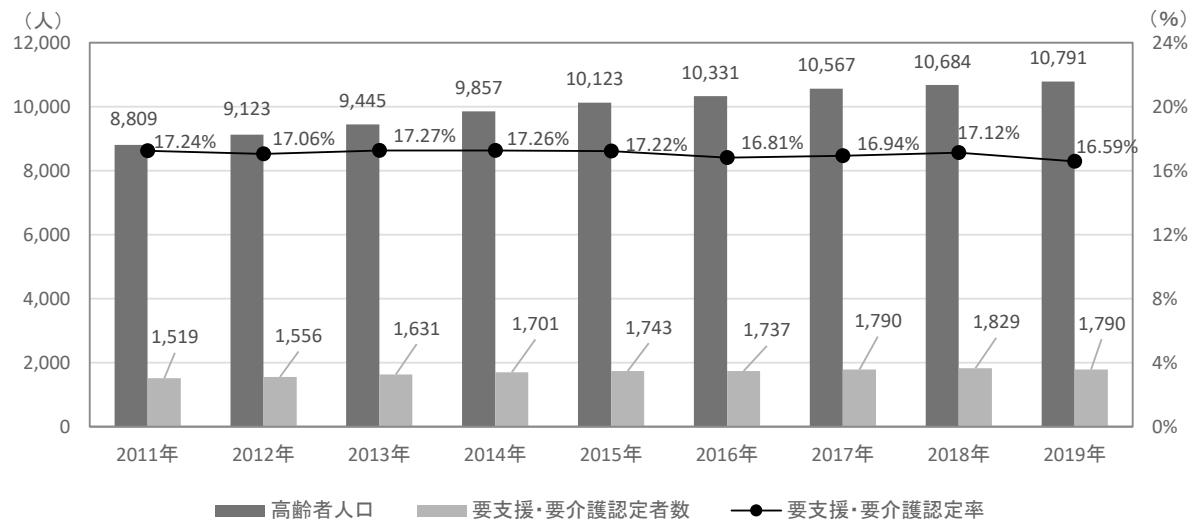
[資料] ひとり親世帯：子育て支援課（各年度のデータ）、世帯数：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 支援や介護が必要な高齢者

①要支援・要介護認定者

高齢者人口の増加に伴って要支援・要介護認定者数も増加してきており、平成30（2018）年度には1,800人を超えるました。一方、認定率は平成27（2015）年まで17%台で推移していましたが、平成28（2016）年に16%台に低下し、以降も平成30（2018）年を除いて16%台となっています。元気な高齢者も増えていると見込まれます。

【高齢者（第1号被保険者）に占める要支援・要介護認定者の推移】



[資料] 健康福祉課（各年10月1日）

要支援・要介護認定者の要介護度別の構成比をみると、要介護5の認定者の構成比が減少傾向にあります。ただし、近年では要介護4が増加傾向にあり、相対的に重度の要介護4・5の合計は増加傾向にあります。他方、平成30（2018）年までは要支援1・2及び要介護1の合計の構成比が増加しており、相対的に軽度の人の割合も増加傾向にありました。

【要支援・要介護度別認定者の構成比の推移（第1号被保険者）】

年	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2011年	10.6%	9.9%	17.4%	18.6%	16.6%	13.8%	13.1%
2012年	9.8%	9.6%	18.2%	19.3%	15.6%	13.2%	14.4%
2013年	10.7%	8.6%	18.5%	20.1%	16.5%	14.3%	11.2%
2014年	9.9%	9.1%	19.9%	19.5%	17.2%	13.3%	11.2%
2015年	11.5%	8.8%	18.8%	19.0%	17.0%	13.2%	11.6%
2016年	12.0%	8.2%	20.7%	17.9%	16.8%	12.5%	11.8%
2017年	12.0%	9.7%	19.7%	17.2%	16.3%	14.4%	10.8%
2018年	11.5%	10.3%	19.8%	16.9%	15.5%	15.1%	10.9%
2019年	9.6%	10.6%	18.1%	17.1%	17.0%	17.1%	10.6%

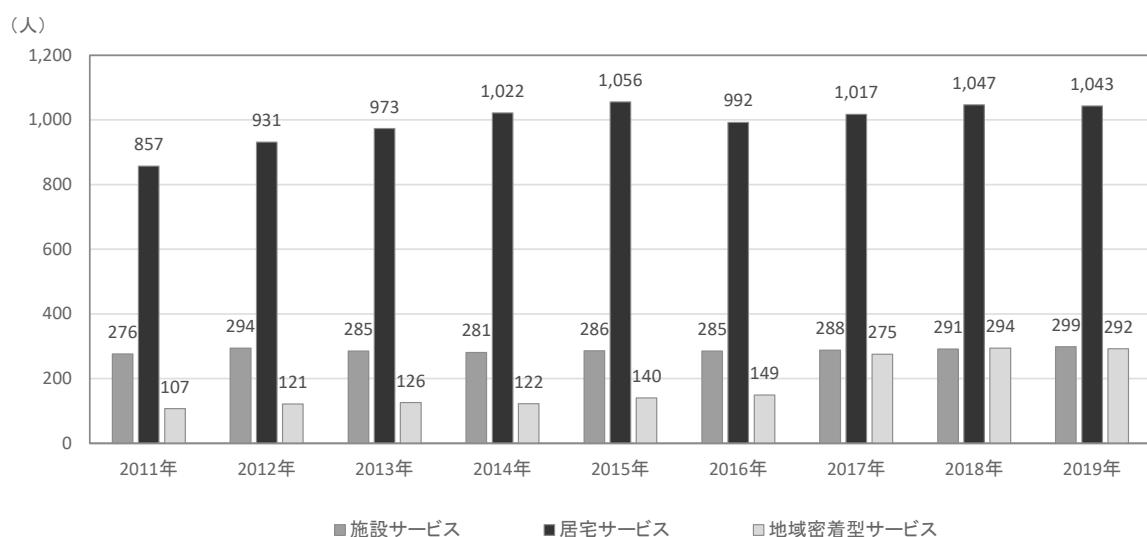
□要支援1 □要支援2 □要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

[資料] 健康福祉課（各年10月1日）

②介護保険サービス利用者

施設サービス利用者は平成24（2012）年以降、280人台から290人台の範囲で推移しており、大きな増減はありません。居宅サービス利用者は平成27（2015）年まで増加傾向にありました。それ以降は増加せず、概ね一定の水準で推移しています。地域密着型サービスは、小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスに移行したことに伴い、平成29（2017）年に大幅に増加しましたが、その後は大きな変化がないまま推移しています。

【介護保険サービス利用者の推移（第1号被保険者）】

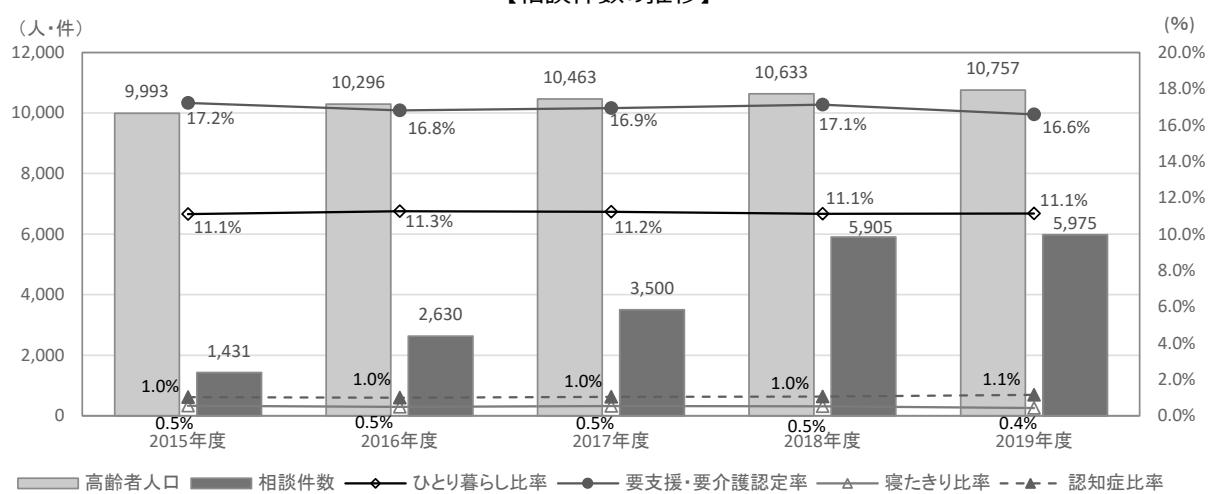


[資料] 健康福祉課（各年10月1日）

③地域包括支援センターの総合相談

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を行い、高齢者の日常生活や介護を総合的に支援しています。ここ数年、総合相談件数は急速に増加しています。高齢者人口が増えていることに加え、地域包括ケアシステムの整備に伴い、相談窓口へのパイプが広がったことや、センターの認知が進んだことが要因として考えられます。必要な支援につなぐ入り口として今後とも周知が重要です。

【相談件数の推移】



[資料] 相談件数：健康福祉課（各年度のデータ）、高齢者人口：住民基本台帳（各年10月1日）、

認定率：健康福祉課（各年10月末）、他：健康福祉課（各年6月1日）

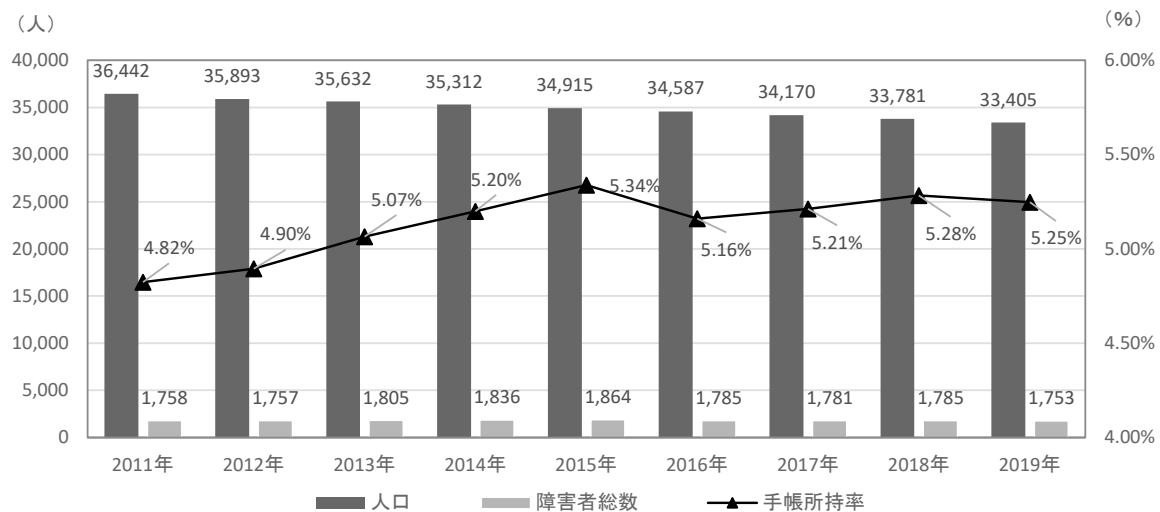
(3) 障害者

①障害者手帳の所持者の推移

障害者手帳所持者は増加傾向にありましたが、平成27（2015）年をピークに近年は減少傾向にあります。本町では総人口も減少していることから、総人口に占める割合は、ここ数年5%台前半で横ばい傾向にあります。

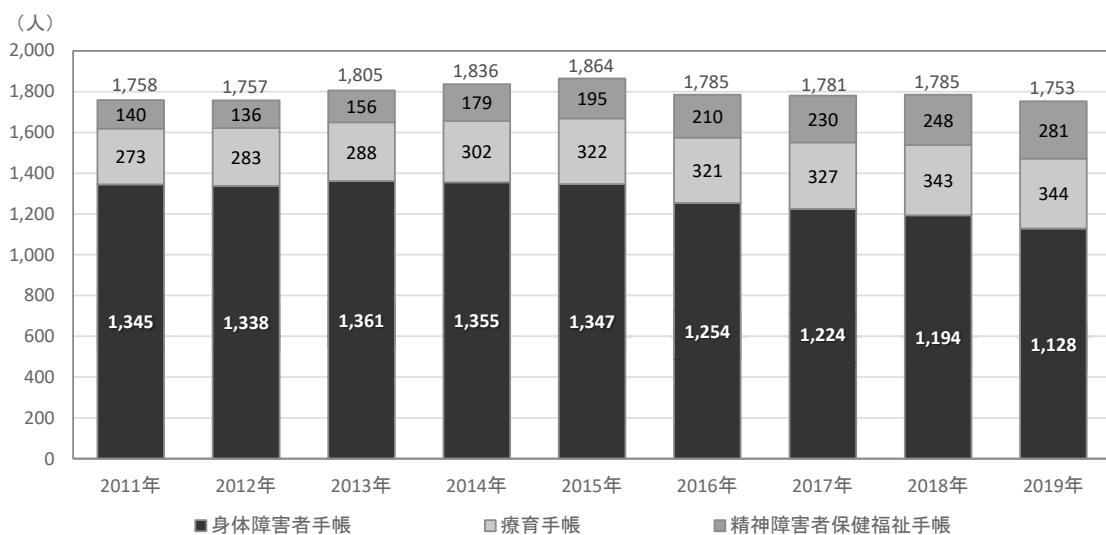
身体障害者手帳所持者は、近年、減少傾向が顕著ですが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。令和元（2019）年現在の構成比は、身体障害者手帳所持者が64.3%、療育手帳所持者が19.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が16.0%となっています。

【障害者手帳の所持者の推移】



[資料] 健康福祉課「民生委員・児童委員調査」（各年10月1日）

【障害者手帳別構成の推移】



[資料] 健康福祉課（各年10月1日）

(4) 権利擁護が必要な町民

虐待、経済的被害、差別等による権利侵害からの保護や、判断能力が不十分な人の意向の反映等は、権利擁護の中心となる業務です。

成年後見制度に関する権利擁護相談のうち、生活相談は日常生活全般に関する相談に対応しており、法律相談は相続、遺言、契約、財産管理等に関する法律相談に対応しています。生活相談は近年急増しています。法律相談は、生活相談を経て対応することになりますが、平成30（2018）年度まで0件で推移し、令和元（2019）年度に1件となりました。成年後見制度の利用件数、町長による申立件数についてみると、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度にかけて毎年数件生じており、利用件数は平成28（2016）年度以降、微増傾向にあります。

虐待に関する相談では、児童虐待の相談が多くなっており、毎年20件台から30件台で推移しています。高齢者虐待の相談は、平成27（2015）年度、平成28（2016）年度は0件でしたが、平成29（2017）年度以降は毎年、数件程度で推移しています。

【成年後見制度の相談・利用件数等】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
権利擁護相談件数(生活相談)	0	0	8	49	63
権利擁護相談件数(法律相談)	0	0	0	0	1
利用件数	2	1	2	3	5
町長による申立件数	2	4	2	2	3

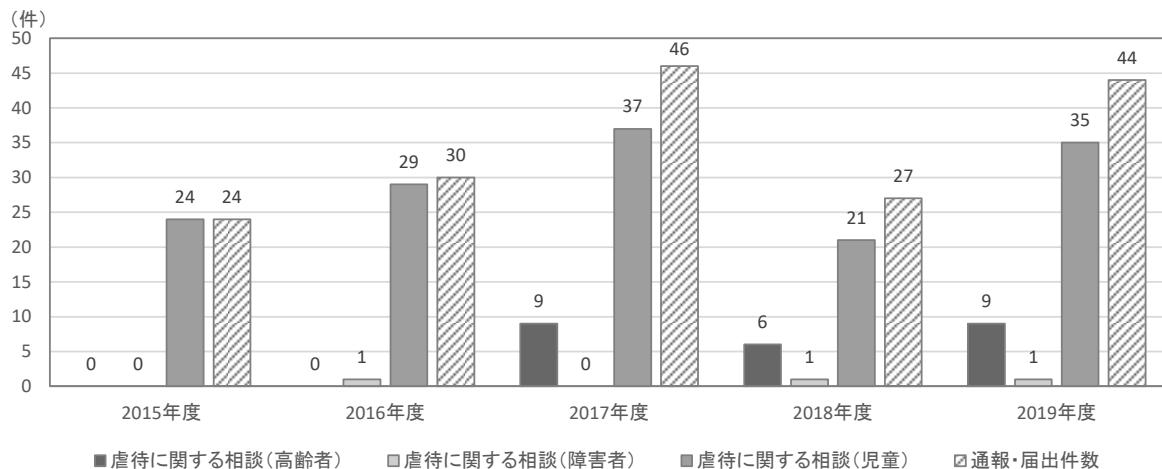
〔資料〕健康福祉課（各年度のデータ）

【成年後見人】

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
法人後見人	0	0	0	1	0
市民後見人	0	0	0	0	0

〔資料〕健康福祉課（各年度のデータ）

【虐待に関する相談】

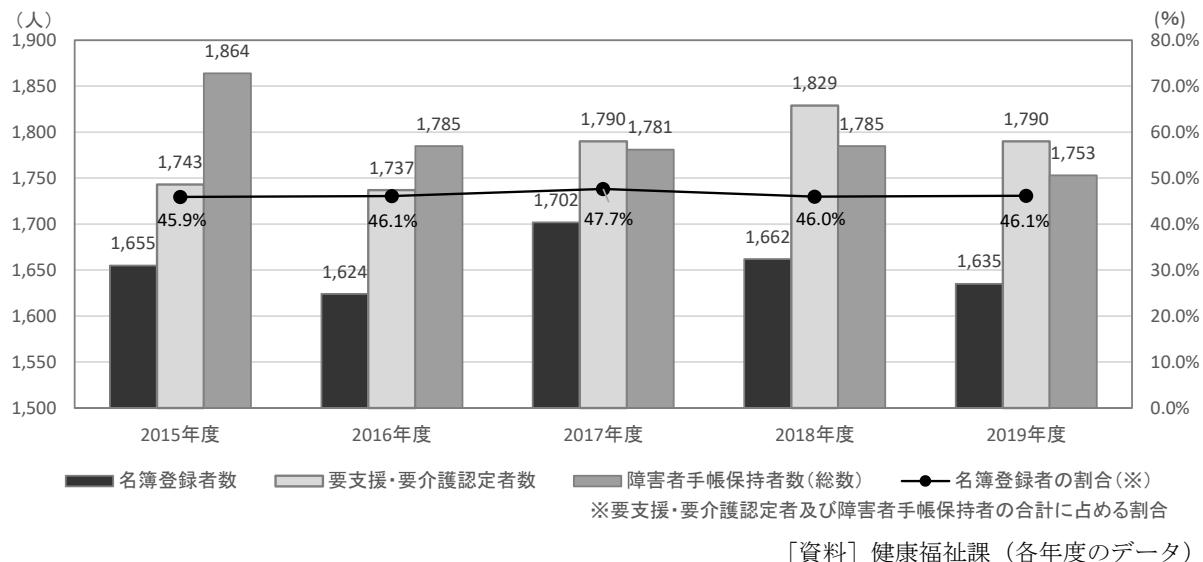


〔資料〕健康福祉課・子育て支援課（各年度のデータ）

(5) 災害時等の避難行動に支援が必要な町民

災害対策基本法により、避難行動要支援者（自ら避難することが困難な人）の名簿の作成が市町村に義務づけられています。名簿登録者数は毎年増減していますが、要支援・要介護認定者数及び障害者手帳所持者数の合計数（延べ）に対する割合でみると、横ばい（45%台～47%台）で推移しています。

【避難行動要支援者名簿登録者数】

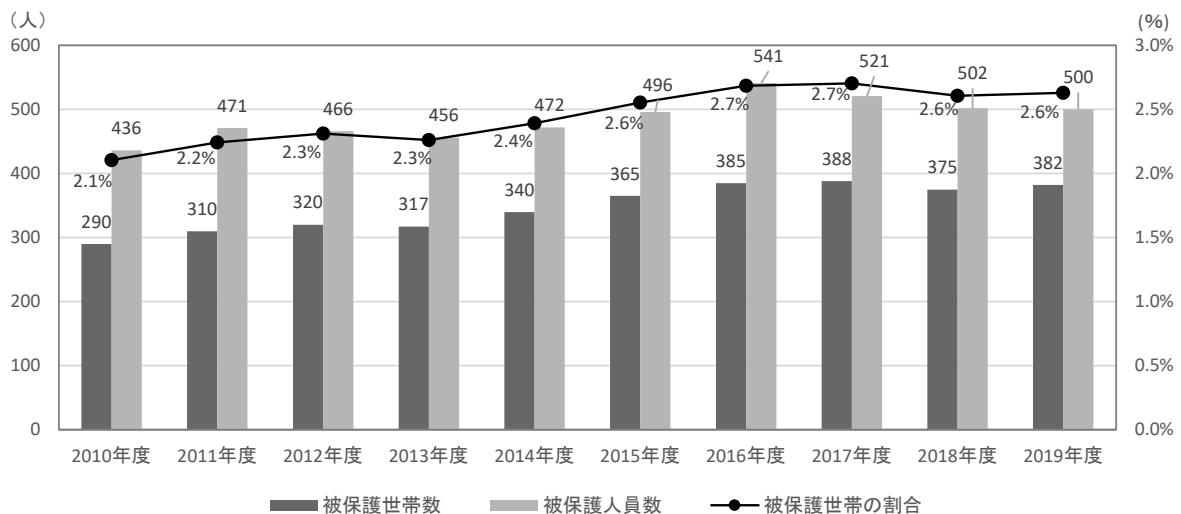


(6) 生活困窮等

①生活保護受給世帯

生活保護受給世帯数は、平成17（2005）年には118世帯でした。その後増加し、平成22（2010）年には290世帯、平成29（2017）年には388世帯となっており、その後も同水準で推移しています。世帯数全体に占める割合は2%台後半で推移しています。

【被保護世帯数・被保護人員数の推移】



〔資料〕 被保護世帯・被保護人員：健康福祉課（各年度のデータ）、世帯数：住民基本台帳（各年4月1日）

②生活困窮者

生活困窮者自立支援法により、「仕事が見つからない」「家賃が払えない」「社会に出るのが不安」等、さまざまな困難を抱えて生活に困窮している人の相談・支援を行っています。自立支援相談事業の相談件数は、平成28（2016）年度から平成29（2019）年度にかけて40件台で推移しています。

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の流行を背景とした経済の低迷により、生活が困窮した世帯からの相談が増加しました。感染症、災害、経済危機等の大きな出来事が、今後とも生活困窮世帯や生活保護受給世帯の増加の引き金となる可能性があります。

【自立支援相談件数の推移】

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
相談件数	29	40	45	40	40

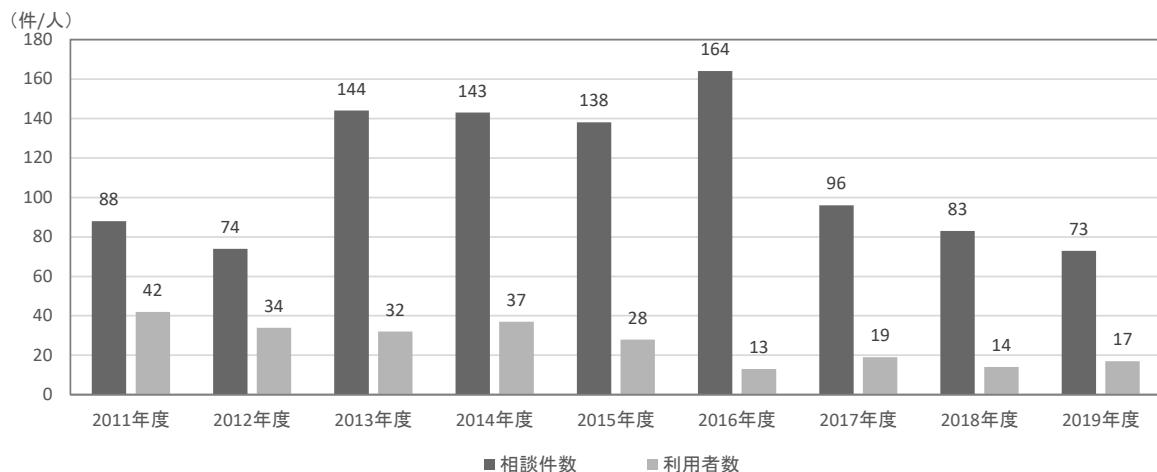
〔資料〕 寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）

③福祉資金の相談者・利用者

寄居町福祉資金は、低所得世帯に対して、生活資金の貸付を行うことにより生活の安定を図ることを目的とした制度です。

相談件数は、平成28（2016）年度をピークに近年は減少傾向にあります。また、利用者も平成28（2016）年度以降は10件台で推移しており、以前に比べて少なくなっています。

【福祉資金の相談件数、利用件数の推移】

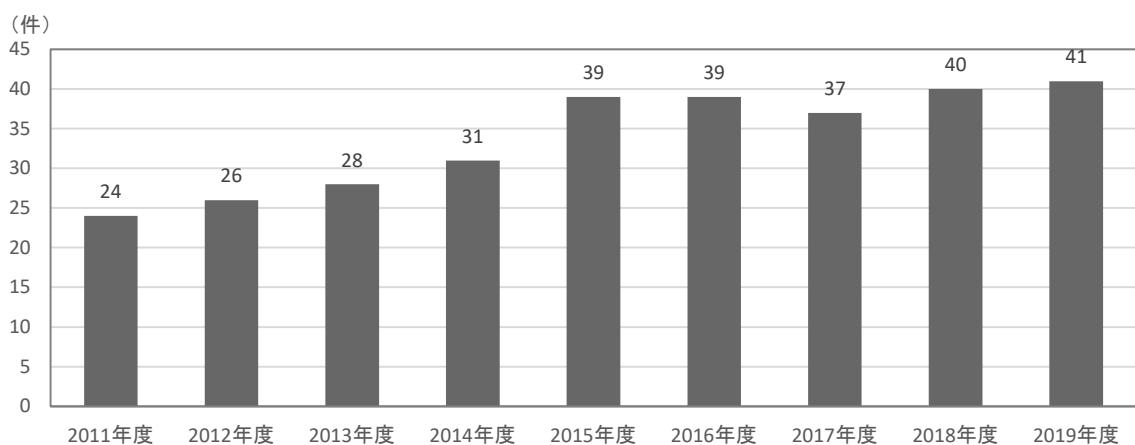


〔資料〕 寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）

④福祉サービス利用援助事業 利用契約者

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方等、ひとりで生活していくには不安がある方に、福祉サービスの手続きや日常の金銭管理等の援助を行っています。以前は増加傾向にありましたが、平成27（2015）年度以降は横ばいで推移しています。

【福祉サービス利用援助事業 利用契約件数の推移】



〔資料〕 寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）

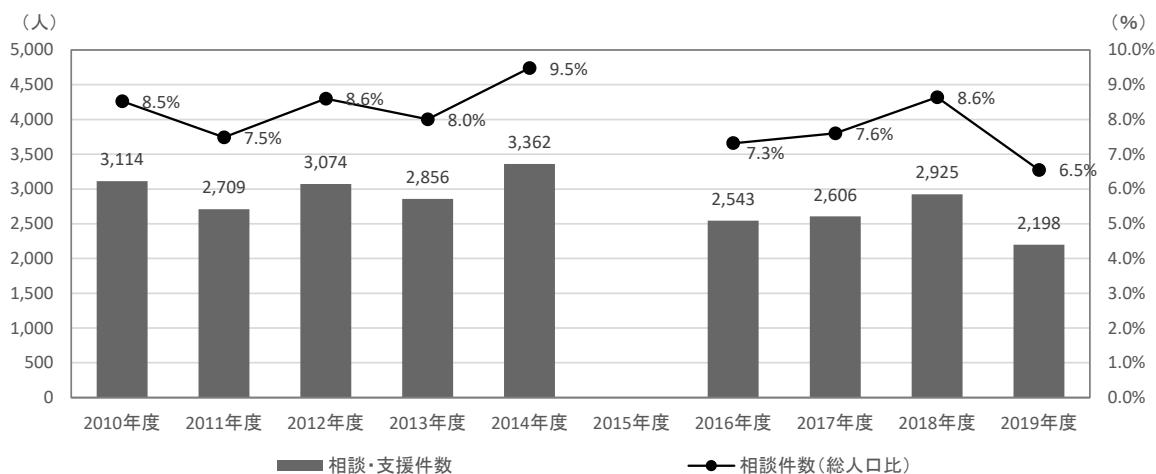
4. 活動の担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、行政と住民のパイプ役として地域の相談・援助活動を行っており、支援を必要とする町民と行政・専門機関をつなぐため最前線で活動しています。

年間の相談件数は、平成28（2016）年度以降、2,000件台で推移しており、以前に比べてやや少なくなっています。相談件数を総人口比でみると、平成29（2019）年度には6.5%となっており、平成22（2010）年度以降、最も低くなっています。

【民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移】

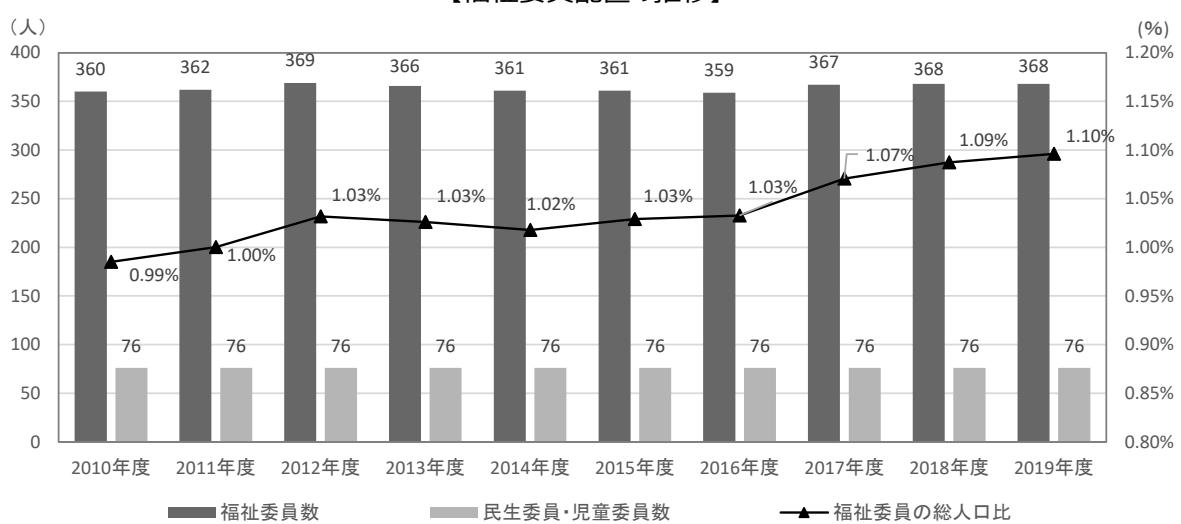


[資料] 相談・支援件数：健康福祉課(各年度のデータ、2015年はデータ不在)、総人口：住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 福祉委員

福祉委員は支援が必要な方々の見守り活動・日常支援活動・ふれあいきいきサロン開催等を通じて地域の福祉コミュニティづくりを支えています。平成13（2001）年から町内全域に配置し、毎年360人程度で活動しています。

【福祉委員配置の推移】

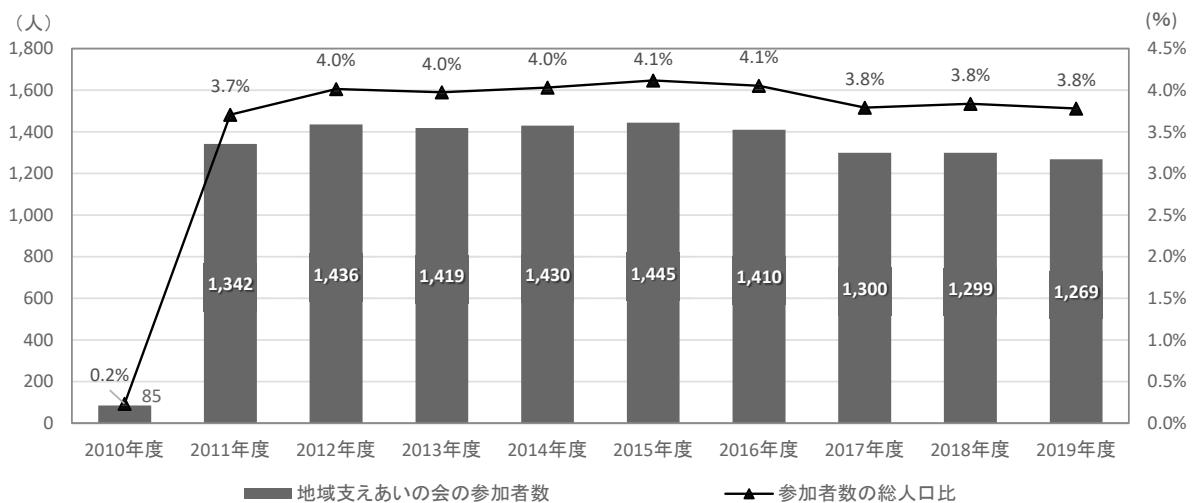


[資料] 福祉委員数、民生委員・児童委員数：寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）、総人口：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 地域支えあいの会

自分たちの地域の福祉を自分たちで考え、地域でできる福祉活動を行うため、町内67の行政区のすべてで地域支えあいの会が組織され、福祉活動を推進しています。令和元（2019）年度の会員数は1,269人です。総人口に占める会員の割合は4%前後で推移しており、0歳から100歳以上までの全町民の25人に1人が会員となっています。

【地域支えあいの会組織化の推移】

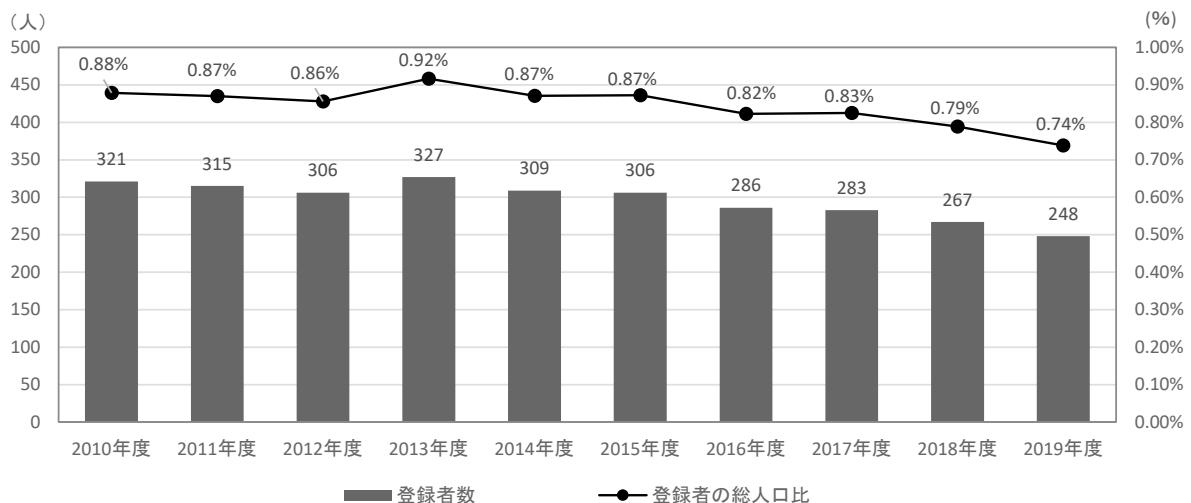


[資料] 参加者数：寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）、総人口：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 登録ボランティア

寄居町社会福祉協議会では、地域の支援を必要とする方々のため、様々な分野で活動するボランティアを募集し、登録を行っています。平成27（2015）年度までは毎年300人以上の方が登録していましたが、近年は減少傾向にあります。総人口に占めるボランティア登録者数の割合も低下傾向にあり、活動の担い手の確保が課題です。なお、令和元（2019）年度には25団体、248人が登録しています。

【登録ボランティアの推移】

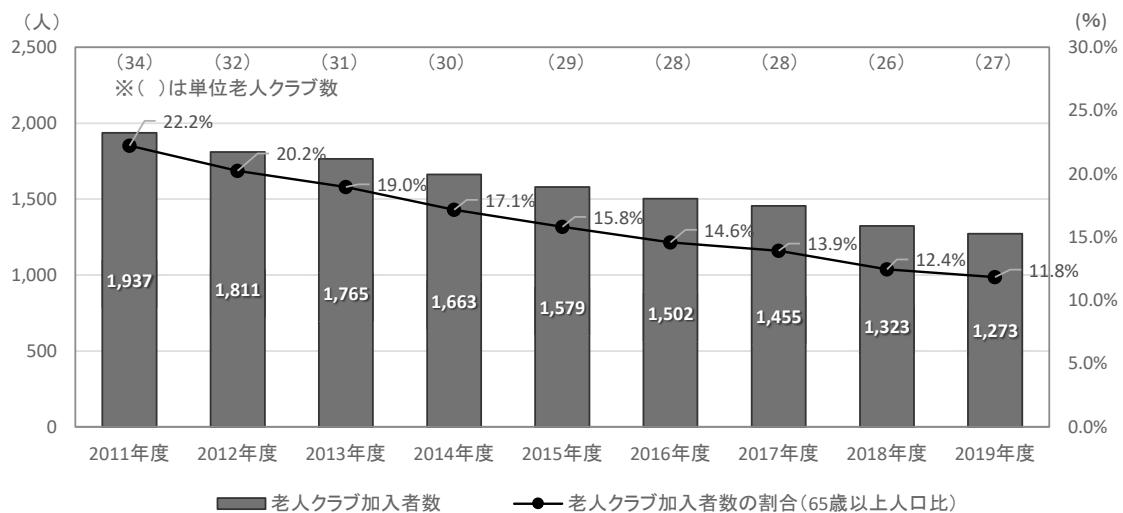


[資料] 登録者数：寄居町社会福祉協議会（各年度のデータ）、総人口：住民基本台帳（各年4月1日）

(5) 老人クラブ

老人クラブは、令和元（2019）年度現在、本町内に27団体あります。高齢者人口の増加に反し、老人クラブの加入者は減少傾向にあります。65歳以上の人口に占める加入者数の割合は平成23（2011）年度に22.2%でしたが、令和元（2019）年度には11.8%にまで低下しています。これは定年年齢の引き上げや定年後の継続雇用制度の導入等、より高齢になるまで働いていることや高齢期の過ごし方の多様化、価値観の変化等が影響していると思われます。

【老人クラブ加入状況推移】



[資料]加入者数：健康福祉課（各年4月1日）、65歳以上人口：住民基本台帳（各年4月1日）

◆◇◆ 寄居町の特徴的な取り組み ◆◇◆

福祉委員

福祉委員は寄居町の独自の制度です。平成13（2001）年度から町内全域に配置しており、20年に渡って住民自らが身近な地域の互助を支える仕組みとして機能してきました。今日、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが推進されはじめたところですが、それを早くから先取りした仕組みとして、本町では既に各地域で定着しています。

福祉委員の活動は、主に見守りや声かけ等のコミュニティ活動です。福祉委員の中心的な担い手は、子育てを終えた50歳代、定年退職した60歳代以上であり、支援が必要な高齢者等にとっても身近な存在です。毎年約360人が福祉委員として活動しており、中には何年も継続して委員を担っている人も少なからずいます。

福祉委員の活動は、民生委員・児童委員とも連携しており、民生委員・児童委員の負担の抑制にもつながっています。また、福祉委員で活動した経験を活かし、民生委員・児童委員になる人も出てきており、福祉委員制度は福祉活動の入り口としても機能していると見込まれます。こうしたことでも一つの要因となり、各地で民生委員・児童委員の欠員が出る中、本町では欠員が生じることなく効果的・効率的な民生委員・児童委員活動が展開されています。

本町における地域共生社会の実現に向けた中心的な担い手として、今後とも活動の推進が期待されます。



多世代交流



見守り活動



ふれあいいきいきサロンでの活動

地域支えあいの会

本町では、住民自らが自分たちの地域の福祉を考え、自分たちでできる福祉活動を行うため、平成23（2011）年から地域支えあいの会の組織化をはじめました。翌平成24（2012）年には町内67の行政区すべてに地域支えあいの会が組織されました。会の担い手は、区長、衛生委員、道路委員、民生委員・児童委員、福祉委員、及び区長経験者、民生委員・児童委員経験者等を中心としています。福祉に限らず、多様な住民が関わる組織となっており、地域のネットワークづくりのかなめとして機能しています。令和元（2019）年度の会員（参加者）数は1,269人となっており、総人口に占める割合は約4%となっています。実に町民の25人に1人が地域支えあいの会に属している計算となります。

各行政区における互助の基盤として地域サロンの企画・運営を中心に活動しています。最近では行方不明者の捜索等を行う機会が増え、新たな活動として定着してきています。

社会福祉協議会では、町内のすべての地域支えあいの会が集まる連絡会を毎年2回ずつ開催しており、課題や先進的な活動等の情報交換・情報共有を図っています。地域共生社会の一翼を担う住民側の中核的な組織として、今後とも活動の充実が期待されます。



地域支えあいの会連絡会



地域支えあいの会連絡会



地域支えあいの会でのラジオ体操



常設サロン運営委員会

寄居町共助のまちづくりネットワーク会議

共助のまちづくりネットワーク会議は、地域住民、町内事業所、専門機関等を含めた共助の仕組みづくりを目的に、平成28（2016）年8月に発足しました。構成団体とともに町内の広域的な見守り活動を展開しています。次の5つのポイントを目指して活動しています。

ポイント 1

町ぐるみの見守り活動 [見守り活動ネットワーク]

地域住民や協力事業所等が日常の生活や業務の中で行う見守りを、町全体のネットワークで結びます。

ポイント 2

地域住民の社会参加を促進 [地域を担う人材の発掘・育成]

地域住民の社会参加を促進するとともに、子どもから高齢者まで、誰もが地域を担う人材として捉え、誰もが共助のまちづくりに参加できる風土づくりを進めます。

ポイント 3

自分たちにできることを推進 [地域の社会資源の開発・改善]

自分たちで解決できることは自分たちで対応し、できないことは公的機関につなぎます。そして新たなサービスの立ち上げや推進に協力し、在宅生活支援について一緒に考えます。

ポイント 4

みんなで手を携えた活動 [困難な課題への連携対応]

地域住民や協力事業所で解決することが困難な課題は、専門機関につなぎ対応します。また、見守り等の協力が必要な場合は、地域住民や協力事業所と専門機関が連携して対応します。

ポイント 5

ずっと地域で暮らせる社会づくり [地域包括ケアシステムの構築]

医療、看護、介護等の専門的ケアと、地域住民の助けあい活動で、支援を必要とする方の在宅生活を、みんなで包み込むように支えていける社会を目指します。

一活動紹介一

寄居町見守りネットワーク

私たちも高齢者や子どもたちをさりげなく見守ります

① 各地区的 地域支えあいの会々員

お茶のみや食事会などのいきいきサロン開催や、熱中症予防等の啓発、声かけによる見守りを行っています。

② 参画団体や見守りネットワーク協力事業所

参画団体に加え、見守りネットワーク事業の協力事業所として、コンビニエンスストアや商店街にて活動いたしております。

③ みんなで取り組む 迷い人一齊確認事業

行政的災害備蓄で迷い人に購する方法が手っ取り早く、該当する方がいるのかを、可燃包装物や瓦斯用具の外に出で確認します。

該当する方がいた場合は、奇密監査へ連絡をお願いします。

④ 支援の事例

金融相談より、通帳再発行の手数料割引について、地元金融機関や銀行の窓口に相談が受けました。銀行担当の方から、医療・介護・地域の方による見守り活動などを推奨し、地域での生活を支援しました。

-問い合わせ-

社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会
〒360-1221 寄居町大字保田原301 保健福祉総合センター内
TEL 048-681-8523 FAX 048-681-8544
URL <http://www.yoriiishakyo.jp/>

あなたも参加
みんなで支える 共に生きるまちづくり

寄居町共助のまちづくりネットワーク会議

それが社会的役割を発揮 機動的の共有と連携を強化してみんなで未来を考える

見守り活動ネットワーク 地域を担う人材の発掘・育成 地域の社会資源の開発・改善 困難な課題への連携対応 地域包括ケアシステムの構築

助けられたり、助けたり。
地域住民も事業所も、
公的機関も手をつなぎ、
みんなで共助のまちづくりを
推進しましょう。

第2層生活支援・介護予防体制整備推進協議会の地域アンケート

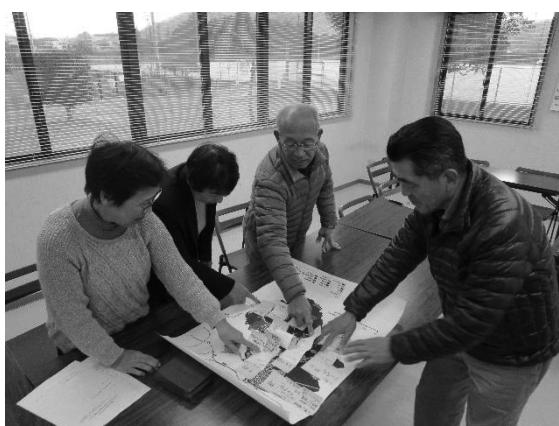
地域の課題やニーズを把握する一つの方法として、地域単位で住民のニーズを把握するアンケートを令和2（2020）年に実施しました。令和2（2020）年に先進地をヒアリングした時に、その地域で実施したアンケートが紹介されたのがきっかけです。寄居町でもできそうだということになり、さっそく第2層の3地域で実施に至りました。寄居町のアンケートでは、地域共生社会における住民相互の支え合いのイメージを可視化するため、「必要な支援」のほかに「自分にできること」も聞いています。調査も集計も住民が自ら行うことで、住民の主体性と見識が高まる効果もありました。

アンケート調査はニーズの把握を目的として始まったのですが、調査の実施を通じて見守りや孤立防止、さらには住民の主体性の向上にも機能する可能性が見えてきました。調査結果や調査の実施効果を検証し、地域共生社会の実現を見すえて今後の展開を検討します。

アンケートの回答整理



ニーズと支援の見える化



地域課題や支援方法の検討



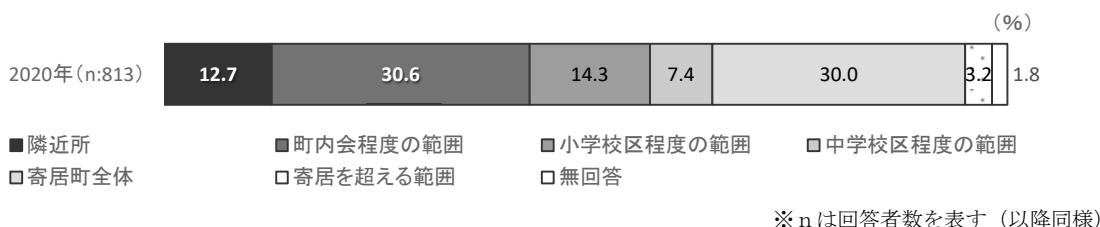
5. 町民の意識

(1) コミュニティの状況

①町民がイメージする「地域」の範囲

町民ぐるみで地域福祉を推進するにあたり、町民がイメージする「地域」の範囲について聞いたところ、「町内会程度の範囲」が30.6%程度で多くなっています。このほか、概ね中学校区を想定する「日常生活圏域」よりも狭い範囲を挙げた人を合計すると半数以上となっており、より身近な範囲で、交流・活動の機会や支援につながる仕組みの充実を図っていくことの重要性がうかがえます。

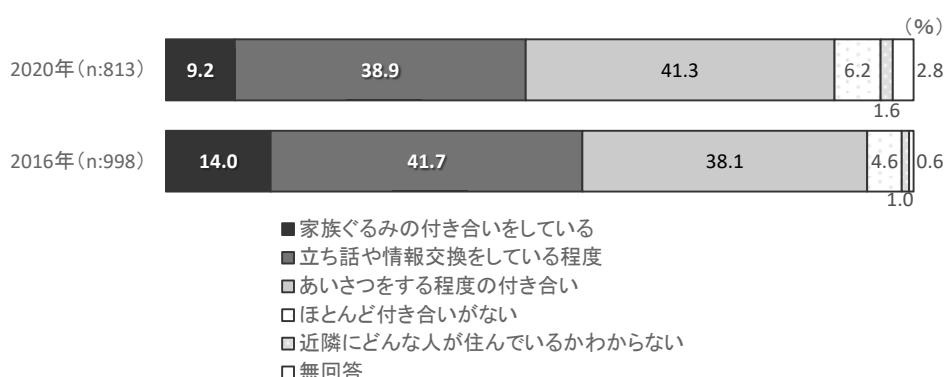
【町民がイメージする「地域」の範囲】



②近所づきあい

近所づきあいについて聞いたところ、「立ち話や情報交換をしている程度」が38.9%、また、「あいさつをする程度」が41.3%で多くを占めています。平成28（2016）年の調査と比べると、「立ち話や情報交換をしている程度」が微減し、「あいさつをする程度」が微増しており、本町においてもコミュニティにおける人間関係の希薄化が進んでいる様子が現れています。しかし、「ほとんど付き合いがない」「近所にどんな人が住んでいるかわからない」は非常に少数にとどまっており、コミュニティの崩壊という状況ではありません。全国的にコミュニティの崩壊が叫ばれて久しい今日、現在の本町のコミュニティにおける社会的関係性は、地域の大切な資産として残っています。

【近所づきあいの状況】

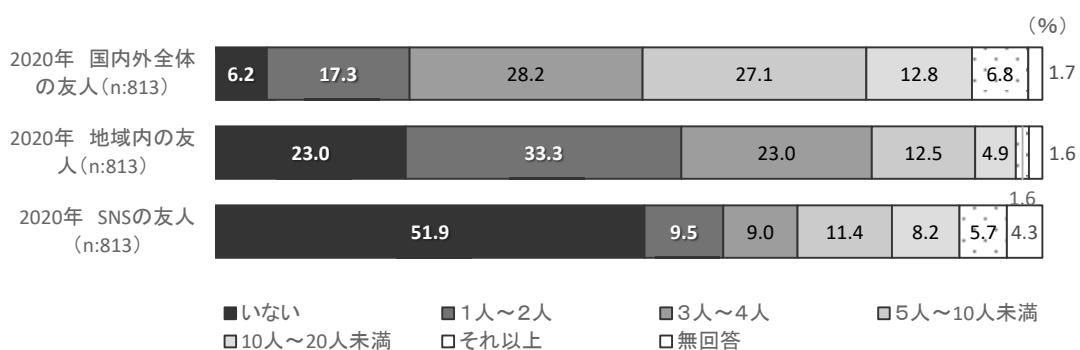


③ソーシャルキャピタル¹¹

近所づきあいの程度とともに、友人や頼れる人もソーシャルキャピタルを表す重要な要素となります。友人と呼べる人及び頼りになる人の人数について、国内外全体、地域内、SNS（ソーシャルネットワークサービス）¹²上に分けて聞いたところ、国内外全体では「いない」は6.2%と少数にとどまっています。地域内に限ると「いない」は23.0%となっており、地域内では、孤独や孤立に陥ってしまう可能性のある人が少なからずいる様子がうかがえます。

近年、SNSが急速に普及しており、SNS普及率は80%程度という調査結果¹³もありますが、SNS上で友人と呼べる人、頼りになる人がいる人は半数弱となっています。SNSの普及率ほど、SNS上での関係性の形成は進んでいない様子がうかがえます。

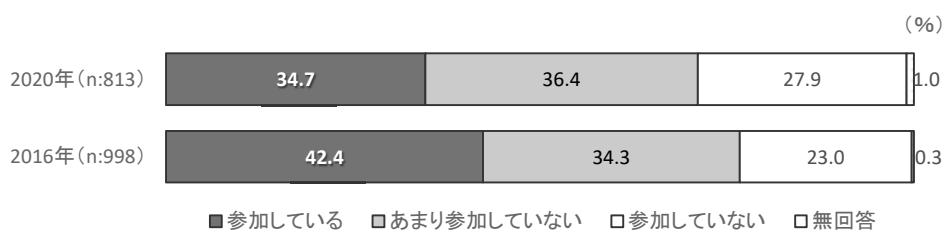
【友人と呼べる人・頼れる人の人数】



④行事・活動への参加

町内の行事や活動への参加状況について聞いたところ、「参加している」が34.7%、「あまり参加していない」が36.4%、「参加していない」が27.9%となっており、概ね三つに分かれています。平成28（2016）年の調査結果と比べると、「参加している」が減少し、「参加していない」が増加しています。

【町内の行事・活動への参加状況】



¹¹ ソーシャルキャピタル：社会関係資本と訳される。社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す。

¹² SNS（ソーシャルネットワークサービス）：人と人とのコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネット上のサービス

¹³ 令和2（2020）年度の民間調査結果（ICT総研 SNS利用動向に関する調査）。

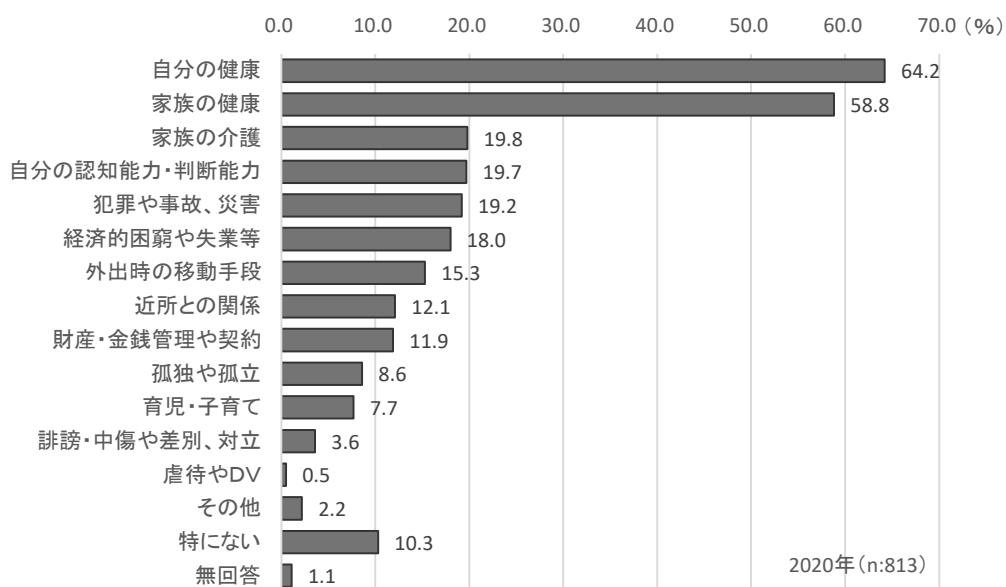
(2) 地域生活課題

①日常生活での不安や悩み

日常生活での不安や悩みについて聞いたところ、「自分の健康」(64.2%)と「家族の健康」(58.8%)が突出して多くなっています。

他方、例えば、法定計画のある「育児・子育て」は7.7%となっていますが、これを超える数値が多くの項目で見られます。従来、個人的な課題であった不安や悩みが、一般的な課題として社会に横たわっている可能性があります。このような課題に対しては、従来の制度的な福祉だけでは対応に限界があるため、総合的な対応が重要となります。

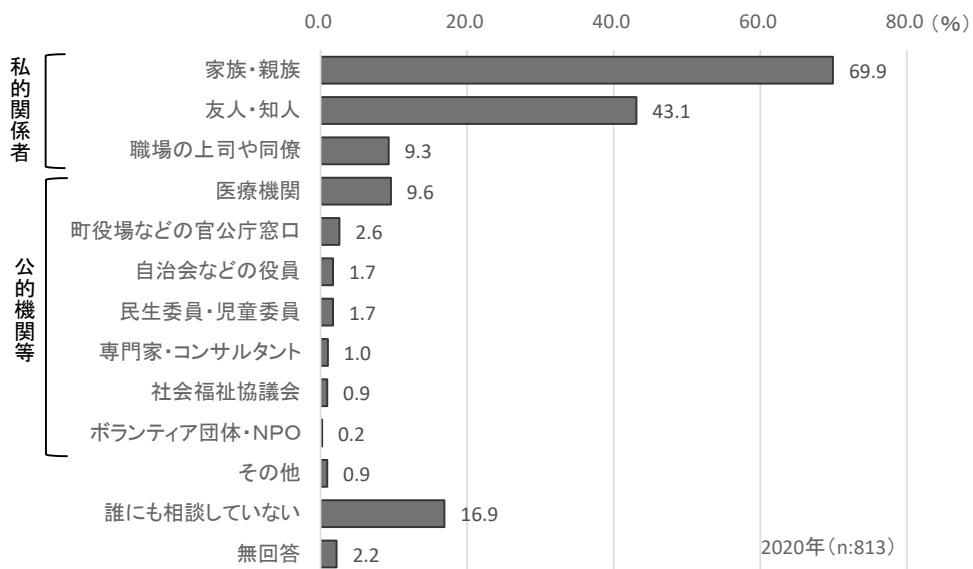
【日常生活での不安や悩み】



②相談先

不安や悩みの相談先について聞いたところ、「家族・親族」(69.9%)、「友人・知人」(43.1%)が際立って多くなっています。このような私的な関係者を超えて、公的機関や専門家等に相談しているケースは少数にとどまっています。他方で、「誰にも相談していない」が16.9%となって比較的多くなっています。

【日常生活での不安や悩みの相談先】



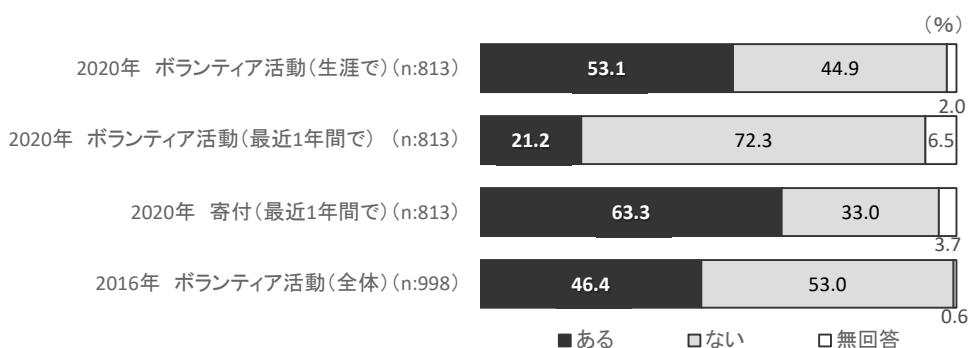
(3) 地域活動・ボランティア活動

①ボランティア活動参加状況・寄付実施状況

ボランティア活動の参加状況について聞いたところ、生涯で参加したことのある人は53.1%となっています。最近1年間に限ると、「ある」は21.2%にとどまっており、継続的に、あるいは頻繁に活動している人は少数であることがわかります。

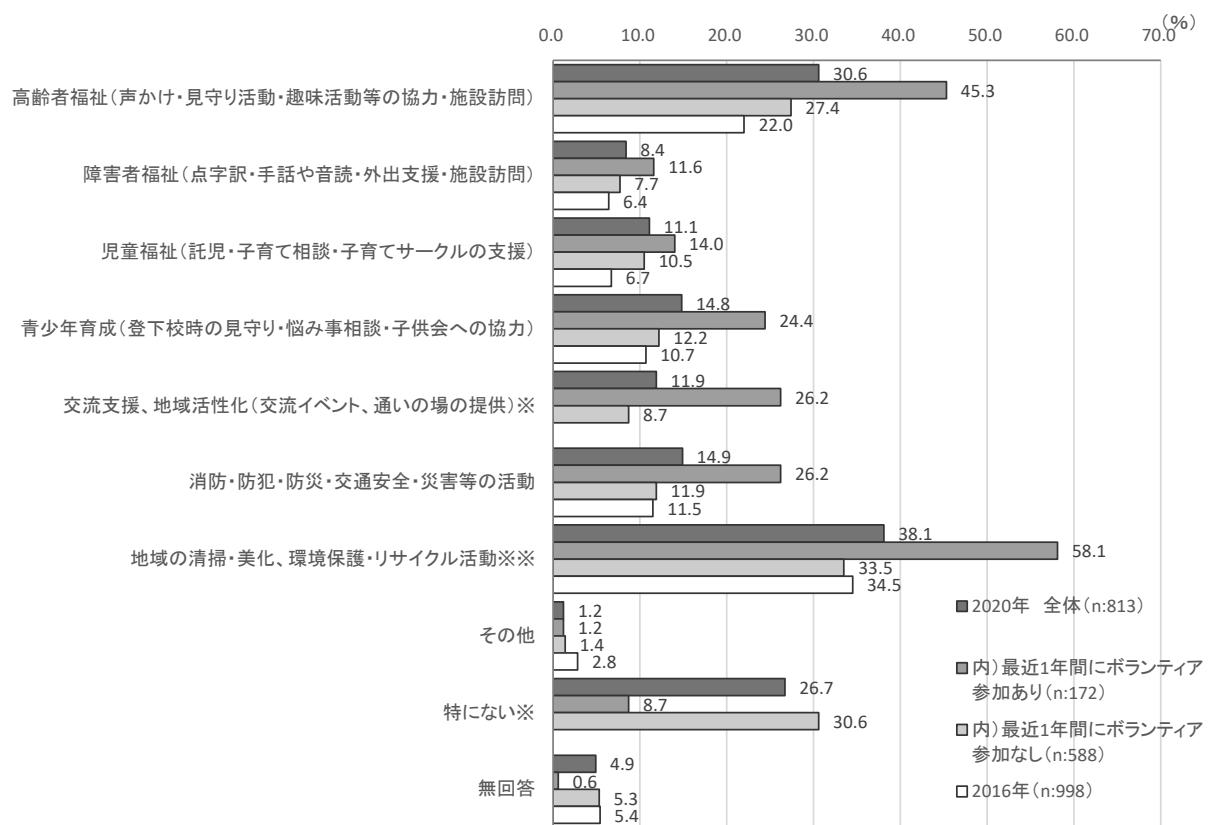
また、寄付について聞いたところ、最近1年間で何らかの寄付をしたことが「ある」人は63.3%となっています。寄付により、ボランティア活動や社会貢献活動等を間接的に支えている人は多いことがわかります。

【ボランティア活動や寄付の状況】



今後、参加したい活動、住民ができる活動について聞いたところ、「地域の清掃・美化、環境・リサイクル活動」(38.1%)と「高齢者福祉（声かけ・見守り活動・趣味活動等の協力・施設訪問）」(30.6%)が多くなっています。最近1年間にボランティア活動に参加したことがある人では、ない人に比べて、いずれの活動についても参加意向等が高くなっています。なお、最近1年間にボランティア活動に参加したことがない人でも、参加したい活動が「特にない」人は30.6%にとどまっており、何らかのきっかけや働きかけ等で参加につながる可能性は小さくないと見込まれます。

【今後参加したい活動等】



※2020年のみの選択肢。

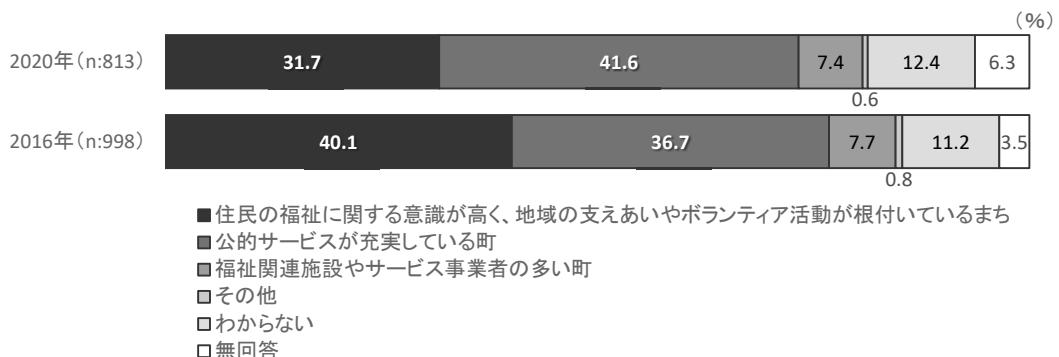
※※2016年調査では「地域の清掃・美化」21.8%、「環境保護・リサイクル活動」12.7%と分けていたが、2020年調査ではこれらを統合したため、2016年の調査結果についてはこれらの2項目を合算した。

(4) 本町の福祉

①福祉水準の高い町

福祉水準が高い町がどのような町かについて聞いたところ、公助中心の「公的サービスが充実している町」が41.6%で最も多く、次いで、互助中心の「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が31.7%で多くなっています。平成28(2016)年の調査結果と比べると「公的サービスが充実している町」が増加し、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が減少しました。結果として、町民の福祉のイメージは、互助との結びつきよりも公助との結びつきが大きくなっています。少子高齢化が進行に伴い、地域での互助の重要性が叫ばれる中、町民の意識においては、公助への期待も大きくなっているものと考えられます。

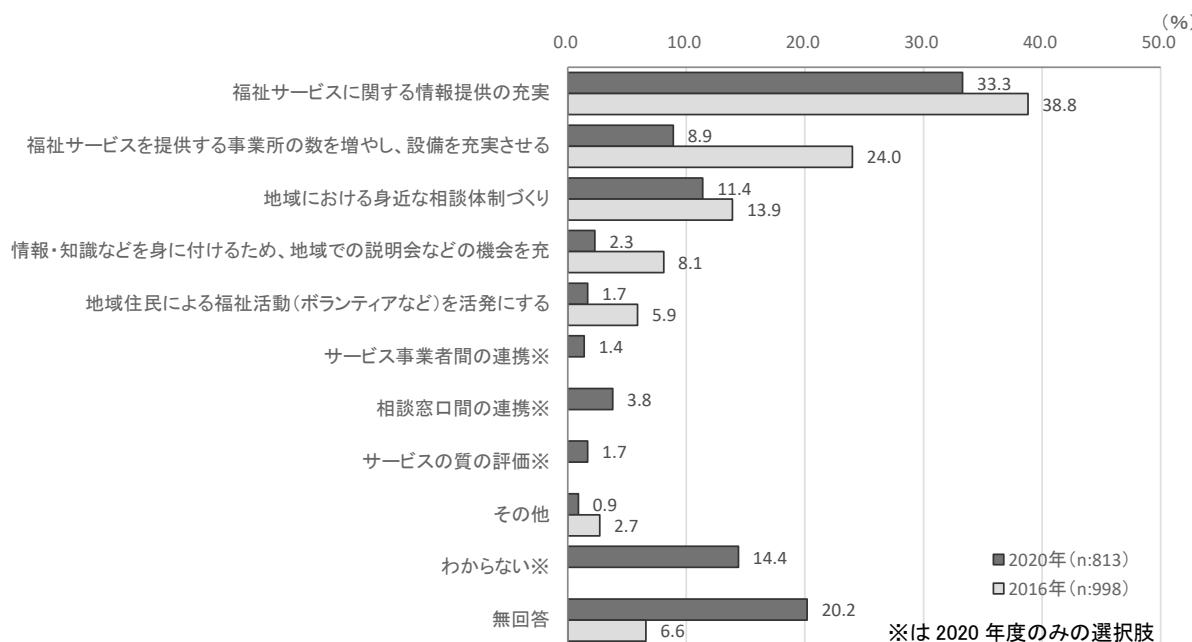
【福祉水準の高い町】



②福祉サービスの充実

福祉サービスの充実に必要なことについて聞いたところ、「福祉サービスに関する情報提供の充実」が33.3%で突出して多くなっています。

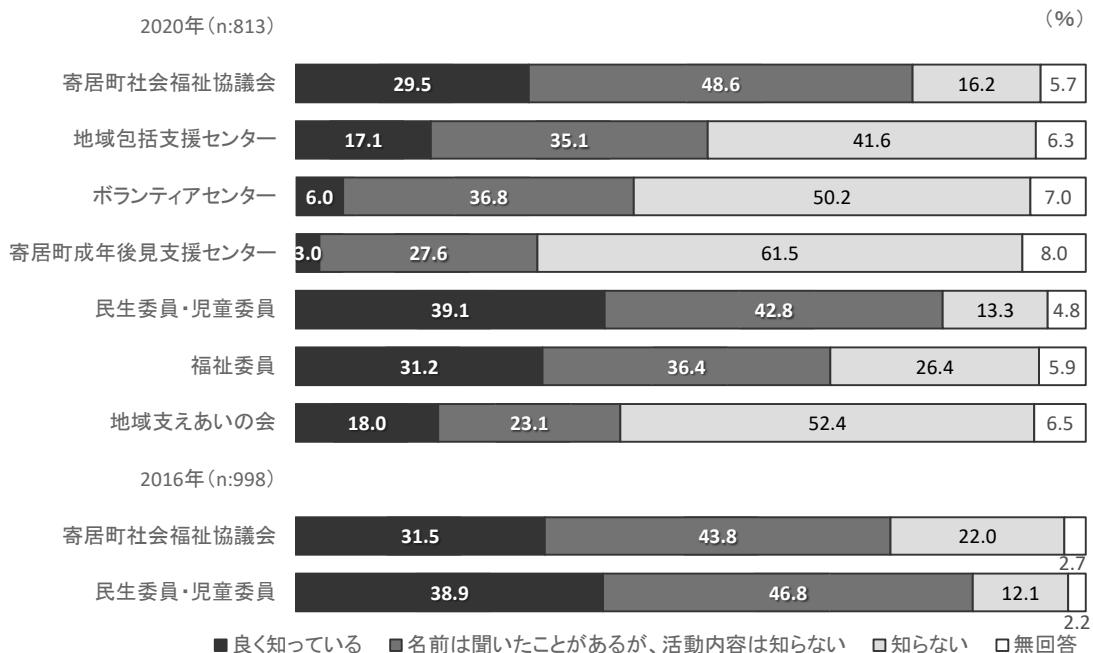
【福祉サービスの充実に重要なこと】



③地域福祉の担い手の認知状況

地域福祉の担い手の認知状況について聞いたところ、「良く知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」を合わせた名称認知率では「社会福祉協議会」(78.1%)、「民生委員・児童委員」(81.9%)、「福祉委員」(67.6%)で高くなっています。幅広い認知が得られています。内容も認知されている「良く知っている」に限っても、これら3機関・委員の認知率が高くなっています。

【地域福祉の担い手の認知状況】

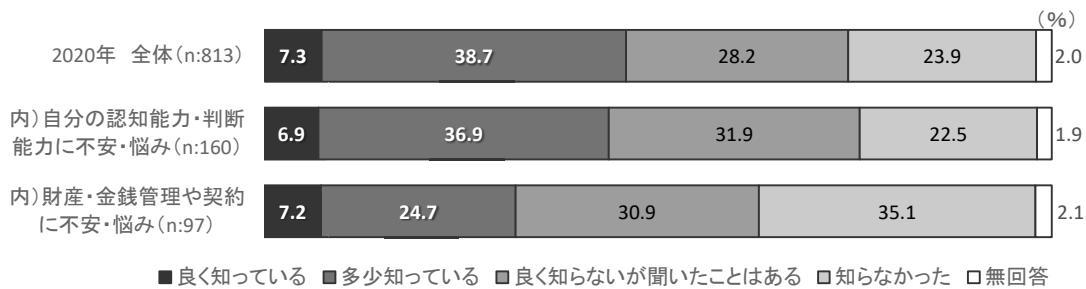


(5) 成年後見制度

①制度の認知状況

成年後見制度の認知状況について聞いたところ、「良く知っている」(7.3%)、「多少知っている」(38.7%)、「良く知らないが聞いたことはある」(28.2%)を合わせて名称認知は74.2%となっています。このうち、内容まで知っている「良く知っている」「多少知っている」は、半数弱(46.0%)となっています。また、財産・金銭管理や契約に不安・悩みがある人に限ると、名称認知で62.8%、内容認知で31.9%となり、利用が想定される当事者層への一層の周知が重要となります。

【成年後見制度の認知状況】

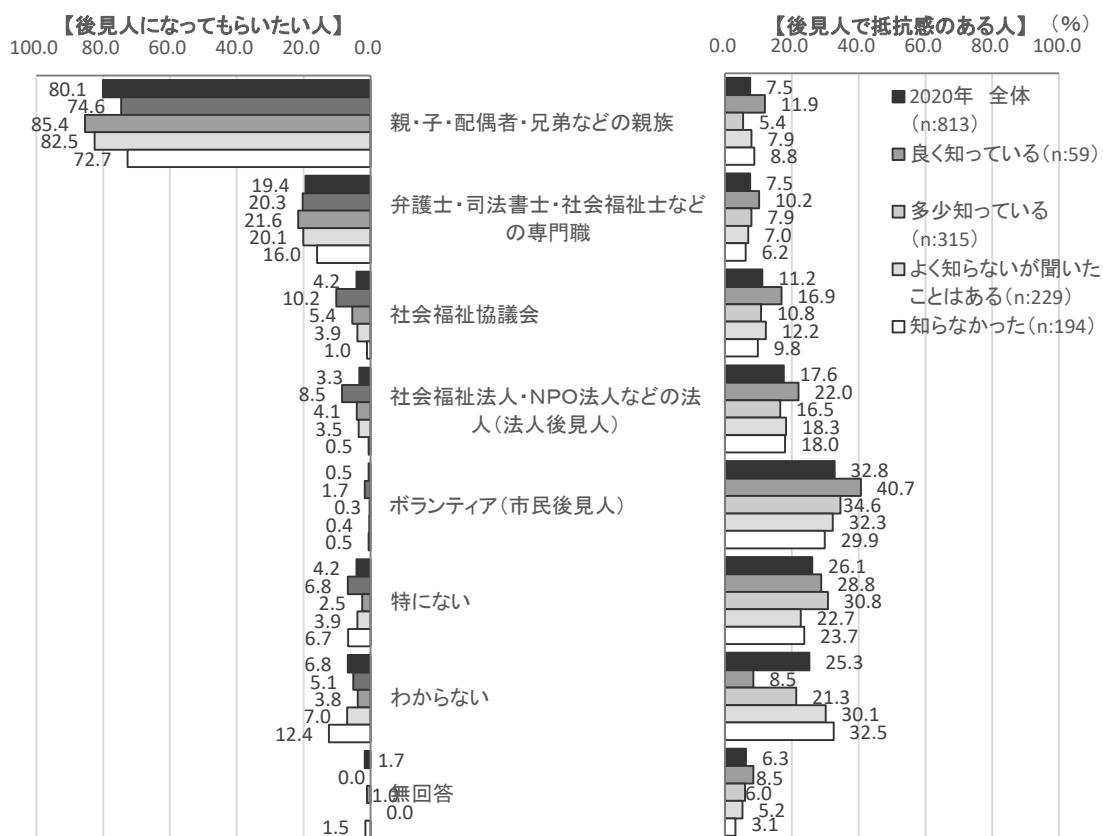


②後見人に関する意識

後見になつてもらいたい人について聞いたところ、「親・子・配偶者・兄弟等の親族」が80.1%で突出して多くなっています。「弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職」も19.4%となっています。他の項目は押しなべて少ないので、制度を良く知っている人に限ると、「社会福祉協議会」が10.2%に上っています。

後見になつてもらうのに抵抗感がある人について聞いたところ、「ボランティア(市民後見人)」が32.8%で最も多くなっています。制度を良く知っているほど「ボランティア(市民後見人)」が多くなっています。

【後見人に関する意識】



(6) 地区別の特徴

地域への愛着・付き合い・活動等について地域別にみると、折原では、他の地域に比べて、比較的狭い範囲を「地域」と認識する人が多く、定住意向も高くなっています。また、地域内での交友や近所づきあい、町内行事等への参加が盛んな様子が現れています。福祉水準の高い町のイメージとして「互助が根づいた」町を挙げる人の割合も高くなっています。市街地では、他の地域に比べて、定住意向は高くなく、近所づきあいの深さはないものの、ボランティア活動の参加者が多くいます。福祉水準の高い町のイメージとしては「公助が充実した」町を挙げる人の割合が高くなっています。鉢形や用土は、他の地域に比べて全般的に低めとなっています。

【地域への愛着・付き合い・活動等の状況（地区別）】

		全体	市街地	西部	桜沢	折原	鉢形	男衾	用土
●地域的愛着等									
「地域」と聞いてイメージする範囲	隣近所(1)	12.7	6.3	11.1	10.3	17.2	13.3	16.1	11.3
	町内会程度(2)	30.6	33.8	41.4	33.6	27.6	28.0	29.0	22.7
	小学校区程度(3)	14.3	16.3	15.2	18.7	20.7	10.5	9.2	20.6
	中学校区程度(4)	7.4	8.8	6.1	5.6	6.9	7.0	9.7	4.1
	計(1-4)	65.0	65.2	73.8	68.2	72.4	58.8	64.0	58.7
寄居町への愛着	ある(1-2)	80.9	83.8	82.8	80.4	82.8	84.0	81.6	74.2
定住意向	住み続けたい(1)	67.5	68.8	67.7	71.0	75.9	70.6	68.2	55.7
●付き合い・活動等									
友人等(地域内)	いる(2-6)	75.3	75.2	73.8	71.0	89.6	74.2	80.6	67.0
友人等(SNS)	いる(2-6)	43.8	46.4	43.5	40.1	43.0	42.0	48.4	44.3
近所づきあい	深い(1-2)	48.1	38.8	48.4	54.2	60.3	41.3	50.2	50.5
	ある(1-3)	89.4	92.6	94.9	86.9	94.8	84.0	91.7	84.5
町内行事・活動への参加	参加している(1)	34.7	36.3	31.3	31.8	46.6	26.6	39.6	38.1
ボランティア(生涯)	参加あり(1)	53.1	62.5	57.6	49.5	60.3	48.3	56.2	43.3
ボランティア(最近1年)	参加あり(1)	21.2	32.5	20.2	21.5	24.1	14.7	23.0	18.6
寄付(最近1年)	ある(1-11)	63.3	62.5	60.6	68.2	62.1	65.7	64.1	60.8
●相談									
悩み・不安等の相談先	私的関係者(1-3)	78.5	76.3	78.8	76.6	82.8	75.5	82.0	76.3
	公的機関等(4-10)	15.0	22.5	15.2	13.1	10.3	15.4	17.5	8.2
●町内の福祉活動・拠点等の認知等									
社会福祉協議会	知っている(1-2)	78.1	80.1	77.8	83.1	77.6	75.5	80.7	73.2
地域包括支援センター	知っている(1-2)	52.2	51.3	52.5	56.1	58.6	49.7	51.6	51.6
ボランティアセンター	知っている(1-2)	42.8	43.8	42.4	47.7	39.6	45.5	41.5	41.3
成年後見支援センター	知っている(1-2)	30.6	37.5	30.3	22.4	31.0	33.6	30.9	29.9
民生委員・児童委員	知っている(1-2)	81.9	82.6	85.9	83.2	81.0	79.7	83.9	79.3
福祉委員	知っている(1-2)	67.6	63.8	71.7	72.9	63.8	66.5	69.1	62.9
地域支えあいの会	知っている(1-2)	41.1	47.6	44.4	39.2	48.3	35.0	41.9	41.3
町の福祉水準	普通以上(1-3)	66.9	77.5	65.7	67.2	74.1	65.7	65.4	61.9
福祉水準の高い町のイメージ	互助が根づいた(1)	31.7	31.3	30.3	29.9	46.6	29.4	34.1	27.8
	公助が充実した(2)	41.6	47.5	40.4	43.9	25.9	42.7	42.4	44.3
町の福祉サービスの利用	ある(1)	26.8	33.8	31.3	18.7	36.2	23.1	29.0	21.6
成年後見制度の認知	知っている(1-2)	46.0	50.0	47.5	40.2	46.5	46.2	48.9	42.3

※表中の各地域の数値は、アンケートの回答のうち表側の（ ）内の選択肢番号に該当する回答数を集計したもの。

□全体より3%以上高い □全体より5%以上高い □全体より10%以上高い

(7) 属性別の特徴

地域への愛着・付き合い・活動等について属性別にみると、男女別では、女性のほうが、地域内の友人が多く、ボランティア活動への参加率が高くなっています。また、町内の福祉活動や拠点の認知率も高くなっています。年代別では、60代以上で、地域内での友人が多く、近所づきあい、行事下の参加等が盛んです。町内の福祉活動や拠点の認知率も高くなっています。地域のコミュニティ活動が女性や60歳代以上を中心として動いている様子がうかがえ、属性的な偏りが課題として浮かんできます。

【地域への愛着・付き合い・活動等の状況（属性別）】

		全体	男性	女性	20・30代	40・50代	60代以上
●地域的愛着等							
「地域」と聞いてイメージする範囲	隣近所(1)	12.7	11.4	13.3	1.5	9.9	17.4
	町内会程度(2)	30.6	31.8	30.2	14.9	31.3	35.5
	小学校区程度(3)	14.3	15.6	13.6	21.6	16.7	11.0
	中学校区程度(4)	7.4	8.5	6.4	19.4	5.6	4.6
	計(1-4)	65.0	67.3	63.5	57.4	63.5	68.5
寄居町への愛着	ある(1-2)	80.9	83.0	80.2	72.4	78.6	85.6
定住意向	住み続けたい(1)	67.5	72.2	64.7	47.8	61.4	77.6
●付き合い・活動等							
友人等(地域内)	いる(2-6)	75.3	68.4	81.6	72.3	71.3	79.2
友人等(SNS)	いる(2-6)	43.8	38.7	48.7	73.1	49.7	32.6
近所づきあい	深い(1-2)	48.1	48.3	48.4	19.4	39.9	62.0
	ある(1-3)	89.4	89.8	89.1	79.1	91.0	91.7
町内行事・活動への参加	参加している(1)	34.7	38.4	32.0	13.4	31.8	42.8
ボランティア(生涯)	参加あり(1)	53.1	48.9	57.3	62.7	47.6	53.8
ボランティア(最近1年)	参加あり(1)	21.2	21.0	21.8	14.2	18.5	25.2
寄付(最近1年)	ある(1-11)	63.3	65.1	62.7	44.8	63.5	69.6
●相談							
悩み・不安等の相談先	私的関係者(1-3)	78.5	73.3	82.7	84.3	78.1	77.1
	公的機関等(4-10)	15.0	17.3	13.1	7.5	9.4	20.4
●町内の福祉活動・拠点等の認知等							
社会福祉協議会	知っている(1-2)	78.1	76.2	81.4	63.4	79.4	83.3
地域包括支援センター	知っている(1-2)	52.2	43.8	59.8	39.6	48.5	58.9
ボランティアセンター	知っている(1-2)	42.8	36.6	48.7	38.8	43.3	44.7
成年後見支援センター	知っている(1-2)	30.6	25.5	35.1	26.1	25.8	35.0
民生委員・児童委員	知っている(1-2)	81.9	79.2	85.3	61.1	85.9	87.6
福祉委員	知っている(1-2)	67.6	62.2	73.3	46.3	66.9	75.8
地域支えあいの会	知っている(1-2)	41.1	38.4	44.0	25.3	31.7	51.5
町の福祉水準	普通以上(1-3)	66.9	66.7	68.2	64.9	67.0	68.5
福祉水準の高い町のイメージ	互助が根づいた(1)	31.7	33.5	30.9	25.4	30.9	34.8
	公助が充実した(2)	41.6	41.8	42.2	47.8	42.5	39.8
町の福祉サービスの利用	ある(1)	26.8	25.6	28.0	20.1	25.8	29.7
成年後見制度の認知	知っている(1-2)	46.0	45.5	46.7	26.9	43.4	53.3

※表中の各地域の数値は、アンケートの回答のうち表側の（ ）内の選択肢番号に該当する回答数を集計したもの。

□全体より3%以上高い □全体より5%以上高い □全体より10%以上高い

6. 地域福祉の方向性をめぐる課題

(1) 本町の将来の見通し

今後、長期に渡って、本町の人口構造が大きく変化していくと見込まれます。また、町民のライフスタイルや意識も変化していくと見込まれます。

前項までの統計分析やアンケート調査の結果から、現在の傾向のまま推移したと仮定した場合の本町の将来の見通しや可能性を描くと、以下の通りとなります。

将来的に、さらなる高齢化の進行や、世帯の縮小等で自助力の低下、また、地域コミュニティ機能の低下が進むと見込まれる中、支援ニーズも増加すると見込まれます。他方で、要支援・要介護状態にない高齢者、就業していない人の存在は確実に見込めます。また、SNSでの交友者、寄付の実施者等、これまで地域福祉で注目されていなかった人も増加する可能性があります。このような動向にも視線を向けていくことが重要となります。

【本町のこれまでの実態と将来の見通し】

		5年前 2015年	現在 2020年	本計画目標年 2025年	将来 2040年
人口・世帯	総人口	34,000	32,000	30,000	24,000
	高齢化率	29%	34%	37%	45%
	世帯数	12,900	12,800	12,700	11,400
コミュニティ	住民100人未満の地域 (大字単位・全23地域)	1	2	3	4
	高齢化率40%以上の地域 (大字単位・全23地域)	2	7	12	22
	高齢化率50%以上の地域 (大字単位・全23地域)	1	2	4	5
	支援ニーズ (地域包括総合相談件数)	1,400	*6,000	増加	増加
	近所づきあい(深い付き合い)	56%	48%	減少	減少
	住民のソーシャルキャピタル		地域内外+SNS		
	町内行事・活動参加率	42%	35%	減少	減少
	老人クラブ加入率	16%	*12%	減少	減少
	ボランティア登録者数	300	*250	減少	減少
	ボランティア活動参加(1年間)		21%		
	寄付実施(1年間)		63%		
	福祉水準の高い町のイメージ	住民の互助	公助サービス		
暮らし	単身世帯の割合	25%	26%	28%	33%
	高齢単身世帯率	11%	13%	15%	21%
	要介護状態 (要支援・要介護認定者数)	1,743	1,844	**1,929	
	要介護状態 (要支援・要介護認定率)	17.2%	16.8%	**17.3%	
	生活困窮 (被保護世帯率)	2.6%	2.6%	減らない	減らない
	就業者の割合	55%	53%	52%	47%

※表中の数値は、変化をわかりやすくするため概数で表示。*は2019年の値 **は2023年の値。

(2) 本町の地域福祉の方向性を巡る課題

①【総論】コミュニティの持続可能性に向けた取り組みの増進と地域共生社会の実現

本町の人口構造、地域構造、町民のライフスタイル等は趨勢的に変化してきています。1年単位、あるいは計画期間に相当する5年程度の変化は小さくても、その変化が積み重なると大きな変化となります。前項で令和22（2040）年までの本町の社会の状況を見通したところ、支援ニーズの増大の可能性と、地域コミュニティの担い手の減少の可能性が見えてきました。これは、本町のコミュニティの持続可能性にとって非常に厳しい見通しです。しかしながら、従来の統計で把握されていなかったSNSでのつながり、寄付等で間接的に社会を支える人の多さは、本町のコミュニティの持続可能性を支える一つの手がかりになる可能性があります。また、ボランティア登録者や老人クラブ加入者、就労者等が減少する一方で、要介護・要支援認定率は高まっておらず、要介護状態にない高齢者も増えています。要介護状態にない高齢者や就労していない町民等を地域福祉、地域コミュニティの取り組みに結び付けていくことも重要となります。これも持続可能性を高める一つの可能性です。こうした個々の可能性を拾い上げて施策に結び付けていくことが重要となります。

「地域共生社会」という考え方では、たとえ要介護状態にあっても、あるいは障害の有無にもよらず、誰もが地域社会の中で可能な役割を担い、支援を提供していくことが目指されています。支援を提供する側と提供される側とを明確に分けずに、支えあう社会の実現が目指されています。短期的に大きな変革を目指すことは無理でも、令和22（2040）年という長期を見すえて身近な取り組みを増やしていくことが重要となります。このため、本計画期間においては、そのような取り組みや成果の事例を大切に扱っていくことが重要となります。

本町では、早くから本町独自の取り組みとして、福祉委員や地域支えあいの会等の取り組みを進め、地域における取り組みの定着を図ってきました。このような取り組みが今後の地域共生社会の実現に向けた重要な基盤として位置づけられます。本町でも全国的な傾向と同様に、地域コミュニティにおける近所づきあいの希薄化や互助力の低下が進んできました。しかしながら、福祉委員や地域支えあいの会等の取り組みが地域におけるつながりや互助力の低下を抑制してきたとみられます。引き続き、このような取り組みの地域における定着、継続的発展を促進していくことが課題となります。

アンケート調査の結果によると、福祉水準が高い町のイメージとして「公的サービスが充実した町」がトップとなりました。平成28（2016）年の調査では「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根付いた町」がトップでした。町民の福祉像は、互助重視から公助重視へと方向転換しつつある可能性があります。その要因として、地域における互助には限界があるとの認識が強まっている可能性が考えられます。自助・互助・共助・公助の役割を明確にしたうえで、相互連携をより一層図っていく必要があります。

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が出され、長期に渡って外出の自粛が続いたほか、人と人との接触をなるべく避けるライフスタイルが提唱されました。コミュニティ活動・福祉活動の推進にとっては困難な事態です。こうした状況下でも必要な支援を絶やさない継続的な取り組みの工夫が求められます。

地域福祉は地域コミュニティを基盤とする活動です。時代環境に合わせて互助力を維持し、高

めていく多様な取り組みが求められます。

②【各論】これまでの延長線上にある課題への対応の強化

ア) 本町でこれまで築いてきた地域福祉の基盤を活かした地域共生社会の実現

要支援・要介護の認定者、ひとり暮らし高齢者が毎年増加していることから、支援を必要とする高齢者の増加は今後も見込まれます。従来の福祉は、こうした課題に対し、対象者別の制度的福祉が中心となって対応してきました。しかし近年では、障害者の高齢化、介護と子育てを同時にに行うダブルケア、ひとり親世帯の貧困等のように複合化した課題や8050問題のようにかつてはなかったような問題が顕在化しています。こうした複雑化・複合化した課題に対して、従来中心となってきた制度的な福祉では対応に限界があり、「制度のはざま」問題と呼ばれています。

このような近年の状況を踏まえ、地域福祉においては、制度的な福祉を活かしつつ、包括的・総合的な視点で取り組んでいくことが求められます。本町では早くから、その基盤となる仕組みづくりを進めており、福祉委員、地域支えあいの会等の住民参加型の取り組みを推進してきました。このような取り組みを基盤として、時代環境に合わせた改善を図り、誰もが必要な支援に確実につながる体制整備の推進が求められます。社会福祉協議会や地域支えあいの会、N P O・ボランティア団体をはじめ、地域に根差して活動する民生委員・児童委員、福祉委員に対しての支援がますます必要となることから、より連携を図り、支援、ネットワークづくりを強化していく必要があります。

また、支援を必要とする人の中には、支援の必要性を表明することが難しい人もいます。そうした人の早期発見や権利擁護を充実させていくことも課題となります。

イ) 地域コミュニティの維持・回復と時代環境に合ったつながりの構築

アンケート調査の結果を見ると、近所との付き合いは「あいさつをする程度の付き合い」が最も多くなっており、地域のつながりが希薄になっています。他方で、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根付いた町」を福祉水準の高さに結び付ける町民は、減少傾向はあるものの、まだ多数います。こうした理想と現実のギャップを踏まえたうえで、地域コミュニティにおける住民間のつながりの確保を図っていく仕組みづくりを進める必要があります。

令和2（2020）年には新型コロナウイルス感染症により、住民同士が実際に合って活動等をすることが難しい事態が生じた一方、それを補うようにオンライン上のつながりを拡大するサービス等が普及しています。アンケート調査の結果によると、S N S上で友人と呼べる人、頼りになる人がいる町民は半数近くに上ります。このような、近年の人と人とのつながり方に関する動向も積極的に地域福祉に結びつけていくことが重要です。

また、アンケート調査の結果によると、町民がイメージする自分にとっての「地域」の範囲は、人によって大きく異なっており、「隣近所」をイメージする人もいれば「寄居町を超える範囲」をイメージする人もいます。この地域像は、日常生活の行動範囲が大きく関係していると考えられます。狭い地域に密着して行動する人も、地域をまたいで行動する人もいることは、重層的な支援体制の構築にとっては重要です。狭い地域の中だけ人口減少や高齢化に対応できかねる地区も生じると見込まれますが、地域をまたぐ広域的な支援やつながりについても積極的に取り組みに

反映していくことが重要です。

ウ) 関心をもち、関わりやすい環境の整備

単身世帯の増加や一世帯当たりの家族人数の減少、困窮世帯の増加をはじめとして、自助力の低下がうかがえます。こうした中、個々の自助を支える地域の互助力が重要となります。

アンケート調査の結果によると、ボランティアへの参加経験者は53.1%となっていますが、最近1年間に限ると21.2%にとどまっています。今後のボランティア参加意向は低くないものの、最近1年間に参加していない人では、最近1年間に参加した人に比べて参加意向の広がりがありません。令和22（2040）年には支援が必要な人が相當に増えると見込まれます。誰もが関心を持ち、参加しやすい機会の提供が重要となります。

こうした取り組みの推進には、本町行政内を横断した連携体制の進化を図るとともに、町と社会福祉協議会との連携を中心として官民連携体制を整備していくことが重要です。



第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

町民一人ひとりの主体的な参加のもと、寄居町の地域福祉をつくりあげていくため、前計画では「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げて取り組んできました。

前計画の理念は、国が示す地域共生社会の理念¹⁴や、令和2（2020）年改正の社会福祉法に規定された地域福祉推進の理念¹⁵（第4条）とも合致しており、今後の地域福祉の重要な考え方を示しています。

町に暮らすすべての人が地域福祉の担い手として、助けあいながら魅力ある人づくりを進め、安心・快適に共に生きる幸せに満ちたまちづくりを進めるため、本計画においても、前計画の理念を継承することとします。

基本理念

「みんなで支える 共に生きるまちづくり」

¹⁴ 地域共生社会の理念：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指す。

¹⁵ 地域福祉推進の理念：「（地域福祉の推進）第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」

2. 基本目標

地域福祉計画の基本理念を実現するため、前計画では4つの基本目標を定めて取り組んできました。4つの基本目標は、地域に住む人の身近な生活課題・問題の解決に向けた取り組みの基本的な方向性を示すものとして設定されたものです。また、各基本目標は相互に補完・連携することで、より大きな取り組み成果が得られるように設定されています。

本計画においては、本町のこれまでの地域福祉、地域づくりの取り組みを基盤としつつ、継承・発展させていくことが大切であることから、基本目標については、前計画の4つの目標を継承します。なお、令和22（2040）年を見すえ、地域共生社会の実現に向けた取り組みを加速する必要があることから、本町における地域共生社会の実現を念頭において基本目標を掲げます。

1. 寄居町における地域共生社会の実現に向けた共に助けあえる活動基盤づくり（基盤づくり）

これまでの地域づくりの取り組みの成果を活かしながら、本町における地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の発展・拡充を進めます。「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の役割を明確にし、誰もが気軽に支えあい・お互いに助けあえる活動基盤づくりを目指します。

2. 地域とともに暮らすつながりづくり（関係づくり）

老若男女、障害の有無に関わらず、町民誰もが集まれ、交流・活動できる地域コミュニティづくりをさらに推進します。ともにつくり上げる地域福祉では、地元の地域コミュニティを基本とし、本町らしい温かなふれあいの中で地域とともに暮らすつながりづくりを目指します。

3. 地域で活躍できる人づくり（人づくり）

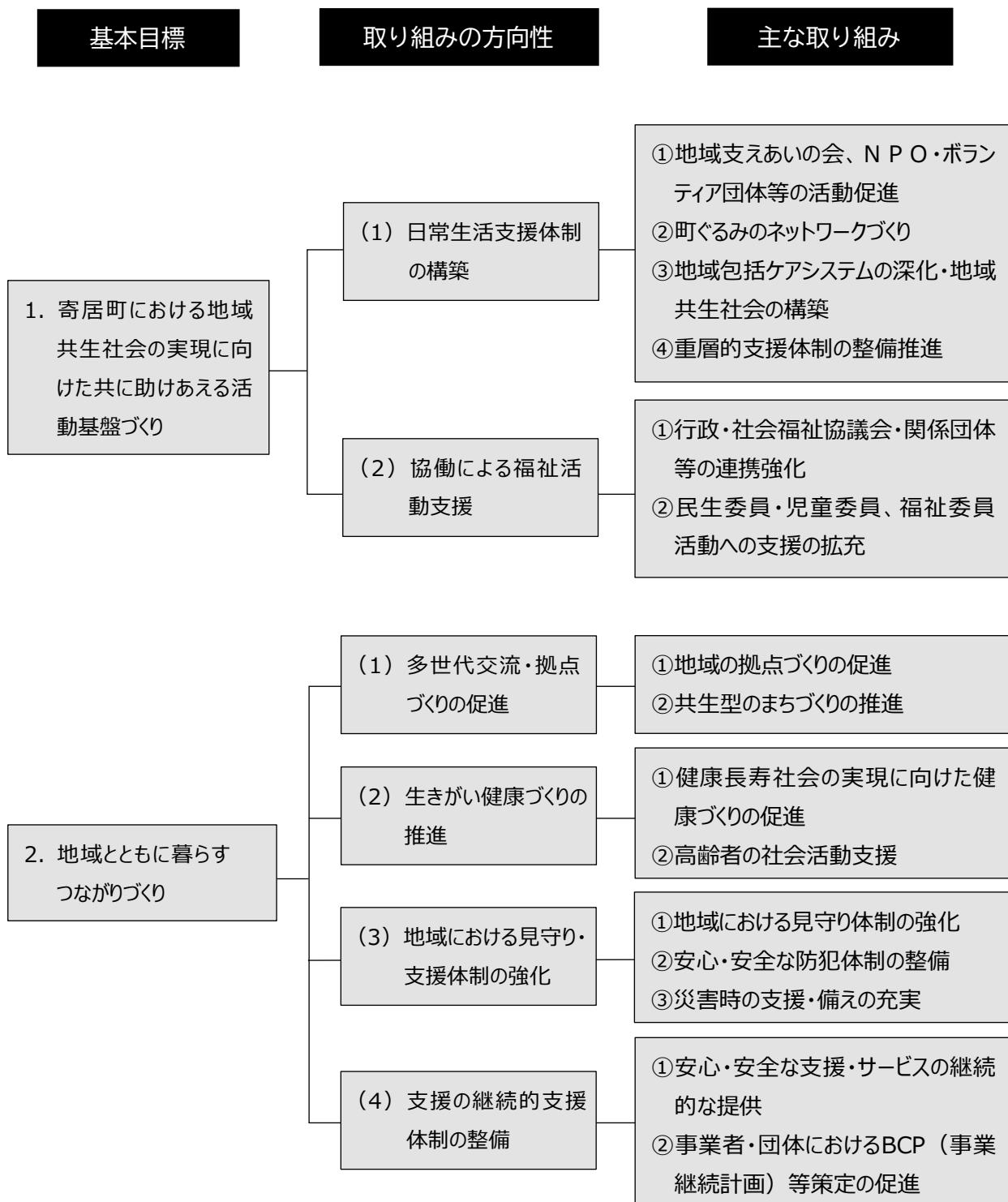
地域福祉を身近なものと考え、自らの問題として認識し、主体的に関わることのできる人材の育成・確保をさらに進めます。町民すべてがお互いに学び、地域社会へ参加・参画できるよう、地域で活躍できる人づくりを目指します。

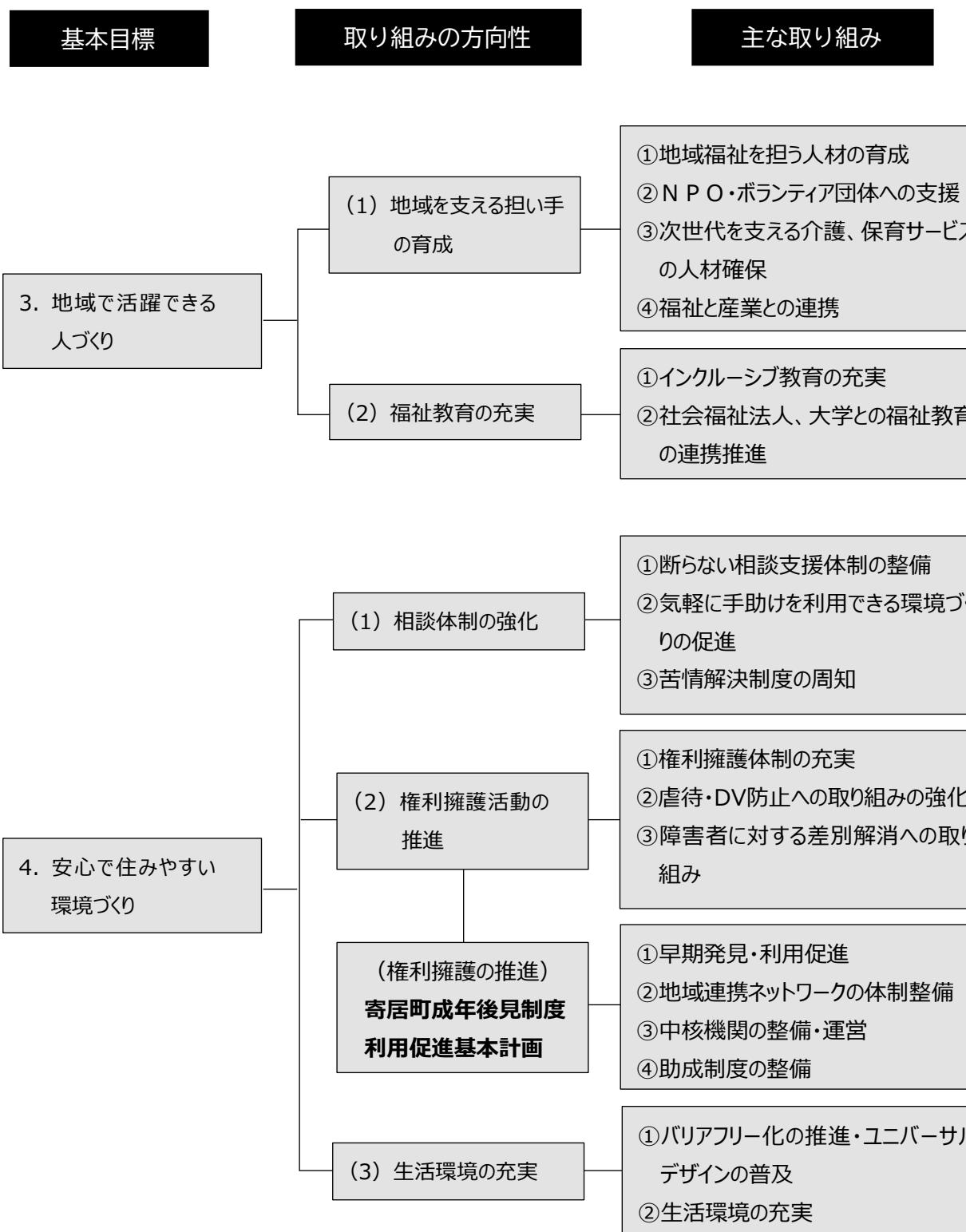
4. 安心で住みやすい環境づくり（環境づくり）

町民が安心・安全に暮らすため、困っている人が必要な支援・サービスにつながる環境整備の充実に努めます。また、住宅・交通・環境・まちづくり等の生活関連分野との連携を強化し、安心で住みやすい環境づくりを目指します。

3. 施策の体系

基本理念：「みんなで支える 共に生きるまちづくり」







第4章 施策の展開

基本目標 1．寄居町における地域共生社会の実現に向けた共に助けあえる活動基盤づくり

(1) 日常生活支援体制の構築

◆現状と課題

町民アンケートの結果によると、日常生活における不安や悩みとしては、自分や家族の健康が多く挙げられており、そのほかにも、介護、経済的困窮、外出時の移動、孤独や孤立等、多様な不安や悩みが挙げられています。

また、本町においては単身世帯の増加、一世帯当たりの人数の減少も進んでいます。このため、何らかの生活上の課題が生じた場合に、世帯内で対応することが困難な状況が増えていると見込まれます。また、将来的にはこのような状況がより深刻になる可能性も見込まれます。

こうした中、地域住民の参加のもとに従来の制度的な福祉を補完し、日常生活を送るのに困っている人に必要な支援を提供する体制の構築が必要となります。本町では、早くから福祉委員制度を設け、また、本町独自の地域福祉活動組織である地域支えあいの会を町内全域に整備してきました。さらに、平成28（2016）年には42団体が集まり、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議を立ち上げました。その後、ネットワーク会議の参加団体は拡大し、令和元（2019）年には53団体になっています。

今後、さらなる人口減少、少子高齢化が見込まれ、支援ニーズの増大・多様化が見込まれる中、日常生活に支援が必要な人を身近な地域から継続的に支えていくようにするため、本町が築いてきた福祉委員、地域支えあいの会、共助のまちづくりネットワーク会議等の仕組みを活かし、時代環境に応じて発展・拡大させていくことが必要となります。具体的には、多様な主体の地域福祉活動の促進を継続的に図るほか、総合的・包括的な視点で必要な支援を提供できるよう連携・協働の体制の深化を図ることが課題となります。

◆取り組みの方向性

(1) 日常生活支援 体制の構築	①地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体等の活動促進
	②町ぐるみのネットワークづくり
	③地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の構築
	④重層的支援体制の整備推進

①地域支えあいの会、N P O・ボランティア団体等の活動促進

日常生活支援の持続・充実に向けて、地域支えあいの会やN P O・ボランティア団体の活動支援を引き続き行い、町内各地域の主体的な地域福祉活動の活性化を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○地域支えあいの会の活動支援	本町の地域福祉における基礎的な組織ともいえる地域支えあいの会の主体的な活動の支援を引き続き行っていきます。	・健康福祉課
○N P O・ボランティア団体の支援・連携事業	町内を拠点とするN P O、ボランティア団体の活動支援を引き続き行うとともに、必要な連携の強化を図ります。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域支えあいの会の組織強化	地域支えあいの会会長の区長兼務が全体の70%を超えており、地区運営の役割分担化を図り、みんなで地域を支える観点から、区長の会長兼務から専任の会長による運営化を推進します。
○地域支えあいの会の活動支援	各区の地域支えあいの会の活動の定着と活性化に向けて、活動助成金を交付するとともに、7地域における年2回の連絡会を開催し、的確な情報提供により地域力育成を支援します。
○ボランティア団体の活動支援・連携支援	多様なボランティア団体が、専門性や特性を活かして円滑に活動できるよう、代表者会議を定期的に開催し、情報提供と連携の維持強化を図ります。

②町ぐるみのネットワークづくり

行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の情報共有を図るとともに、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議を通じて、地域、事業所・専門機関との情報共有や連携強化を進め、包括的支援体制のさらなる整備・充実を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○寄居町共助のまちづくりネットワーク会議の推進	地域支えあいの会、N P O・ボランティア団体、福祉サービス提供事業者と行政とのネットワークを築き、共助のまちづくりを推進するため、「寄居町共助のまちづくりネットワーク会議」の推進を図ります。 困難な課題への対応も強化するため、参画団体や協力事業所の拡大、寄居町総合相談支援センターとの連携強化により、包括的支援の整備・充実を図ります。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○寄居町共助のまちづくり ネットワーク会議の活性化	住民、事業所、専門機関等の参画団体が課題と今後の方向性を共有し、共助のまちづくりに向けて積極的に参画できるよう、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議の開催運営を図ります。また、ネットワーク会議の専門機関の集団である実務者会議を定期的に開催し、連携強化を図ります。

③地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の構築

本町では、町内各地域で地域支えあいの会の活動が定着し、地域支えあいの会連絡会による常設サロン運営も軌道に乗りつつあり、住民参加型の支援体制が充実してきました。このようなこれまでの取り組みの成果を活かすとともに、医療をはじめ専門職・専門機関との連携も強化し、すべての人の自立した生活を支える地域包括ケアシステムの一層の深化を図ります。また、その深化の延長線上で、誰もが地域の課題に我が事として関わり、必要な支援を丸ごと提供していく地域共生社会の構築を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○地域包括ケアシステムの深化	福祉サービス提供事業者との連携の拡大のほか、専門職・専門機関、特に医療・法務関係者との連携を深め、住まい・医療・介護・予防・生活支援を総合的に提供する地域包括ケアシステムの整備の一層の推進を図ります。また、地域支えあいの会等をはじめとして、これまでの取り組みの成果を活かし、地域共生社会の構築を図ります。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター
○若年性認知症・高次脳機能障害者の自立支援・生活支援の推進	若年性認知症の人や高次脳機能障害者の自立支援のため、医療関係者、介護事業者、法務関係者、関係行政機関等の専門職・専門機関と介護者・地域住民との情報共有や、オレンジカフェ等での交流を図り、包括的に自立支援・生活支援を図ります。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター
○生活支援活動支援事業	生活支援・介護予防体制整備推進協議会の取り組みを支援します。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○生活支援活動推進事業	7 地域に組織された「生活支援・介護予防体制整備推進協議会」の住民主体による生活支援活動の展開を支援し、地域の課題解決力を育成します。

④重層的支援体制の整備推進

改正社会福祉法第106条に重層的支援体制整備事業（相談支援、参加支援事業、地域づくり事業を一体的に実施する事業）が規定されました。本町の地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築を推進するしくみとして効果的な重層的支援体制の整備に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○重層的支援体制の整備	重層的支援体制の核となる庁内関係各課及び関係機関とのネットワークを構築するための検討を進めるとともに、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業の一体化の方向を探り、重層的支援体制の整備に努めます。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○重層的支援体制整備協働事業	総合相談支援センターにおいて、地域活動と専門機関のコーディネート機能を活かし、世帯全体を包括的に支えるための包括的支援体制の構築を推進します。また、総合相談支援センターの包括機能を活かし、町の重層的支援体制の整備に協働して取り組みます。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容	
I 相談支援	<p>① 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施</p> <p>② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。</p> <p>③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。</p>
II 参加支援事業	<p>○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施</p> <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態はないが、子がひきこもりであるなど</p> <p>（※2）就労支援、見守り等居住支援 など</p>
III 地域づくり事業	<p>○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</p> <p>○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所</p> <p>②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能</p>

[出典] 厚生労働省

(2) 協働による福祉活動支援

◆現状と課題

本町では、令和元（2019）年度時点で25のボランティア団体がボランティアセンターに登録しており、さまざまな福祉活動・交流活動等を行っています。また、民生委員・児童委員、福祉委員が地域の最前線で活動し、地域課題・支援ニーズの把握や住民への情報提供・相談支援等を行っています。

地域におけるコミュニティ機能の低下やライフスタイルの変化等により、地域における生活課題や支援ニーズが見えにくくなる中、地域の課題やニーズを早期に発見し、適切に対応していくには、地域における住民・団体等の取り組みと行政の施策とがそれぞれ固有の役割を担い、相互に補完していくことが重要となります。連携や協働はその相互補完の基本的なあり方となります。

本計画は、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が一体となったものであり、官民連携・協働の基盤となるものです。本計画の推進を通じて、行政・社会福祉協議会・関係団体の間で必要な連携・協働を進めるとともに、地域の最前線で活動する民生委員・児童委員、福祉委員等の支援の充実を図ることが重要となります。

特に、多様な地域福祉活動の推進役・コーディネート役である社会福祉協議会と、公的施策を担う行政による連携基盤の構築、また、住民と社会福祉協議会・行政等とのパイプ役となる民生委員・児童委員や福祉委員への支援の充実が重要となります。

◆取り組みの方向性

(2) 協働による福祉活動支援	①行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化
	②民生委員・児童委員、福祉委員活動への支援の拡充

①行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化

地域課題・支援ニーズの早期発見から適切な支援の提供に向けて、地域で適切な連携を築けるよう、行政と社会福祉協議会との連携基盤を強化します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化	協働による福祉活動推進の拡大に向け、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定していることから、連携して進捗状況の点検・評価や見直しを行います。また、計画推進において、行政・社会福祉協議会の連携を基盤として、関係団体等との連携拡大・強化を図ります。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○社会福祉法人施設等連絡会議運営事業	町内の社会福祉法人の連絡会議を定期的に開催し、包括的支援体制における相談サテライト機能や課題解決における協働、さらに連携による社会福祉法人の社会貢献事業の促進を図ります。

②民生委員・児童委員、福祉委員活動への支援の拡充

地域課題や支援ニーズが見えにくくなり、また、プライバシーを含む情報の取り扱いが難しくなる中、地域の最前線で活動する民生委員・児童委員、福祉委員の活動にも困難が生じていることから、近年の動向を踏まえて活動支援を行います。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○民生委員・児童委員活動への支援の拡充	民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、各種相談窓口等に関する情報提供や、見守り活動における連携強化を図ります。	・健康福祉課
○福祉委員活動への支援の拡充	社会福祉協議会との連携を通じて、福祉委員の活動を支援します。また、福祉委員と民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を支援します。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○福祉委員活動への支援の拡充	福祉委員全員を対象とする推進会議や研修会を行うとともに、代表福祉委員会議を開催し、活動を支援します。また、毎年、安定的に福祉委員の選任が行えるよう活動の周知を図ります。
○ニーズ発見リレーシステムの維持・強化	福祉委員活動で把握した支援ニーズや困りごとを民生委員・児童委員へつなぐとともに、地区で解決できない課題を民生委員・児童委員から社会福祉協議会や行政につなぐリレーシステムを維持し、関係者間の連携強化を図ります。

基本目標2. 地域とともに暮らすつながりづくり

(1) 多世代交流・拠点づくりの促進

◆現状と課題

核家族・単身世帯の増加、プライバシーの重視の傾向等により、世代間の交流や地域における交流も難しくなっています。町民アンケート調査の結果によると、ほとんど付き合いのない人は約6%とまだ少数ですが、以前より増加しています。また、頼りになる人や友人と呼べる人が地域内にいない人が2割以上となっており、こうした数値に地域での付き合いの希薄さが現れています。

こうした中、地域のコミュニティがしっかりと機能するようとする基盤として、地域の人が気軽に集う場づくりが重要となります。特に、孤立しがちな、また、閉じこもりになりやすい単身者、高齢世帯、子育て中の親等の孤立防止や子どもの居場所づくりに注目しつつも、多様な人の継続的な交わり・関わりを築いていけるように、多世代交流等の視点や住民の主体的参加のしくみづくりを含めて推進していくことが大切です。

本町ではこれまで、高齢者が気軽に交流するお茶のみサロン、ふれあいいきいきサロンや地域に開かれた学校づくり、子育て支援の場づくり、放課後児童クラブ等の拠点整備等を推進してきました。また、ふれあい事業やスポーツ大会等をはじめとする多世代交流の場づくりも推進してきました。さらに、福祉委員や地域支えあいの会等を中心として、閉じこもりがちな人の交流の場への参加を促進し、住民による主体的な企画・運営を支援してきました。本町の人口・世帯動向やアンケート調査の結果等を踏まえると、このような取り組みをさらに拡充し、地域における交流の拡大・定着を図っていくことが課題となります。

◆取り組みの方向性

(1) 多世代交流・拠点づくりの促進	①地域の拠点づくりの促進
	②共生型のまちづくりの推進

①地域の拠点づくりの促進

地域の住民が主体的に地域づくりを進めるための拠点整備を行います。孤立しがちな子育て中の親が集える場所、子どもが安心・安全に交流できる居場所等の拠点づくりを進めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○地域活動拠点整備支援事業	社会福祉協議会の地域活動プラットフォーム整備事業の取り組みを支援します。	・健康福祉課
○世代を超えた交流事業	子ども達の社会性を養うため、高齢者と保育所・園児が昔遊びを行う「老人と子供のふれあい事業」や老人クラブのスポーツ大会に小学生が参加する「世代間交流促進事業」を推進します。	・子育て支援課 ・保育所 ・老人福祉センター
○子育ての拠点づくりの充実	子育て支援センターや健康福祉課では、子育て全般（ひよこ教室）、乳幼児の発達（チュークリップ教室）、未就学児の親子（親子ふれあい教室）等、乳幼児から未就学児の相談・援助や仲間づくりを推進しています。また、児童館が実施する子育てサロン、児童クラブ、どんぐり会の活動、仲良し広場等の活動を支援し、親子の孤立を防止するため広報等による啓発に努めます。	・子育て支援センター ・健康福祉課 ・児童館
○地域に開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等からの意見等を学校の教育活動に生かし、家庭や地域社会と一緒に児童生徒の健やかな成長を促進するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。	・教育総務課 ・教育指導課
○放課後児童クラブの充実	学校とも家庭とも異なる生活の場として社会性や自立性を育む放課後児童クラブ活動を促進します。	・子育て支援課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域活動プラットフォーム整備事業	空き家、空き店舗等を利用して、子どもから高齢者まで地域住民誰もが気軽に立ち寄れる、住民主体の総合相談サテライト機能を備えた常設サロンの開設・運営を支援します。町内2か所の既存の常設サロンを高齢分野に限定せず、高齢・障害・児童をめぐる福祉活動のプラットフォーム化を進めます。 寄居・男衾中学校区に常設サロンを開設し、相談サテライト機能を備えたものの、城南中学校区では常設サロンが実現していないため、城南中学校区での開設に向け、積極的な働きかけ・支援を行い、全中学校区への設置を目指します。

②共生型のまちづくりの推進

子どもから高齢者まで誰もが集うことができる通いの場を身近な地域に広げていきます。地域の住民、企業、商店等の主体的な参加のもとに場づくりを進めることで、誰もがともに理解し、関わりあう、共生できるまちづくりを推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○ふれあいいきいきサロンの支援	月1回開催される地域支えあいの会によるお茶のみサロンの定着と円滑な運営の促進に努めます。また、空き家、空き店舗等を利用して、子どもから高齢者まで地域住民誰もが気軽に立ち寄れる、住民主体の総合相談サテライト機能を備えた常設サロンの開設・運営を支援します。	・健康福祉課
○子育て支援ネットワークづくり事業	授乳室、おむつ替えのできる赤ちゃんの駅の拡大を図るため、民間企業に対して整備費用の一部を助成します。また、赤ちゃんの駅、パパ・ママ応援ショップの情報を把握し、町公式ホームページ等を通じて情報提供することで利用拡充を図ります。	・子育て支援課 ・商工観光課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○ふれあいいきいきサロンの充実	地域支えあいの会が開催する小地域のふれあいいきいきサロン活動の支援を継続し、感染症対策等考慮しながら、月1回開催のお茶のみサロン活動の充実を図ります。地域サロンは年々実績が増えていることから、各地域のサロン活動の情報交換等を促進し、各サロン活動の活性化を図ります。
○ふれあい広場の充実	障害のある方々をはじめ、広く地域住民の社会参加を促進し、相互の理解を深めるためふれあい広場を開催します。福祉関係者のみならず、商業関係者等の参画を促し、福祉と産業のコラボレーションを図ります。 2年に一度の周期での開催となることから、次回を楽しみにできるよう、新鮮な企画づくりを行います。

(2) 生きがい健康づくりの推進

◆現状と課題

要介護状態にならずにできるだけ長く健康で自立した生活を営めるよう、健康寿命の延伸に向けて、フレイル予防、介護予防が重視されています。

本町では、『健康長寿県下No.1』を目指し、高齢者の健康づくり、フレイル予防、介護予防の取り組みのほか、20歳以上の町民全体を対象とした「プラス1000歩運動」をはじめ、多様な健康づくり支援に取り組んできました。このような取り組みの成果として、長期に渡って増加傾向にあった要支援・要介護認定者数が、近年になって減少傾向に転じつつあります。このような取り組みのノウハウを活かしつつ、すべての町民がそれぞれの状態に応じて継続的に健康づくり、フレイル予防・介護予防に取り組みやすい環境づくりを進めていくことが課題となります。

他方で、高齢者のライフスタイル、価値観、趣味・関心が多様化しており、従来、高齢者の生きがいや社会参加を中心的に支援してきたシルバー人材センターや、老人クラブ等の加入者数が減少傾向にあります。このような従来の支援を必要とする高齢者は現在でも少なくないことから、引き続き、シルバー人材センター、老人クラブ等の支援を通じて高齢者の生きがい・社会参加の支援を図っていくとともに、高齢者の多様化したニーズに合わせて、生きがい活動・社会参加等の支援を行っていくことが求められます。

本町においては、地域福祉の担い手の不足が顕在化し、今後さらに担い手不足が深刻化すると見込まれる一方、元気な高齢者の人口は増加しています。元気な高齢者の生きがい活動・社会参加の主要な選択肢の一つに、地域福祉活動が入っていくように、生きがい・社会参加の機会提供と地域福祉活動との連携を図るプログラムの導入・充実も課題となります。

◆取り組みの方向性

(2) 生きがい健康づくり の推進	①健康長寿社会の実現に向けた健康づくりの促進
	②高齢者の社会活動支援

①健康長寿社会の実現に向けた健康づくりの促進

健康長寿社会の実現に向けて、各町民の状態に応じて健康づくり・フレイル予防・介護予防・重度化防止に取り組めるよう、健康づくり・介護予防事業を切れ目なく、一体的に行うとともに、住民の主体的な健康づくり・介護予防活動の促進に向けた支援を行います。また、老人福祉センター等において、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを支援します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○健康づくり・介護予防事業	<p>健康づくり・フレイル予防としては「いきいき元気塾」「プラス1000歩運動」「ふるさと健康体操」等を推進します。また、新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及び、国民健康保険被保険者を対象に歯科検診を実施します。</p> <p>町民の主体的活動を促進・支援するため、民生委員・児童委員等に対して「健康長寿センター養成講座」、町民に対して「介護予防センター養成講座」、「よりい健康体操センター養成講座」を実施します。</p> <p>その他にも、認知症予防教室、「ますます元気教室」等において啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・町民課 ・地域包括支援センター
○健康づくりイベント・レクリエーションスポーツの実施	<p>健康づくりを目的に健康まつり、歯科イベントを実施します。</p> <p>また、グラウンド・ゴルフ、カローリング、ゲートボール、社交ダンス等のレクリエーションスポーツの普及・支援を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・生涯学習課 ・老人福祉センター
○地域介護予防活動支援事業	介護予防効果のある活動を地域で継続して実施できるようにするために、筋力低下を防ぎ、健康寿命を延ばすための住民主体の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○百歳体操普及促進の協働	生活支援・介護予防体制整備推進協議会での実施に向けたコーディネート等を通じて、町とともに普及促進を図ります。

②高齢者の社会活動支援

高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援するため、本町関係各課の連携により生きがい講座を実施するとともに、寄居町シルバー人材センターの支援により就労を通じた社会参加の拡大を図ります。また、高齢者が多様な活動や交流に参加できるよう、老人クラブへの支援を行います。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○生きがいづくり事業	健康づくりと生きがいづくりと、時代に合った教養を身に着ける「生きがい講座」を老人福祉センターで実施します。参加促進に向けて、講座の周知を図るとともに、ニーズに合った講座の企画を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉課 ・生涯学習課 ・老人福祉センター

主な取り組み	内容	主な活動主体
○老人クラブへの支援	高齢者が経験と知識を生かし、地域社会における親睦を高めることで、生活を健康で豊かなものとすることを目的とした老人クラブの活動を支援します。減少する老人クラブへの加入促進等を図っていきます。	・健康福祉課
○シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいに通じる就業機会の提供の確保を図るため、町民にシルバー人材センター活動の啓発を行うとともに、シルバー人材センターの支援を行います。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○老人クラブへの支援	高齢者が経験と知識を活かし、地域社会における親睦を高めることで、生活を健康で豊かなものとすることを目的とした老人クラブの活動促進に向け、連合会事務局として運営支援を行います。また、老人クラブへの加入促進に向けて、回覧等を通じて会員募集を実施します。

(3) 地域における見守り・支援体制の強化

◆現状と課題

安心・安全に暮らせる地域づくりにおいては、犯罪や災害・事故等、多様なリスクへの対応力の向上が基本となります。このような対応力の向上にあたっては、防犯灯や防災行政無線のようなハード面の整備だけではなく、地域における助けあい・支えあい等の互助力も重要となります。

全国的に地域における人間関係の希薄化が進む中、本町においても同様の傾向があり、例えば、近所づきあいが希薄化している様子は町民アンケートの結果にも現れています。こうした中、本町では、古くから、福祉委員、地域支えあいの会等を設置し、住民活動を促進するしくみをつくりました。このようなしくみをハード面の整備にも結びつけて、より有効に活かしていくことが重要となります。また、そのためには、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、住民等の連携強化を図っていくことが必要です。

◆取り組みの方向性

(3) 地域における見守り・支援体制の強化	①地域における見守り体制の強化
	②安心・安全な防犯体制の整備
	③災害時の支援・備えの充実

①地域における見守り体制の強化

民生委員・児童委員、福祉委員、地域支えあいの会等の住民活動と連携し、高齢者や障害者、妊婦・乳幼児がいる家庭等への訪問等を行い、支援を必要とする人の早期発見や見守りを推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○地域支えあい見守り登録事業	支援を必要とする高齢者及び障害者の見守り希望者を登録し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員がそれぞれ必要な情報を共有し、安定した見守り活動を引き続き推進していきます。	・健康福祉課
○救急医療情報キットの拡充	ひとり暮らし高齢者や特に必要と認められる方に対する見守り活動の一つとして、救急対応を迅速にするための医療情報を収納できる救急医療情報キットを配布します。	・健康福祉課
○ふれあい配食サービス事業の支援	高齢者及び障害者の安否確認、栄養改善を目的に昼食用お弁当を配達するふれあい配食サービス事業を継続し、高齢者の在宅生活を支援します。	・健康福祉課

主な取り組み	内容	主な活動主体
○妊婦訪問・こんにちは 赤ちゃん事業	<p>妊婦訪問により、身体条件や生活環境等の理由で訪問指導を必要とする妊婦の不安解消、疾病の予防、早期発見に努めます。</p> <p>こんにちは赤ちゃん事業により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭に訪問を行います。心身の発育・発達状況に応じた支援を行い、育児状況の把握に努め、育児支援を引き続き推進します。</p> <p>病院等からの養育支援連絡票に基づき、育児不安が強いケースや養育が困難なケースについて訪問を行い、実態把握を行います。関係機関との連携のもとに必要な支援の提供を図ります。</p>	・健康福祉課 ・子育て支援課
○子どもを守る活動の強化	<p>子どもの安全確保ができるよう、中学校区での防犯パトロール、「子ども110番の家」の設置、「子ども見守り隊」の募集等を行うとともに、学校と地域の連携により情報共有を図ります。また、地域による「子ども110番の家」「子ども見守り隊」の活動の有効性を高めるため、活動状況の実態把握を行い、必要な措置を講じます。</p> <p>不審者に対し、保育所で対応マニュアルを作成し、地域住民へ情報提供を行い、地域で子どもを守る意識・環境づくりを進めます。また、不審者の侵入を想定した防犯研修を実施します。</p>	・生涯学習課 ・子育て支援課 ・保育所

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域支えあい見守り登録事業	<p>行政、民生委員・児童委員、福祉委員と必要な情報を共有し、引き続き見守り活動を推進します。</p> <p>また、見守り登録者の拡大に向けて、民生委員・児童委員協議会との協働によりキャンペーンを展開します。</p>
○救急医療情報キット配布事業	見守り登録キャンペーンと同時に高齢単独世帯を対象として救急医療情報キットを配布します。また、救急対応に支障を来たすと想定される場合、高齢者夫婦や一般世帯にも配布を継続的に行います。
○ふれあい配食事業の充実	<p>高齢者及び障害者の安否確認、栄養改善を目的として、昼食用お弁当を配達します。</p> <p>糖尿病等の配慮が必要な配食の実施に向けて、糖尿病食等のメニュー化や実施体制等について検討を行います。</p>

主な取り組み	内容
○ようこそ赤ちゃん事業の推進	地域に誕生した赤ちゃんを地域支えあいの会がお祝いする「ようこそ赤ちゃん事業」の地域広報を進め、子育て世代の孤立防止や地域子育てを推進します。

②安心・安全な防犯体制の整備

防犯灯設置等の環境整備を推進するとともに、緊急時通報システムの普及促進により、安心・安全な生活環境の整備を推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○防犯灯の設置等環境整備	通学路等の防犯対策として、地区の要望に基づいて防犯灯の設置を促進し、夜間における防犯と通行の安全確保を維持していきます。	・生活環境エコタウン課
○緊急時通報システムの普及	ひとり暮らし高齢者及び障害者が安心して暮らせるよう、心身の不安についての相談もできる緊急時通報システムの普及を図ります。 普及に向けて、民生委員・児童委員等に対しても、緊急通報システムの周知を行います。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域支えあい活動による防犯啓発の実施	要支援者に対して「ほっとライン通信」等を通じて防犯意識を啓発するとともに、地域支えあいの会のつながりや見守り活動によって不審者が入りにくい地域づくりに寄与します。

③災害時の支援・備えの充実

災害への備えとして、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の連携強化を図り、地域の防災体制の充実、防災力の強化を図ります。また、避難行動要支援者名簿の登録促進を図り、円滑な避難行動支援に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○防災行政無線の活用	災害、犯罪、熱中症対策、行方不明者情報等、町民の安心・安全に関する重要な情報伝達を行うことで防災行政無線の有効活用を図り、被害の未然防止を図ります。また、見守り活動等と連携し、有効活用を図ります。	・自治防災課
○自主防災組織の育成・強化	災害時の被害防止及び軽減を図るため、町民自ら出火防止・初期消火、被災者の救護等を行う自主防災組織の育成・強化を図るとともに、多様な訓練・情報提供の実施により、防災体制の充実を図ります。	・自治防災課
○ハザードマップの周知	地震や土砂災害等の自然災害が予測される区域や避難所、避難場所等町民等が自主的に避難するために必要な防災情報を掲載した地図を作成し、周知します。	・自治防災課
○避難行動要支援者の避難行動支援	対象者に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により名簿登録を行います。 また、避難行動要支援者名簿を関係機関に配布し、災害時等には名簿の取り扱いに留意のうえ、町、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織が連携して安否確認や避難行動支援を行います。	・自治防災課 ・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○災害ボランティアセンター運営強化事業	災害発生時、災害対策本部の要請に即時対応して、災害ボランティアセンターの開設・運営ができるよう、町との役割分担を事前に協議し、協定を結びます。

(4) 支援の継続的支援体制の整備

◆現状と課題

令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、各地で医療施設、高齢者施設等での集団感染や市中感染が発生しました。これに伴い、支援・サービスの中止が問題となりました。本町においてもサロン等をはじめとする地域活動が中止に追い込まれました。また、多様なアウトリーチ活動にも影響が生じました。

支援やアウトリーチ活動の中止等は、支援を受けている人の自立や、支援が必要な人が支援につながる機会を損ねることにつながりかねません。支援を受けている人、最前線で活動している人の感染防止を前提として、可能な限り影響を小さく抑える工夫が重要となります。そのためには、代替方法や新たな技術導入の可能性を含め、可能な事業の継続や早期復旧の可能性について、平時より検討しておくことが重要となります。

◆取り組みの方向性

(4) 支援の継続的支援体制の整備	①安心・安全な支援・サービスの継続的な提供
	②事業者・団体におけるB C P（事業継続計画）等策定の促進

①安心・安全な支援・サービスの継続的な提供

非常時においても可能な範囲で、安心・安全に支援・サービスの提供を継続できるよう、各地の新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、同様の感染症流行を想定した可能な事業の継続、早期復旧の方法について事前に検討します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○感染症流行時の継続支援・技術導入等に関する事前検討	新型コロナウイルス感染症流行時における各地の対策情報を収集し、寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図ったうえで、感染症流行時における可能な支援・モニタリング方法、技術導入等の可能性について事前に検討します。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域活動感染症対策	地域支えあいの会等の地域活動が安全に推進できるよう、必要に応じて感染予防の活動マニュアルや予防用品を備え、地域のつながりの維持に努めます。

②事業者・団体におけるB C P（事業継続計画）等策定の促進

災害や感染症流行等の非常事態における可能な事業の継続や早期復旧を念頭において、事業者・団体等におけるB C P（事業継続計画）の策定・検討を促進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○ B C Pに関する情報提供	町内の事業者・団体におけるB C P等の策定や事業継続の検討の促進に向けて、情報提供を行います。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○ B C P策定事業	社会福祉協議会において、有事の際の業務化推進計画を策定します。



基本目標3. 地域で活躍できる人づくり

(1) 地域を支える担い手の育成

◆現状と課題

誰もが支えあい、助けあう地域共生社会の実現に向けて、町民の主体的な活動が欠かせません。個人としての支えあい、助けあいはもとより、NPO・ボランティア団体、自治会活動等への参加や専門職としての活動等も重要な選択肢となります。

ボランティア団体や自治会等では、少子高齢化等に伴って後継者不足が問題となっており、活動に困難を抱えているところも少なくありません。他方で、ボランティア意識に広がりはあり、町民アンケートの結果によると、約7割は何らかの活動に参加したいという意向を持っています。このような参加意向を実現できるような情報提供、条件整備が重要になります。また、少子高齢化の一層の進行や、女性の社会進出、高齢者の就業の増加等の傾向を踏まえると、従来のように個人への呼びかけだけでは限界があります。他方で企業のCSR、社会的起業等の広がりがみられ、農福連携の事例も増えつつあることから、企業のCSR部門等への働きかけ、中小事業者や生産者等への協力依頼等も含め、多様な方法を検討していくことが必要になります。

介護や保育の現場でも、離職等により人材確保が困難な状況があります。町内の各現場において専門職が充足するように支援していくことも課題となっています。

◆取り組みの方向性

(1) 地域を支える担い手の育成	①地域福祉を担う人材の育成
	②NPO・ボランティア団体への支援
	③次世代を支える介護、保育サービスの人材確保
	④福祉と産業との連携

①地域福祉を担う人材の育成

専門的な技術を必要とする手話奉仕員やガイドヘルパーをはじめとして、認知症サポーターや子育て支援のリーダー・サポーター等の要請・育成を推進します。

また、一般のボランティアの参加拡大に向けてボランティアセンターの取り組みの強化を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○子育て支援のリーダー・サポーターの養成	県で開催する研修会や講演会等への町民の参加を促進し、子育て支援のリーダーやサポーターを養成していきます。	・子育て支援課

主な取り組み	内容	主な活動主体
○認知症サポーターの養成	認知症の正しい知識と理解を通じて、認知症の人や家族に適切な対応・支援ができるよう、認知症サポーターを養成していきます。講座は、警察署・銀行等の事業所、また、児童・生徒等、対象に合わせて実施します。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター
○手話奉仕員の養成	障害者の社会参加を促進するため手話奉仕員養成研修を実施し、手話奉仕員の養成を進めます。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○アクティビシニア社会参加支援事業	地域を担う元気な高齢者を発掘・育成するため、体験型の講座を開催します。
○ふれあいサービス協力員の養成	公的制度の隙間を埋める家事援助・外出付添サービスを提供するふれあいサービス協力員の養成を推進します。
○災害救援ボランティアの登録促進	町内外の災害発生時の復旧に携わるボランティアの個人登録を推進し、有事に備えます。

②NPO・ボランティア団体への支援

N P O ・ボランティア団体への情報提供の充実を図るとともに、様々なボランティア養成講座等を実施して、団体活動の支援を行います。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○ N P O ・ボランティア団体への情報提供、広報支援	社会福祉協議会と連携して、N P O ・ボランティア団体への情報提供等を行います。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○ボランティアセンターの充実	ボランティアの高齢化への対策として、後継者の育成・発掘等を支援します。また、個人で活動する技術ボランティア、プロボノ ¹⁶ について募集・登録を推進します。
○手話奉仕員候補者の育成	障害者の社会参加を支援するため、手話奉仕員に必要な資格取得を支援し、手話奉仕員候補者の育成を図ります。

¹⁶ プロボノ：仕事を通じて培った知識やスキル、経験を活用して社会貢献するボランティアやその活動

③次世代を支える介護、保育サービスの人才確保

介護、保育サービス関連の事業所における人材確保の支援として、介護、保育サービスに関する資格・免許取得に関する情報提供や就職・復職等に関する情報提供を行います。また、本町施設における労働環境の改善に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○資格・免許取得、就職・復職に関する環境整備	介護、保育サービス分野の資格・免許取得に関する情報提供、また、就職・復職希望者等への情報提供を実施します。また、本町の施設・機関における働きやすい職場環境の整備、改善等に取り組みます。	・商工観光課 ・子育て支援課 ・健康福祉課
○介護、保育サービス分野における人材情報の収集	介護、保育サービスでの職業経験者の地域からの流出を防ぐための方策を検討するとともに、離職した人材の情報収集や働く環境の整備体制の整備に向けて取り組みます。	・福祉事業者 ・よりいジョブセンター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○訪問介護員確保促進事業	訪問介護員の後継者を確保・育成するため、若年層の介護員の身分保障や訪問介護員就労助成金制度等の支援策を検討します。

④福祉と産業との連携

ボランティアの後継者不足等の課題への対応への一環として、新たな担い手の確保を推進するため、地域産業との可能な連携を推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○農福連携の推進	福祉施設等からのニーズ、また、生産者からのニーズに応じて、双方への呼びかけを行います。 また、農福連携に関する情報提供を行います。	・農林課 ・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○福祉と産業のコラボレーションの探求	サロンの運営等地域福祉活動の展開においては、福祉と産業との連携施策の展開を視野に入れ、企画立案を図ります。

(2) 福祉教育の充実

◆現状と課題

地域共生社会の実現に向けて主体的な住民参加を促進していくには、支えあいの基盤となる「福祉のこころ」を育むとともに、地域課題への関心を高めていくことが必要となります。このため、子どもの頃から、また、成人して以降も、福祉を学び、体験できる機会を提供していくことが重要となります。幼児教育、学校教育、社会教育等のあらゆる段階で福祉教育の機会を提供していくことが求められます。

また、地域共生社会に向けては、障害のある人とない人が一緒に暮らし、学びあえる環境の整備も求められます。あらゆる人を分け隔てなく包摂する環境整備が重要となります。

本町においては、学校教育全体に渡ってインクルーシブ教育を導入し、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が一緒に学ぶ環境を整備してきました。また、社会福祉協議会がコーディネート役として、学校と福祉施設との交流を促進するとともに、社会福祉協議会と福祉施設との連携により、福祉の体験機会を提供してきました。このような取り組みを継続的に推進していくことが重要となります。また、「エッセンシャルワーカー」とも呼ばれるようになった福祉従事者への理解向上も大切となります。

◆取り組みの方向性

(2) 福祉教育の充実	①インクルーシブ教育の充実
	②社会福祉法人、大学との福祉教育の連携推進

①インクルーシブ教育の充実

障害の有無にかかわらずすべての子どもを包含し通常の小・中学校のなかで、すべての子どもが一緒に学べるインクルーシブ教育の環境整備を図ります。

また、「福祉協力校事業」や「福祉の心を育む交流事業」等により、小・中学校では社会福祉協議会と連携して福祉教育に取り組んでいます。今後とも幼児教育、学校教育、社会教育等あらゆる教育機会に福祉教育を受けることができる環境づくりの拡充に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒の自立や社会参加への主体的な取り組みを支援する特別支援教育に学校教育活動全体で取り組みます。 一人ひとりの障害や状態に応じて、きめ細やかな支援を行うため、環境整備の充実を図ります。	・教育指導課

主な取り組み	内容	主な活動主体
○福祉交流事業の推進	小・中学校では、児童生徒のハンディキップ体験学習等を通じた福祉教育をはじめ、児童生徒と福祉施設の交流事業や福祉の心を育む交流事業により学校と福祉施設の多くの交流を促進していきます。	・教育指導課
○子どもの多様な福祉体験	高齢者や障害者との交流、ボランティア活動、乳幼児とのふれあいによる命の大切さ、地域の企業や福祉現場での職業体験、優れた芸術・文化に触れる等の体験による福祉の心を育むプログラムの充実を図ります。	・子育て支援課
○学校サポーターの推進	通常学級に在籍している肢体不自由の児童生徒の支援のために介助サポーターを配置しています。今後は、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒のために学習支援サポーターの拡充を図ります。	・教育指導課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○福祉教育の推進	福祉教育助成金を小中学校に交付する福祉協力校事業の継続的な実施や、学校と福祉施設とのコーディネートを行い、交流事業を推進します。

②社会福祉法人、大学との福祉教育の連携推進

社会福祉法人や大学と連携し、福祉講座等による福祉教育の推進に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○福祉教育の推進	福祉教育の推進をするための事業実施に向けて検討を進めます。	・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○ボランティア体験プログラム事業の推進	社会福祉法人施設や技能ボランティア団体等での児童・生徒のボランティア体験を推進します。また、夏休みに体験プログラム事業を実施するなど、多くの子どもが参加しやすいプログラムを推進します。
○福祉教育の推進	児童館の「保育付き講座」において、福祉を専攻する大学生ボランティアと協力して一時保育を行っています。今後もより多くの大学生ボランティアを確保して講座の拡充に努め、福祉教育を推進します。

基本目標4．安心で住みやすい環境づくり

(1) 相談体制の強化

◆現状と課題

従来の福祉では、高齢者、障害者、子ども・子育て支援、生活困窮者等のように対象別・制度別に相談支援体制の整備が進められてきました。他方で、障害者の高齢化、ダブルケア等の複合的な課題や、8050問題等のように従来の福祉の窓口では対応が難しかった問題等も顕在化してきました。このような制度の狭間の問題であっても断らずに対応できる相談支援体制の整備を進めるとともに、従来の対象別・制度別の専門的な相談支援がより有効に機能するように連携体制を構築していくことが課題となります。

本町では、令和2（2020）年に、「断らない」相談の入り口となる寄居町総合相談支援センターを設置しましたが、同センター及び既設の各相談窓口がそれぞれ有効に機能するように連携を深めていくことが重要となります。

町民アンケートの結果によると、不安や悩みの相談先として多いのは、家族や友人等の私的関係者であり、公的機関等への相談は概して少数となっています。また、不安や悩みを誰にも相談しない人も約17%と少なくありません。こうしたことから、支援ニーズの情報が公的機関に届かずには埋もれているケースも少なくないと見込まれます。地域における多様なアトリーチ活動や相談窓口の周知の徹底等により、より多くの支援ニーズの情報を相談窓口につなぎ、必要な支援を提供できるようにしていくことが課題となります。

◆取り組みの方向性

(1) 相談体制の強化	①断らない相談支援体制の整備
	②気軽に手助けを利用できる環境づくりの促進
	③苦情解決制度の周知

①断らない相談支援体制の整備

制度の狭間の問題に対応できるよう、複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる断らない包括的な相談支援体制の整備を進めます。本町ではこれまでも総合相談体制の整備を進めてきましたが、その徹底を図り「断らない」を基本として相談支援を推進します。

また、民生委員・児童委員、福祉委員、常設サロン活動等の住民活動等と社会福祉協議会との連携により地域の支援ニーズを把握し、個人情報に留意の上、ニーズの情報が適切な相談支援窓口につながるようにします。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○総合相談窓口の充実	「断らない」を基本として、福祉に関するあらゆる相談を受けるとともに、必要な専門相談へつなぐ寄居町総合相談支援センターの周知を図り、早期の利用促進を図ります。また、既設の各種相談窓口との連携を深め、総合相談支援センター及び各種相談窓口が有効に機能するように努めます。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター
○地域の支援ニーズの発見	福祉委員、民生委員・児童委員活動、常設サロンでの相談等、住民活動による支援ニーズの発見の促進を図ります。また、住民活動と社会福祉協議会との連携を通じて、個人情報に配慮の上、支援ニーズの情報が安心・安全に総合相談につながるしくみを構築します。さらに地域団体等の相談サテライト機能の創設を進めます。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○総合相談支援センター強化事業	高齢者、障害者、権利擁護、生活困窮の4分野の相談窓口を集約した総合相談支援センターにおいて、あらゆる相談を受け止めます。制度の狭間にあたる複雑なケースに対しても各分野の専門機関等と連携し、包括的に問題解決にあたることで、断らない相談支援、寄り添い型相談支援を展開します。また、支援にあたっては、単なるサービスマネージメントにとどまることなく、人とのつながりを創る支援を視野に入れて活動します。

②気軽に手助けを利用できる環境づくりの促進

相談が必要な支援・サービスに円滑につながるように、相談とサービスの一体的な環境整備を行います。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○ファミリーサポートセンター事業	育児支援を受けたい人（依頼会員）と育児支援を行いたい人（提供会員）を結びつけ、保育所への送迎や一時預かり等、育児に関する援助活動を行う事業について、普及と両会員の増加を図ります。	・子育て支援課
○ひとり親家庭福祉事業の充実	県が実施する母子および寡婦福祉資金制度や、ひとり親家庭就学援助制度の普及に努めます。	・子育て支援課

主な取り組み	内容	主な活動主体
○生活困窮者への支援	社会福祉協議会や、他の社会福祉法人等との幅広い連携のもと、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援の体制整備を推進し、相談から家計支援、就労支援、子どもの学習支援等必要な支援に結びつけることで、生活困窮からの脱却を総合的に支援します。	・健康福祉課
○犯罪被害者支援事業	犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すために、専門の相談窓口を設け情報の提供、見舞金の支給、関係機関等との連絡調整等を行います。	・人権推進課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○ほっとライン通信の定期発行	民生委員、福祉委員が見守りツールとして利用する「ほっとライン通信」において、福祉情報を提供するとともに「助けられ上手」の啓発を引き続き推進します。
○生活困窮者への支援	社会福祉協議会の福祉資金貸付、社会福祉法人が行うあんしんセーフティネット、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関との連携も強化とともに、単なる資金提供、物品提供にとどまらず、子どもの貧困問題を含めて、生活困窮からの脱却を総合的に支援します。
○フードバンク事業	フードドライブとして町民からの物資提供を呼びかける広報を行い、支援物資の安定確保に努め、必要時にフードバンクが利用できる環境づくりに努めます。
○在宅介護支援事業の充実	在宅介護を支援する「介護用紙おむつ支給事業」「理美容サービス事業」「移送サービス事業」は、高齢者の増加を反映して利用が年々伸びているため、利用ニーズに対して安定的かつ継続的な支援を提供できるように努めます。
○福祉サービス情報の提供	町民に、より多くの福祉情報収集の機会を提供するため、「社協だより」「社協パンフレット」等の情報紙を定期発行するとともに、ホームページをリニューアルし、充実した情報提供ができるよう体制を整えます。

③苦情解決制度の周知

福祉サービスの利用者が適切にサービスを受けられるよう、不適切なサービスへの苦情等を受け付ける苦情相談窓口及び苦情解決制度の周知向上を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○苦情解決制度の周知	苦情相談窓口として総合相談支援センターの周知を図るほか、苦情解決の仕組みについて周知を図ります。また、相談者に寄り添いながら、解決の方策を探るお手伝いができるような体制づくりに努めます。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○苦情解決制度の広報	社会福祉協議会の苦情解決制度を窓口に常時掲げるとともに、機関紙等による広報に努めます。



(2) 権利擁護活動の推進

◆現状と課題

近年、認知症、知的障害・精神障害で判断能力が不十分な人が悪徳商法の被害にあうケースが増えており、社会的な問題となっています。また、犯罪とは別に、高齢化や単身化の進行等を背景として、日常の金銭の管理や財産の保全に不安を抱えている人も増えていると見込まれます。町民アンケートの結果によると、財産・金銭管理や契約行為に不安や悩みを抱えている人は1割以上に上っています。

こうした状況を受け、認知症等により判断能力が低下しても、損害や不利益を被ることなく、日常生活を送れるように支えていく環境づくりが求められており、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みが全国で進められています。本町においても、平成29（2017）年に寄居町成年後見支援センターを開設し、また、社会福祉協議会が法人後見を始めており、官民連携により体制づくりを進めているところです。本町では成年後見制度の利用件数に増加の兆しもあることから、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」（第5章）に基づき、ニーズの増加を見すえて着実に基盤整備を進めていくことが必要となっています。

また、虐待や差別等の問題も顕在化しています。虐待やDVは、第三者に見えにくい場所で行われ、徐々にエスカレートする傾向にあることから、早期発見・早期対応に向けた取り組みが重要となります。本町では、特に障害者や児童に対する虐待の相談件数が高止まりしており、対策を拡充していく必要があります。

差別に関しては、障害者の社会進出に伴って障害者への理解が高まる一方で、依然として差別的な言動が解消されていないことから、引き続き、差別解消に向けた取り組みを行っていく必要があります。また、障害者が日常生活・社会生活を行うにあたって、障害を理由にサービスの提供等が拒まれるケースは少なくありません。例えば、窓口で受付を拒否されるケースや、車いすでの入店を拒否されるケース等です。このような社会的障壁を取り除いていく取り組みも課題となっています。

◆取り組みの方向性

(2) 権利擁護活動の 推進	①権利擁護体制の充実
	②虐待・DV防止への取り組みの強化
	③障害者に対する差別解消への取り組み

①権利擁護体制の充実

認知症、精神障害等により判断能力が不十分になった人が不利益を被ることなく日常生活を送ることができるように支えていくため、成年後見制度の普及啓発を行うとともに、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」（第5章）に基づき、成年後見制度の利用に関する基盤整備を推進します。また、社会福祉協議会による法人後見について支援します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○成年後見制度の普及と利用支援	サービスを必要とする人が利用できるよう、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」（第5章）に基づき、成年後見制度の普及啓発及び基盤整備を推進します。また、本人の判断能力が不十分で、親族がない場合の「申立」に関する助成や相談支援に努めます。さらに、社会福祉協議会の法人後見の支援等を通じて法人後見の体制整備を図るほか、市民後見人の育成に取り組みます。	・健康福祉課 ・地域包括支援センター ・成年後見支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○成年後見支援センターの運営	成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の普及・利用啓発を推進するとともに、身寄りがない方や家族からの支援が望めない方への社会福祉協議会の法人後見を実施します。
○福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）利用促進	日常生活において判断力に不安のある方が安心して生活をおくれるように定期的に訪問し、福祉サービスを利用するための援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。また、判断能力が著しく低下した場合には、成年後見制度の利用につながるよう支援します。

②虐待・DV防止への取り組みの強化

虐待やDVは、その多くが第三者の目の届かない家庭内等で行われており、発見が遅くなりがちです。地域での見守り活動や相談窓口の周知徹底を図り、早期発見・早期対応に努めます。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○虐待・DV防止への取り組みの強化	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待や配偶者等に対するDVは、早期発見が重要であるため、地域での見守り活動を強化するとともに、電話相談・SNS等により、虐待やDVの被害者への助言や情報提供、自立支援等を行います。また、チラシや見守りネットワークの活動を通じて、相談窓口の周知広報を行います。	・人権推進課 ・子育て支援課 ・健康福祉課 ・地域包括支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○地域支えあい活動における地域見守りの強化	民生委員、福祉委員の見守り活動のみならず、地域支えあいの会会員による地域全体の見守り活動を推進し、虐待の早期発見に取り組むものとします。

③障害者に対する差別解消への取り組み

障害者差別の解消・防止に向け、引き続き普及啓発を行います。また、障害者が地域で日常生活や社会生活を営むにあたっての社会的障壁を取り除くため、合理的配慮について幅広く周知を図ります。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○障害者に対する差別解消への取り組み	障害を理由とした差別の解消及び防止に向けて啓発を行うとともに、障害者への合理的配慮等について、町民、団体、学校、企業・事業所等に幅広く周知を図ります。また、相談体制の整備に取り組みます。	・人権推進課 ・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○基幹相談支援センターによる啓発	町委託による寄居町障害者基幹相談支援センターの事業推進の中で常に差別解消の視点を持ち、地域での配慮が定着していくよう啓発に努めます。

(3) 生活環境の充実

◆現状と課題

バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入は、既に多くの公共施設で進められてきました。障害の有無や身体能力等の違いに関わらず、誰もが暮らしやすい環境づくりを進めるため、今後とも公共施設における整備・改善を進めます。

手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修についても、町民のニーズが大きいことから、引き続き支援を行うとともに、支援の拡充について検討することが重要となっています。

また、町民アンケート調査の結果によると、外出時の移動手段に悩んでいる人が約15%となっています。また、高齢者、障害者等が市街地に向かう移動手段の確保等を求める声も多く寄せられており、身近な移動支援が課題となっています。こうした中、寄居町地域公共交通網形成計画に基づき、愛のりタクシー運行事業の安定運行に至りました。他方で、広域の移動にあたって他の公共交通機関（路線バス等）との接続・連携に課題が残っており、移動支援等の充実が課題となります。

◆取り組みの方向性

(3) 生活環境の充実	①バリアフリー化の推進・ユニバーサルデザインの普及
	②生活環境の充実

①バリアフリー化の推進・ユニバーサルデザインの普及

町民が暮らしやすい環境を整備するため、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、住宅改修を推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○バリアフリー化の推進	地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。	・都市計画課 ・健康福祉課
○住宅改修費の拡充	手すりの取り付けや段差解消等、町民の居住環境の向上を図るため住宅改修のための費用について引き続き助成します。また、今後、拡充について検討を進めます。	・商工観光課 ・健康福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）	
主な取り組み	内容
○心のバリアフリーの啓発	社会福祉協議会の諸事業の推進を通じて、心のバリアフリーを啓発し、地域共生社会の実現に寄与します。

②生活環境の充実

外出時の移動が困難な人の移動支援等を引き続き実施するとともに、利用者のニーズに合わせて改善・充実を図れるように検討します。

また、子どもたちが地域で安心・安全に過ごせる育ちの場として、引き続き遊び場の整備を推進します。

地域福祉計画（寄居町）		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○移動手段の充実への支援	本町では、障害者、高齢者の移動手段とし重度心身障害者福祉タクシー・高齢者福祉タクシーの利用料金助成制度を実施するとともに、交通不便地域を解消するため、愛のりタクシー（デマンドタクシー）を整備してきました。利用者の利便性と運行効率を高めるため、利用方法等について検討・改善を重ねています。また、社会福祉協議会やN P O団体による移送サービスについても、そのサービス量が維持できるよう支援します。	・健康福祉課 ・都市計画課
○子どもの遊び場の整備・充実	児童遊園地および、遊具の整備等に対し支援を行います。また、老朽化した遊具等の点検や修繕等を図るとともに、運動公園・街区公園の管理を行い、安心・安全な環境づくりに努めます。	・子育て支援課 ・都市計画課



第5章 寄居町成年後見制度

利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨と枠組み

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活を送る上で必要な判断能力が不十分な人を社会全体で支えるための制度です。

高齢化の進行に伴って、成年後見制度の必要性が高まっていくことが見込まれるため、成年後見制度の円滑な利用の促進に向けて、成年後見制度利用促進法が平成28（2016）年に施行されました。

本町においても、今後、認知症高齢者や精神障害者等の増加、また、世帯構成や家族関係の変化等を背景として、成年後見制度の利用ニーズが増加すると見込まれることから、法の趣旨及び第14条の規定に基づき、寄居町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

2. 基本理念

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。今後の成年後見制度の利用促進に当たっても成年後見制度の理念であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本において考えていく必要があります。

また、これまでの成年後見制度は、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用する視点が欠けていると指摘されてきました。このため、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点も重要となります。

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③身上の保護の重視（財産管理のみならず、身上保護も重視）

以上を踏まえ、本町においては、上記3点を基本的な視点に含め、「個人の尊厳と意思と暮らしを支え、共に生きるまちづくり」を基本理念とします。

基本理念

「個人の尊厳と意思と暮らしを支え、共に生きるまちづくり」

3. 施策の展開

◆現状と課題

本町では近年、権利擁護相談件数（生活相談）が急増し、成年後見制度利用件数も増加しつつあります。一方、町民アンケートの結果によると、制度を良く知らない人やまったく知らない人が半数に上り、他方で制度を良く知っている人ほど、誰かに後見人になってもらうことに抵抗感を示す傾向が大きい様子が現れています（第2章）。制度利用の潜在的ニーズがある一方で、制度利用に対する不安も現れていることから、ニーズにしっかりと対応し、町民に信頼される体制を整備することが重要となります。

また、町民アンケートの結果によると、成年後見制度を知っている人（良く知っている人、多少は知っている人の合計）は半数弱にとどまっており、中でも、財産・金銭管理や契約に不安や悩みのある人では約3割にとどまっていることから、積極的な周知活動や、利用ニーズの早期発見等が重要となります。

本町では平成29（2017）年に成年後見支援センターを開設し、成年後見制度利用支援に関する取り組みをセンターに集約して推進する体制を整備しました。今後、成年後見支援センターを中心に地域における連携体制や中核機能を整備し、必要とする人の誰もが制度を利用できるよう基盤整備を図っていく必要があります。

◆取り組みの方向性

個人の尊厳と意思と暮らしを支え、共に生きるまちづくり	①早期発見・利用促進
	②地域連携ネットワークの体制整備
	③中核機関の整備・運営
	④助成制度の整備

①早期発見・利用促進

成年後見制度の円滑な利用促進に向け、積極的に制度の周知により、町民の理解向上を図ります。また、見守り活動等でのアウトリーチや相談支援を通じて、制度利用が必要な人の早期発見に努めるとともに、本人の意思等を尊重の上、制度利用を支援します。

寄居町		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○成年後見制度の普及啓発	広報よりい、町公式ホームページ等を活用し、成年後見制度に関する情報提供を行い、普及啓発を図ります。	・健康福祉課 ・成年後見支援センター
○権利擁護相談	関係機関・専門職との連携により、生活相談（生活全般に関する相談）、法律相談（相続、契約、財産管理等に関する相談等）を実施します。	・人権推進課 ・健康福祉課 ・成年後見支援センター

主な取り組み	内容	主な活動主体
○後見人情報の提供	制度の利用が必要な人に対し、希望に応じて町内の法人後見人、市民後見人の情報提供を行います。	・健康福祉課 ・成年後見支援センター
○制度利用の申立てに向けた連携体制整備事業	総合相談支援センター等への相談により、法定後見が必要になった場合、関係機関との連携を図り、利用の申立体制を整備します。	・健康福祉課

寄居町社会福祉協議会	
主な取り組み	内容
○連携体制整備事業との協働	総合相談支援センター等への相談の中で、町民の権利を守るために必要な場合、関係機関との情報共有を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。

②地域連携ネットワークの体制整備

成年後見制度の利用が必要な人が、不利益を被ることなく円滑に制度を利用できるよう、専門職や公的機関、さらには団体・ボランティア等が連携して支える体制整備を推進します。また、法人後見人の確保・市民後見人の育成に努めます。

寄居町		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○多事業者・団体とのネットワークの構築	社会福祉協議会が実施する共助のまちづくりネットワーク会議実務者会議において、ネットワーク、協働体制を整備します。	・健康福祉課
○法人後見人の確保、市民後見人の育成	社会福祉協議会が法人後見を行っていますが、ニーズに合わせて必要な法人後見人の確保を進めるとともに、関係機関との連携により市民後見人の育成に努めます。	・健康福祉課

寄居町社会福祉協議会	
主な取り組み	内容
○成年後見支援センターでのネットワークの構築	社会福祉協議会の共助のまちづくりネットワークを最大限活用するとともに、具体的対応に関する協議は本会議の専門機関で構成する実務者会議でのネットワーク、協働体制を整備します。

③中核機関の整備・運営

地域連携ネットワークの全体構想や総合調整、協議会の事務局機能等を担う中核機関の整備を進めます。中核機関の機能については地域連携ネットワーク体制の整備に合わせて、段階的に充実を図ります。

寄居町		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○後見支援体制整備事業	弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職と連携して支援するとともに、中核機関の運営にあたっては、家庭裁判所との連携を図ります。	・健康福祉課

寄居町社会福祉協議会	
主な取り組み	内容
○後見支援体制整備事業	現在の成年後見支援センターを中核機関として位置づけるものとし、現状の運営委員会の専門職に加え、家庭裁判所との連携により業務展開を図ります。

④助成制度の整備

経済的な理由から、制度を利用したくても利用できない人を支えるため、後見人報酬の助成制度の整備を進めます。

寄居町		
主な取り組み	内容	主な活動主体
○成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が自立した日常生活を営むことができるようするため支援を行います。	健康福祉課



第6章 計画の推進

1. 計画の普及・啓発

町民・団体・事業者等の主体的な参加を促進するため、本計画を町広報誌や町公式ホームページ等で広く周知し、普及・啓発を図ります。

2. 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、町民・団体・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割を認識し、主体性をもち、必要な連携・協働を図りながら、取り組んでいくことが重要となります。本計画の推進にあたっては、町民、地域支えあいの会、団体・事業者、社会福祉協議会、町それぞれの基本的な役割を以下の通りとし、必要に応じて柔軟に連携・協働を図りながら、計画の推進を図ります。

(1) 町民の役割

寄居町に暮らすすべての人、また法人も地域の一員であり、地域福祉の主役であるという認識のもとに、自らができる支援・援助を地域で行っていくことが基本的な役割となります。そのため、自らの地域に関心をもち、地域における課題の発見や共有を図るとともに、協力して解決の方策を探ることが求められます。

ボランティア団体等の活動への参加のほか、より身近に、地域における声掛けや挨拶、見守り、日常的な近隣住民同士の交流や地域行事への参加等も、地域課題の発見や共有、解決に向けて重要な役割となります。

(2) 地域支えあいの会の役割

町では区長、衛生委員、道路委員、民生委員・児童委員、福祉委員等による地域支えあいの会が組織されています。地域支えあいの会では、困りごとを抱えた人に対して、地域の最前線で相談・支援を推進し、必要に応じて専門職・機関につないでいくことが基本的な役割となります。

地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築においても、町民主体の組織として、社会福祉協議会と連携し、地域密着型の日常的な地域活動を支えることが重要となります。

(3) 団体・事業者の役割

NPO・ボランティア団体では、地域における様々なニーズに対し、活動の趣意に基づいて団体の専門性・特徴を活かして適切に対応することが基本的な役割となります。また、行政や社会福祉協議会等との連携、協働により、効果的な支援、まちづくり等を推進していくことが期待されます。

福祉サービス提供事業者は利用者の自立支援・生活支援に向けて、必要な支援・サービスの提供が基本的な役割となります。また、それに向けたサービスの質の確保や利用者本位の柔軟な対

応、サービス・支援の継続性の確保、事業者情報の提供・公開等が求められます。このほか、他の事業者・専門機関等との連携、社会貢献やまちづくりへの参加等が求められます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は町民主体による地域福祉推進の中核と位置づけられます。町民と行政、団体・事業者等との調整役を担い、地域福祉活動の推進・活性化を図ることが基本的な役割となります。

地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築に向けて、調整役としての機能強化を図るとともに、地域の多様な課題に対し、行政との連携・協働により、積極的に事業展開していくことが求められます。

(5) 町の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や団体・事業者等の自主的な活動が重要となります。町においては、町民の福祉に責任を負う公的な主体として、中長期を見据えたうえで地域課題やその優先順位を明確にするとともに、地域における多様な活動を支援し、総合的・包括的に福祉政策を推進していくことが基本的な役割となります。

府内においては保健・福祉分野にとどまらず、教育、産業、防災、防犯等の関係各課と連携を図るとともに、地域社会においては、社会福祉協議会、団体・事業者等との連携・協働を図り、地域共生社会の構築に向けた基盤整備を推進していくことが求められます。

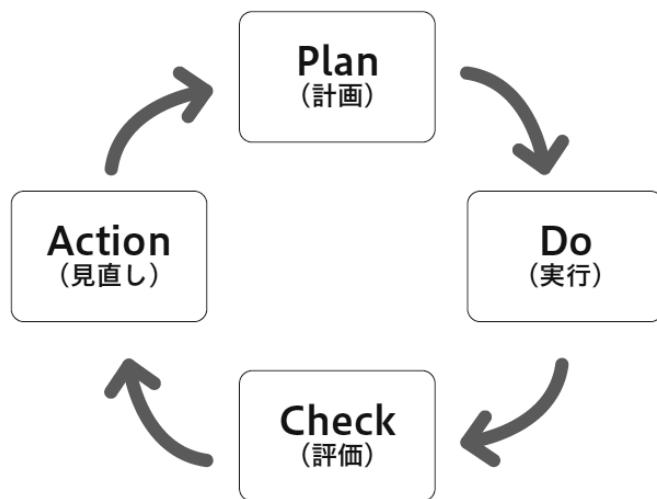
3. 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、健康福祉課が事務局となり、町の関係各課、社会福祉協議会及び関係機関・団体との相互連携・調整及び情報共有を図ります。

また、町を取り巻く社会経済情勢の変化等に適切かつ迅速に対応するため、本計画期間中に必要が生じた場合は、計画の推進途中であっても適宜、事業の点検・評価を行い、見直しを行います。

本計画の推進は、P D C Aサイクルに基づいて実施します。P (Plan : 計画策定)、D (Do : 実行)、C (Check : 点検・評価)、A (Action : 見直し) の一連の流れで進めます。本計画期間終了時に本計画期間の取り組みの全体的な点検・評価を行い、次期計画を策定します。

【P D C Aサイクルイメージ図】



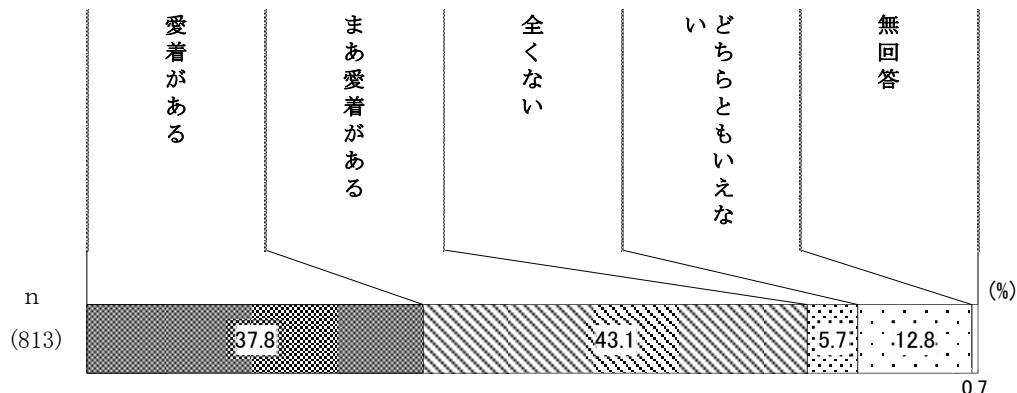
資料編

1. 地域福祉に関するアンケート調査結果

(1) 寄居町での暮らしについて

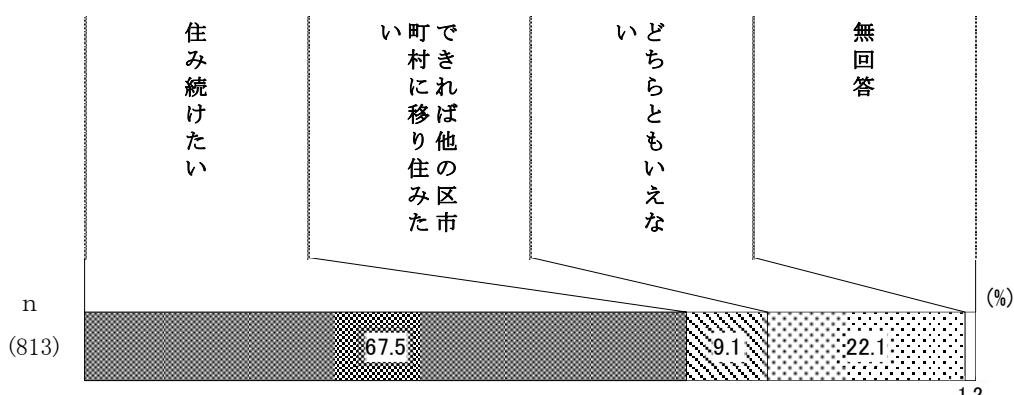
①愛着度

問1 あなたは、寄居町に愛着を持っていますか。(○は1つ)



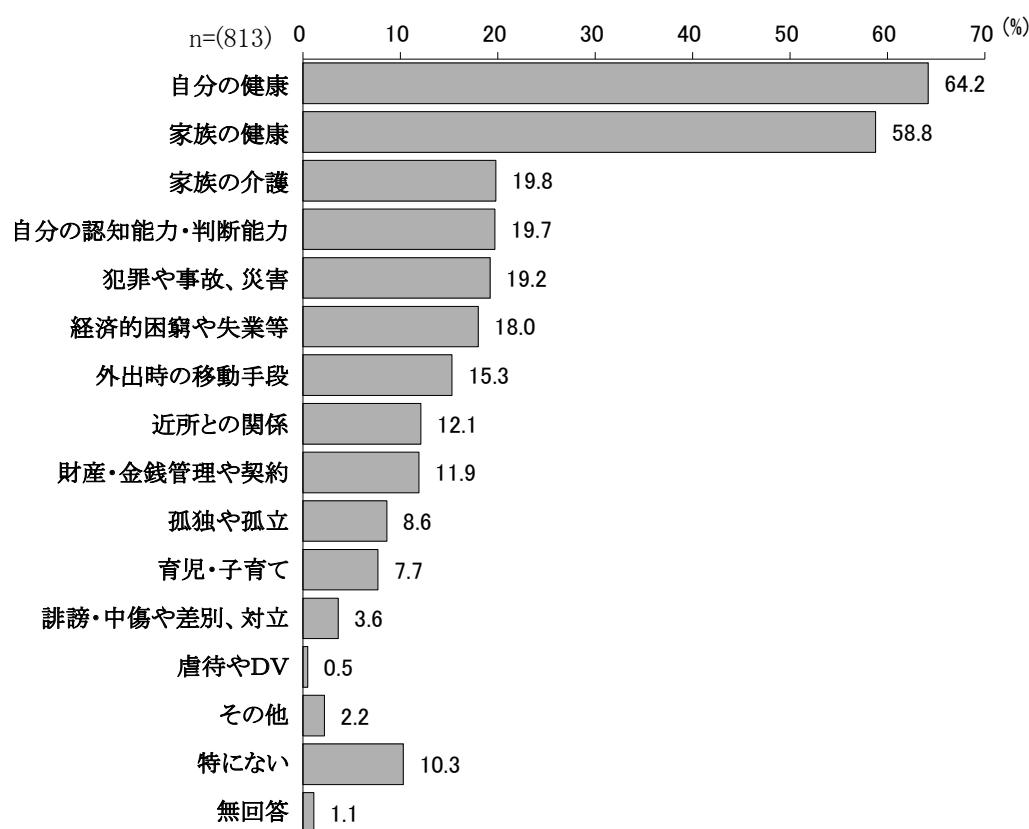
②居住意向

問2 今後も寄居町に住み続けたいですか。(○は1つ)



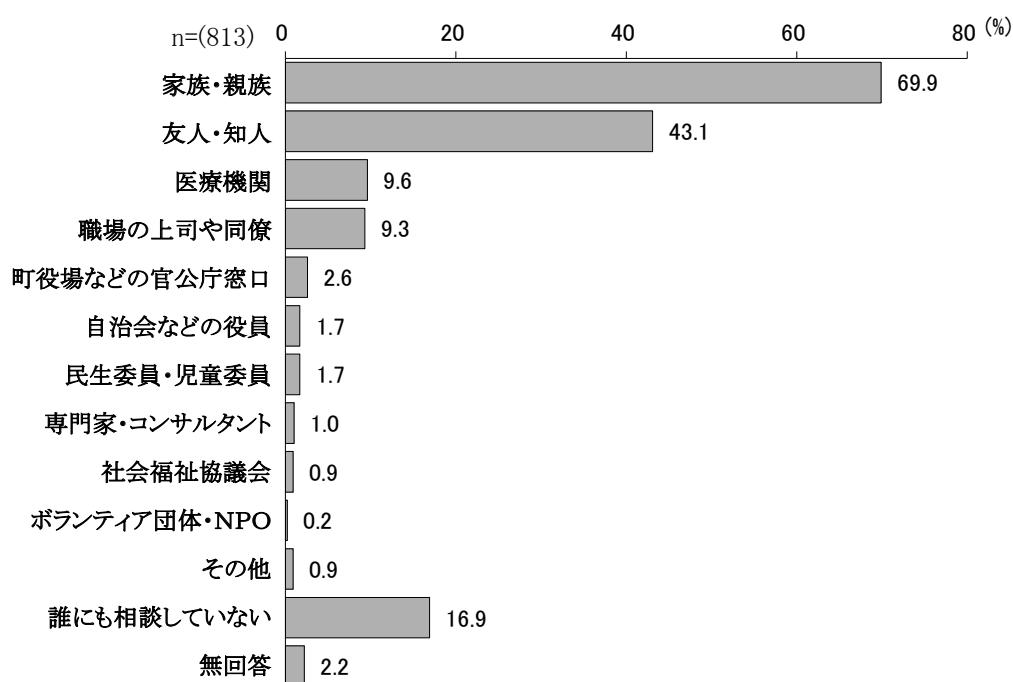
③日常生活における不安や悩み

問3 あなたは、日常生活でどのような不安や悩みがありますか。(○はいくつでも)



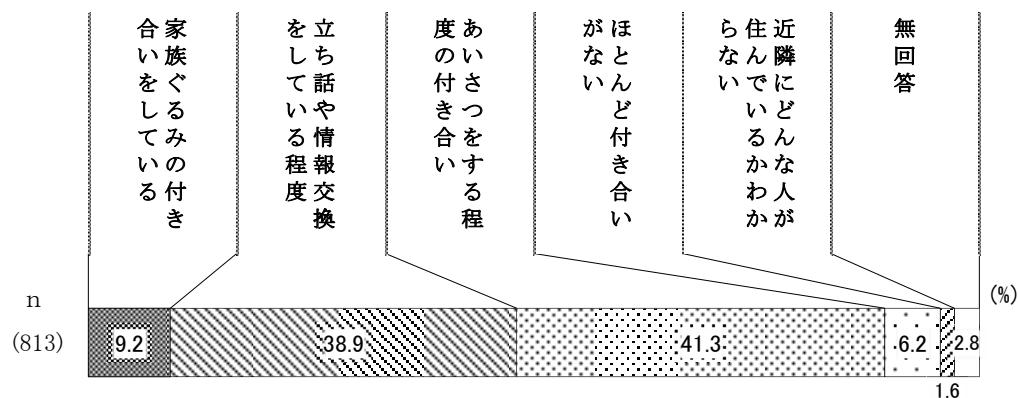
④不安や悩みの相談先

問4 悩みや不安について誰に、もしくはどこに相談していますか。(○はいくつでも)



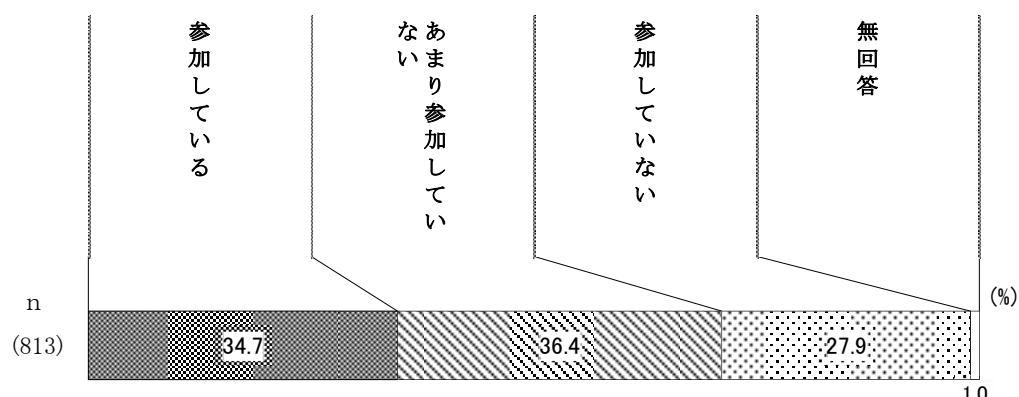
⑤近所付き合いの程度

問5 ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをされていますか。(○は1つ)



⑥町内の行事や活動への参加

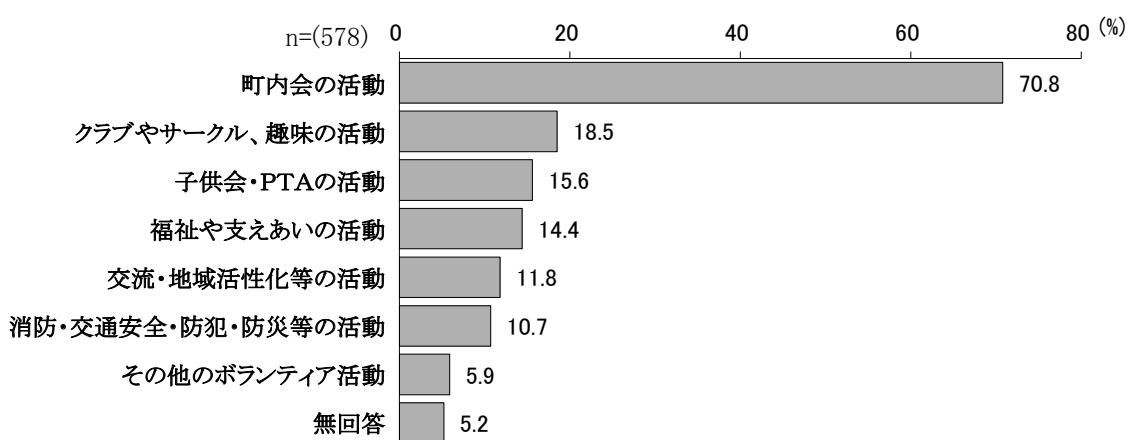
問6 あなたは、町内の行事や活動に参加されていますか。(○は1つ)



⑦参加している活動

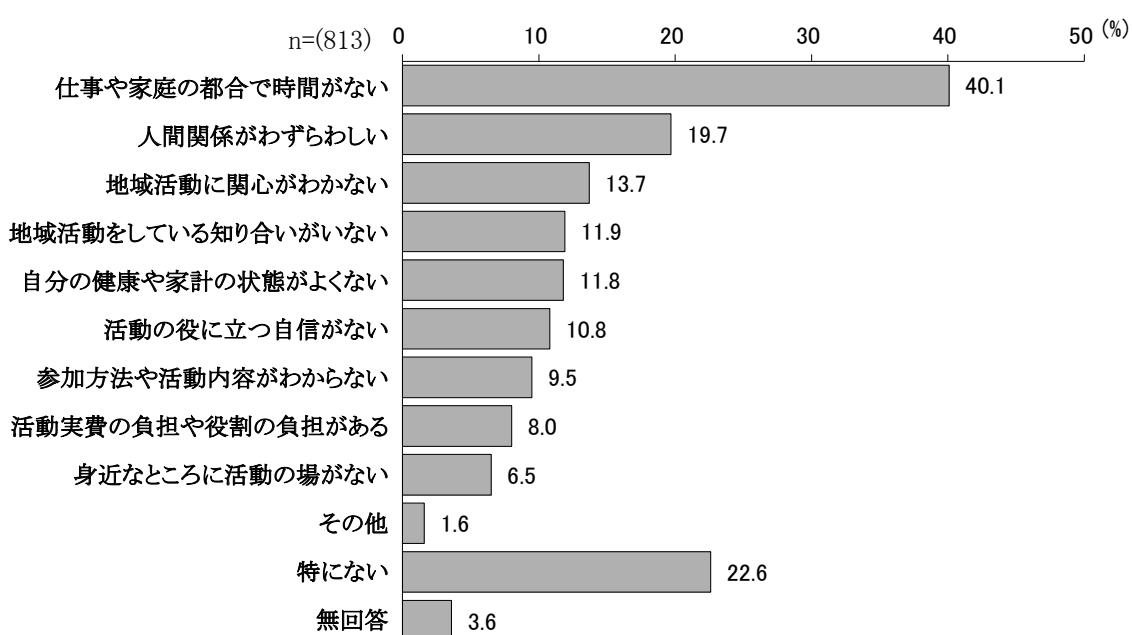
【付問6－1】は、問6で「1. 参加している」か「2. あまり参加していない」に回答された方にお伺いします。】

付問6－1 どのような活動に参加されていますか。(○はいくつでも)



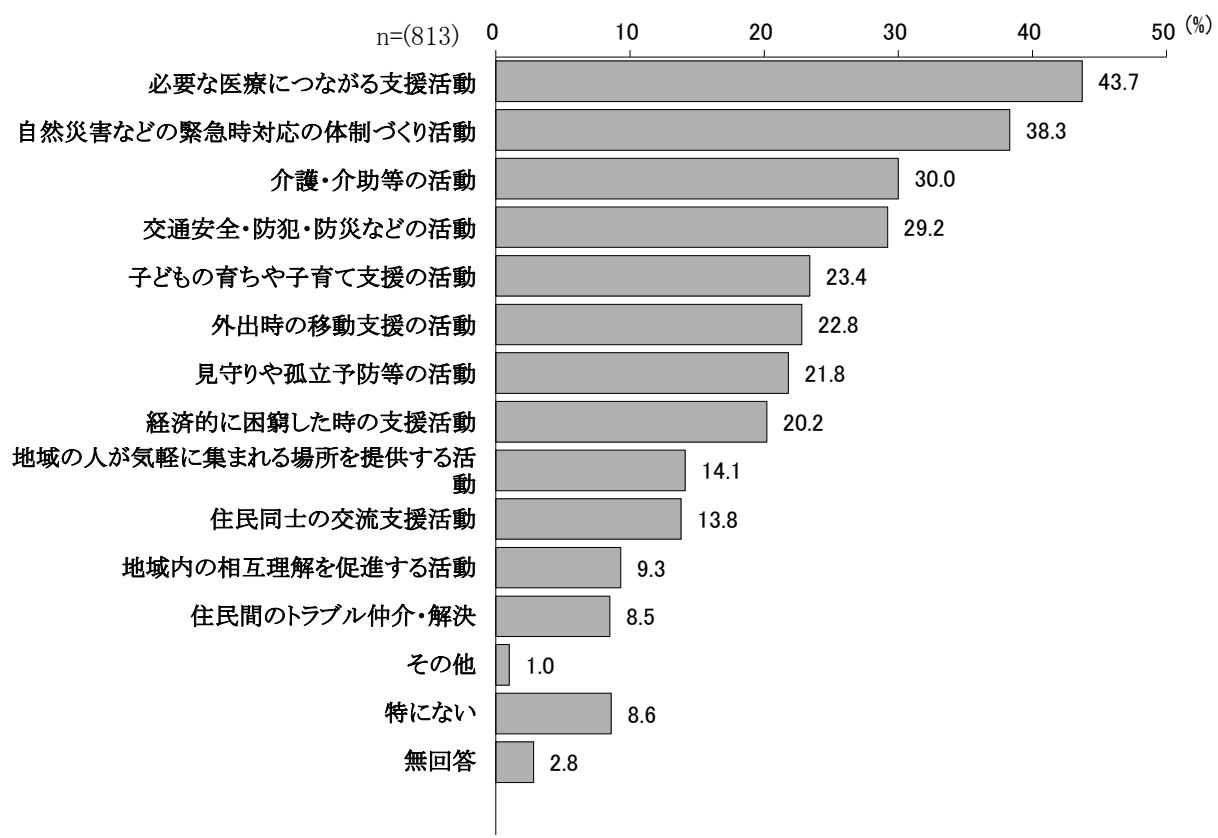
⑧活動の支障となること

問7 あなたが地域で活動する際に、支障になることなどがありますか。(○はいくつでも)



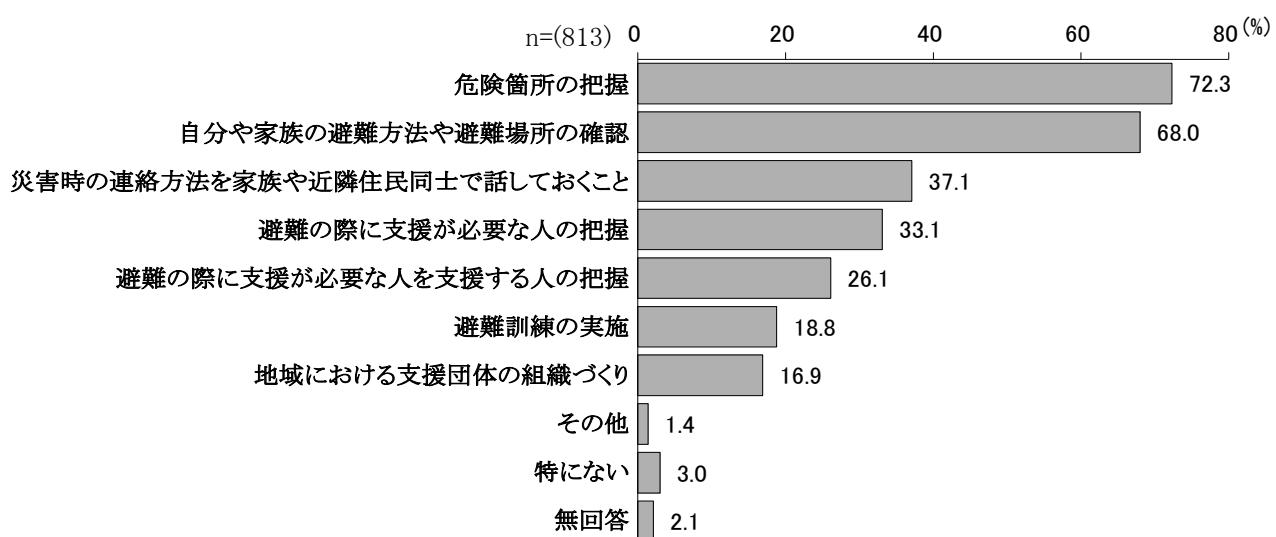
⑨期待する活動

問8 あなたが住んでいる地域の中で安心して暮らすためには、どのような活動を期待しますか。(○はいくつでも)



⑩災害時や緊急時の備えとして、重要なと思うこと

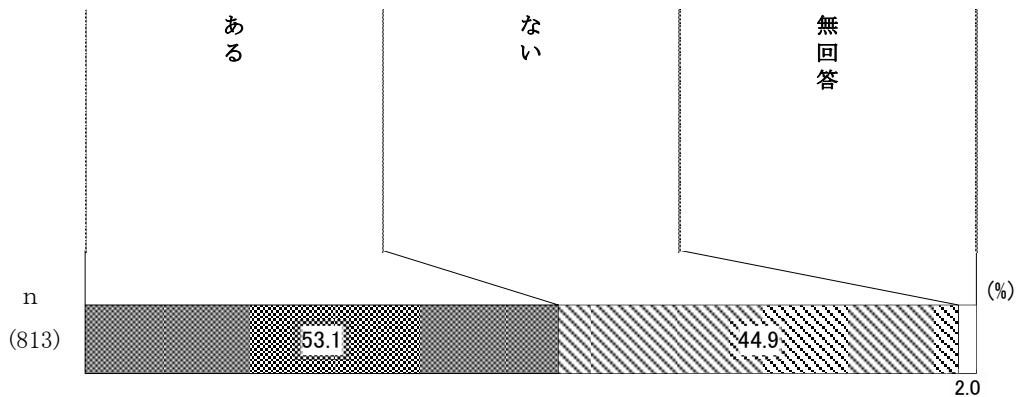
問9 災害時や緊急時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。(○はいくつでも)



(2) ボランティア活動や寄付について

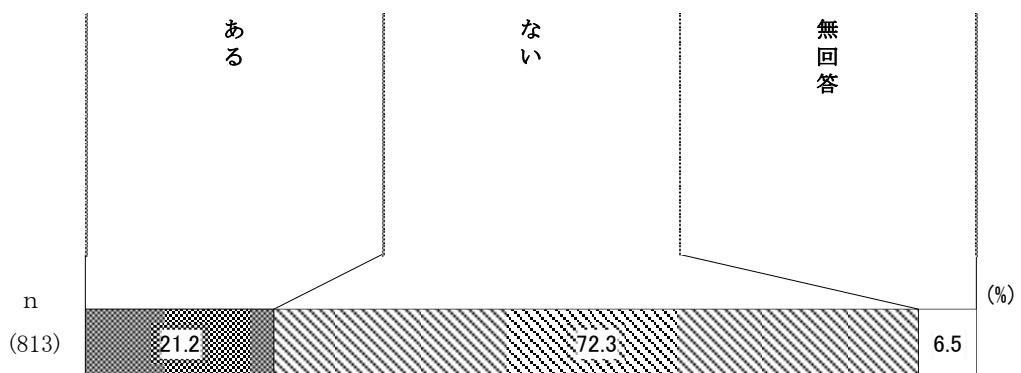
①生涯でボランティア活動に参加した経験

問10 (ア) 生涯で



②最近1年間でボランティア活動に参加した経験

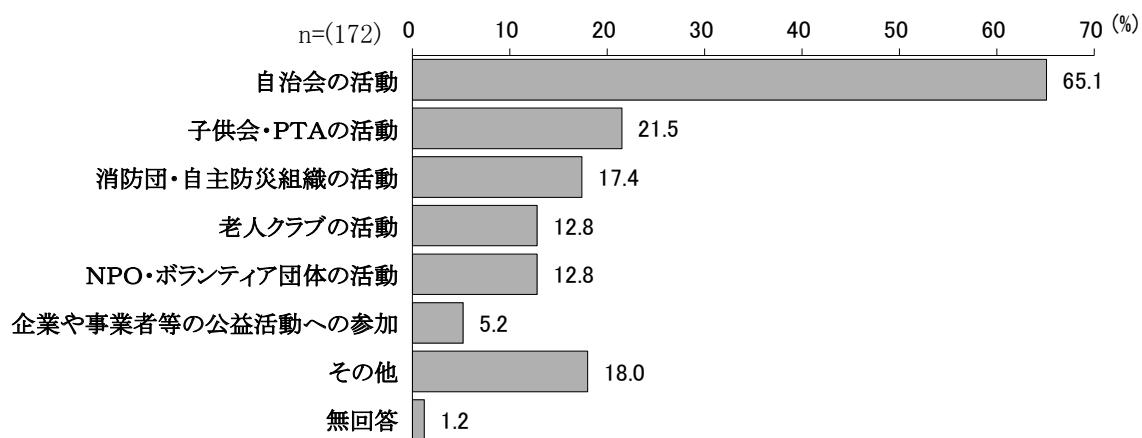
問10 (イ) 最近1年間で



③参加したボランティア活動

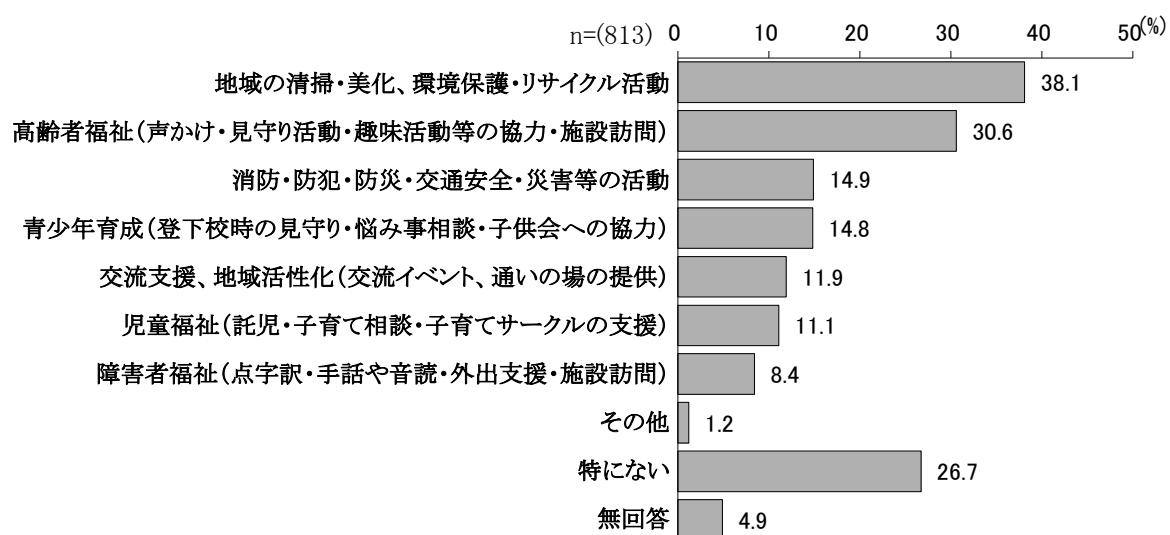
【付問10－1は、問10（2）最近1年間で「1. ある」と回答された方にうかがいます。】

付問10－1 どのようなボランティア活動に参加しましたか。（○はいくつでも）



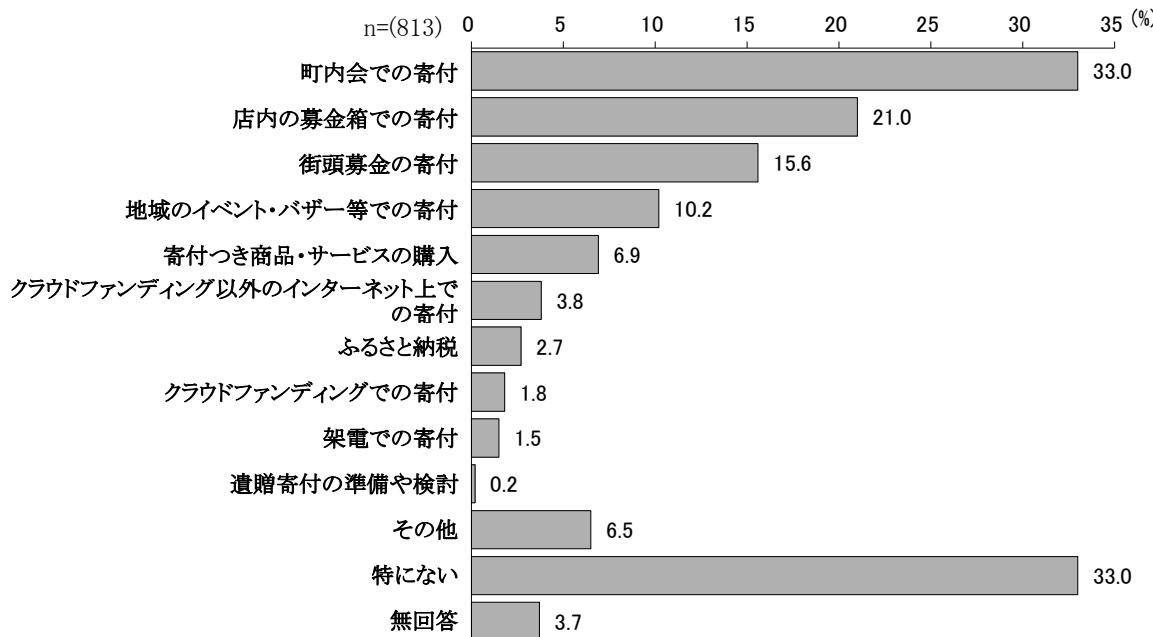
④参加したい福祉活動やボランティア活動、地域住民にできる支援活動

問11 あなたが今後、参加したい福祉活動やボランティア活動、地域住民にできる支援活動はどんなことですか。（○はいくつでも）



⑤最近1年間にした寄付等

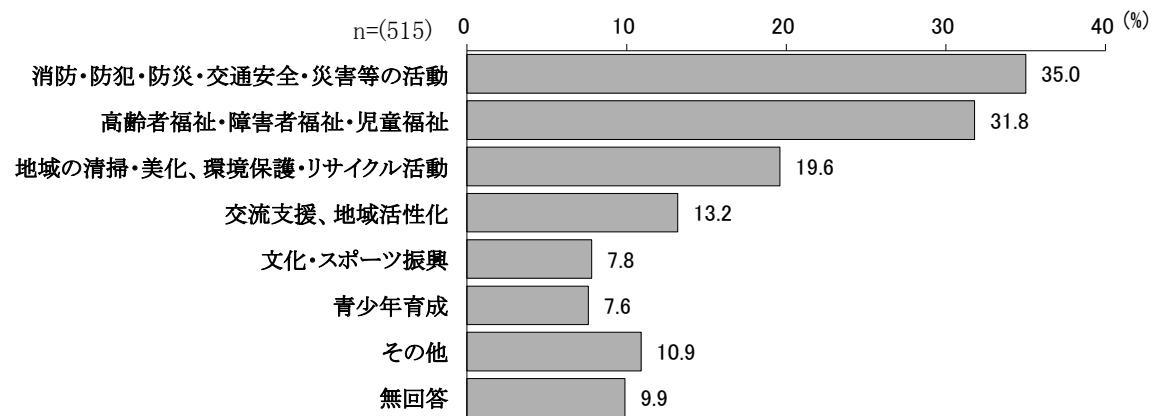
問12 あなたは、最近1年間に、どのような寄付等をしたことがありますか。(○はいくつでも)



⑥寄付した活動

【付問12-1と付問12-2は、問12で1~11のいずれかに回答した方にお伺いします。】

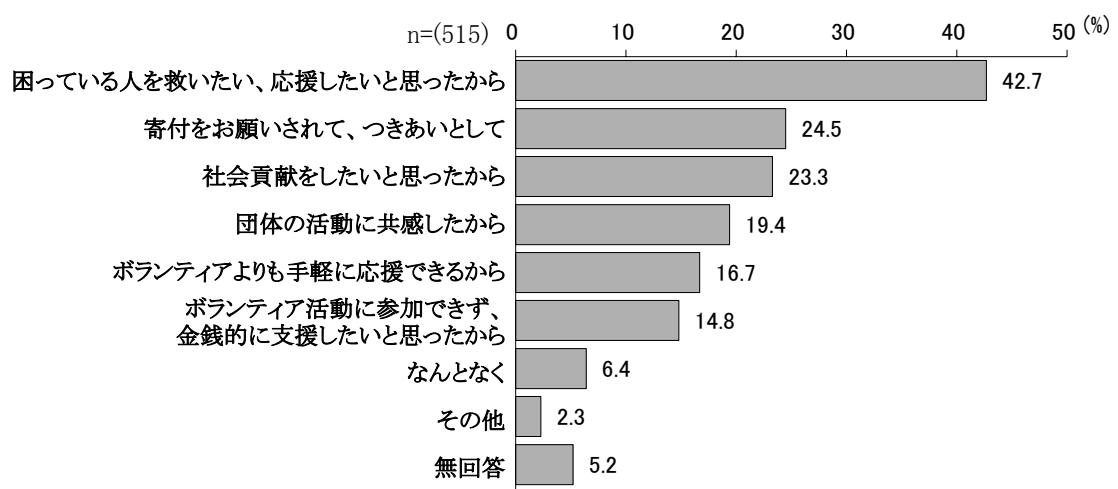
付問12-1 あなたは、どのような活動に寄付をしましたか。(○はいくつでも)



⑦寄付した理由

【付問12－1と付問12－2は、問12で1～11のいずれかに回答した方にお伺いします。】

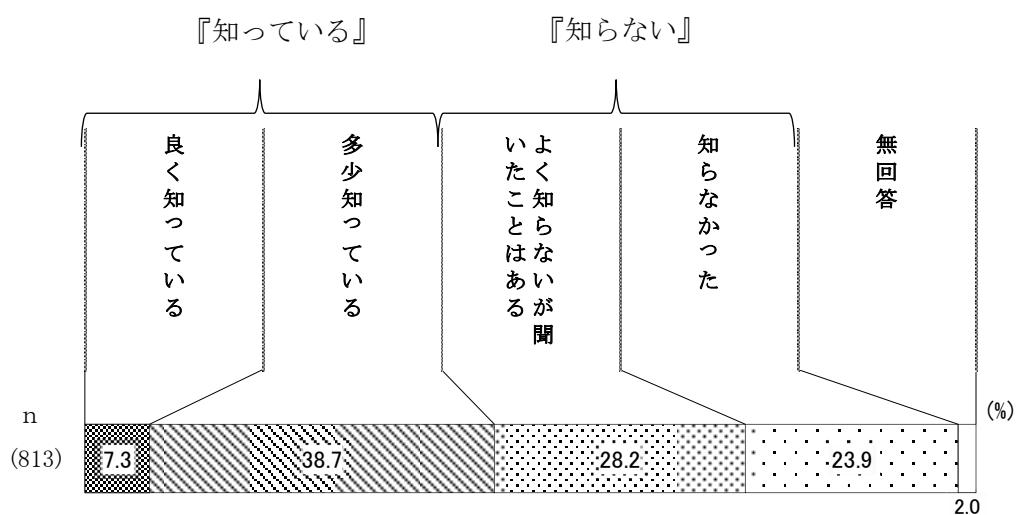
付問12－2 寄付した理由は何ですか。(○はいくつでも)



(3) 成年後見制度について

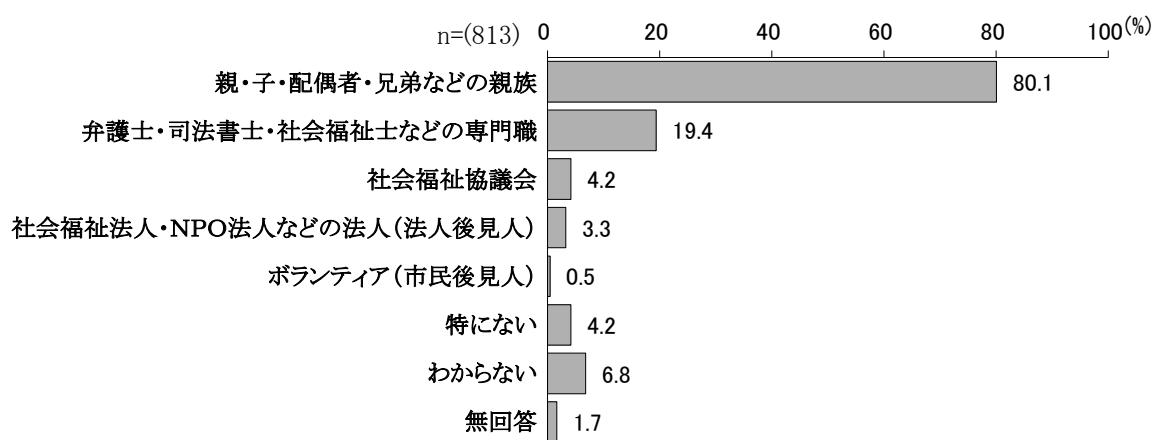
①「成年後見制度」の認知度

問13 あなたは「成年後見制度」をご存じですか。(○は1つ)



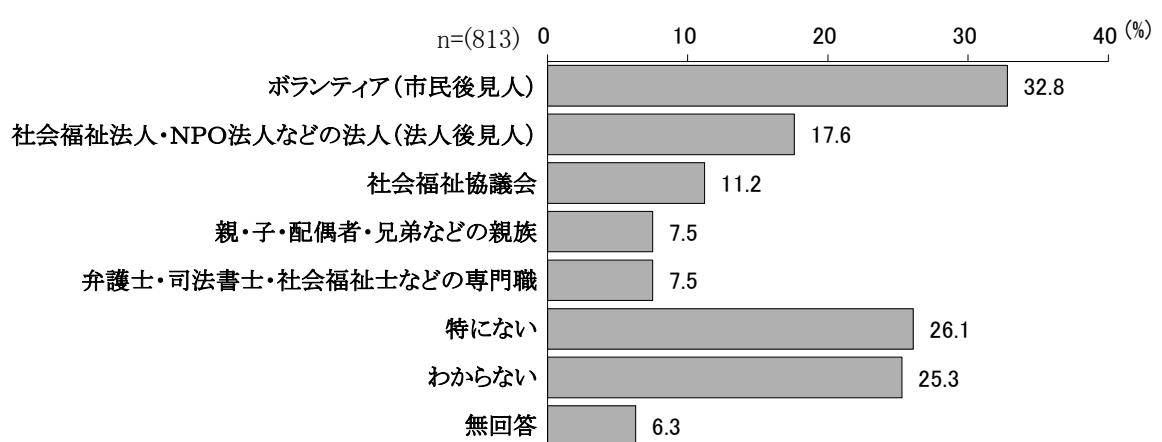
②誰に後見人になってもらいたいか

問14（1）後見人（あなたに代わってあなたの財産・金銭管理、契約等を行う人）は誰になつてもらいたいと思いますか。（○はいくつでも）



③後見人になつてもらうのに不安や抵抗感がある人・機関

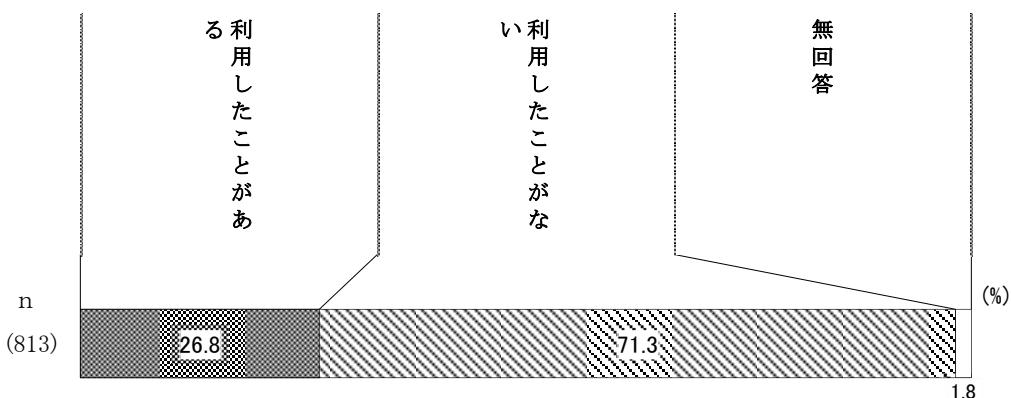
問14（2）後見人になつてもらうのに不安や抵抗感がある人・機関はありますか。（○はいくつでも）



(4) 町の福祉サービスについて

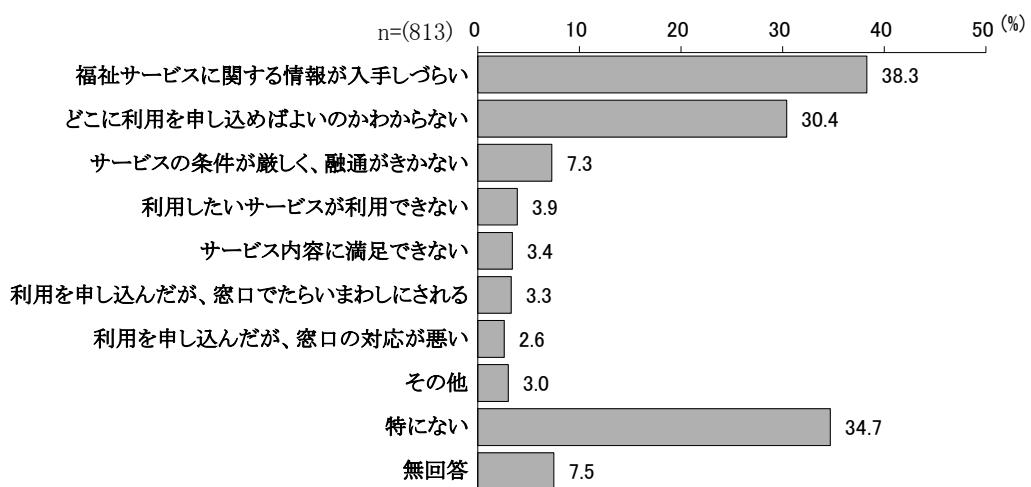
①あなたやあなたの家族の中で、町の福祉サービスを利用した経験の有無

問 15 (1) あなたやあなたの家族の中で、町の福祉サービスを利用したことがありますか。(○は1つ)



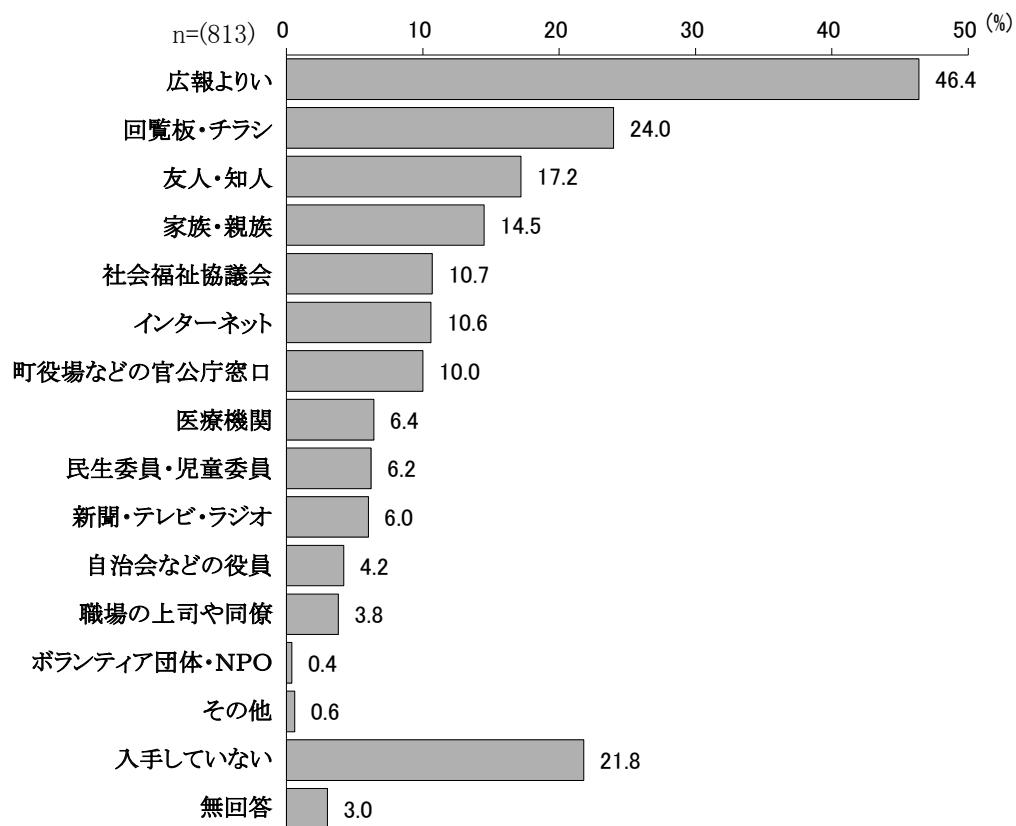
②町の福祉サービスに対するイメージ

問 15 (2) 町の福祉サービスにどのようなイメージがありますか。次の中であてはまるものをお答えください。利用したことのある人は利用した際の経験を踏まえてお答えください。(○はいくつでも)



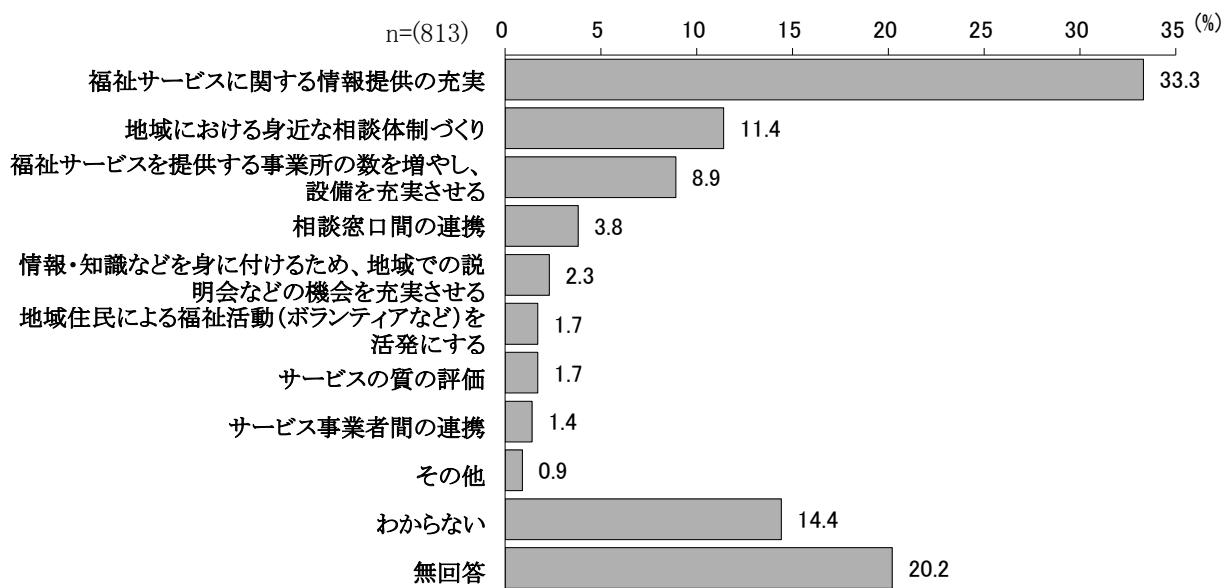
③福祉サービスの情報源

問16 あなたは、福祉サービスの情報をどこから入手していますか。(○はいくつでも)



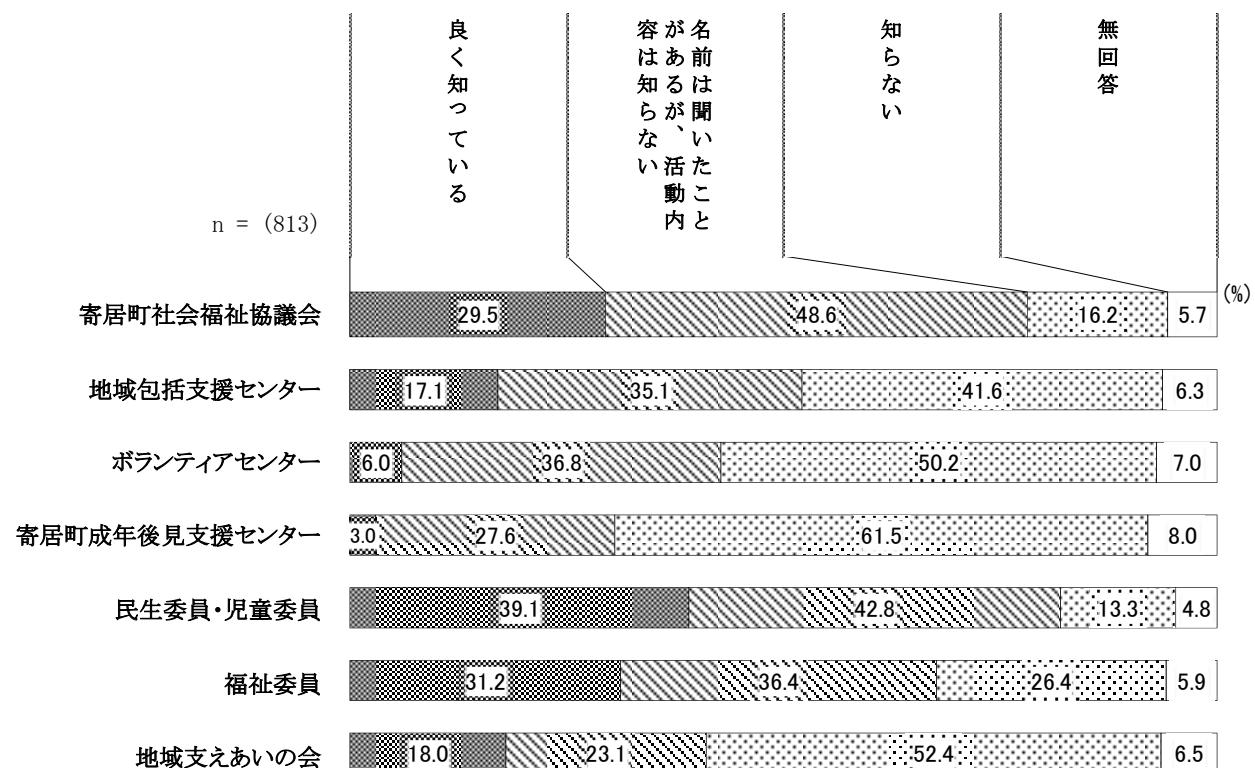
④福祉サービスを充実させるために必要だと思うこと

問17 あなたは、福祉サービスを充実させるためには、何が最も必要だと思いますか。(○は1つ)



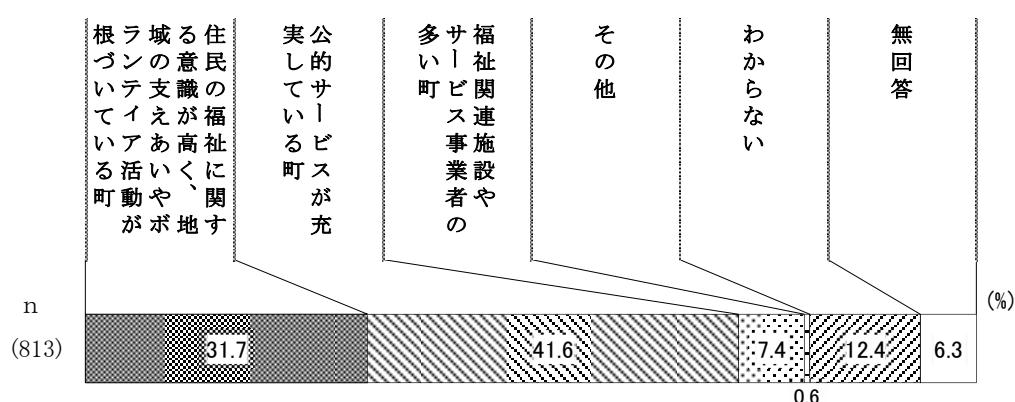
⑤町内の福祉活動の拠点や担い手の認知度

問18 あなたは、町内の福祉活動の拠点や担い手を知っていますか。(ア～キについて、○はそれぞれ1つ)



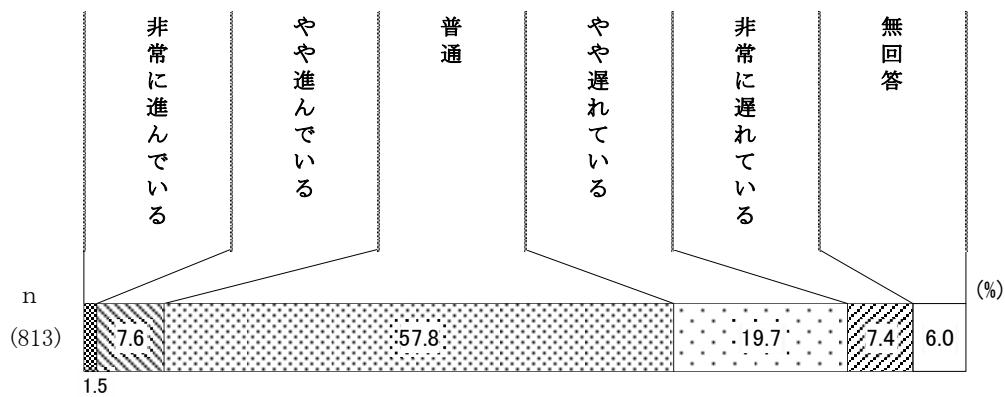
⑥福祉水準の高い（福祉が充実している）町とは、どのような町だと思うか

問19 福祉水準の高い（福祉が充実している）町とは、どのような町だと思いますか。(○は1つ)



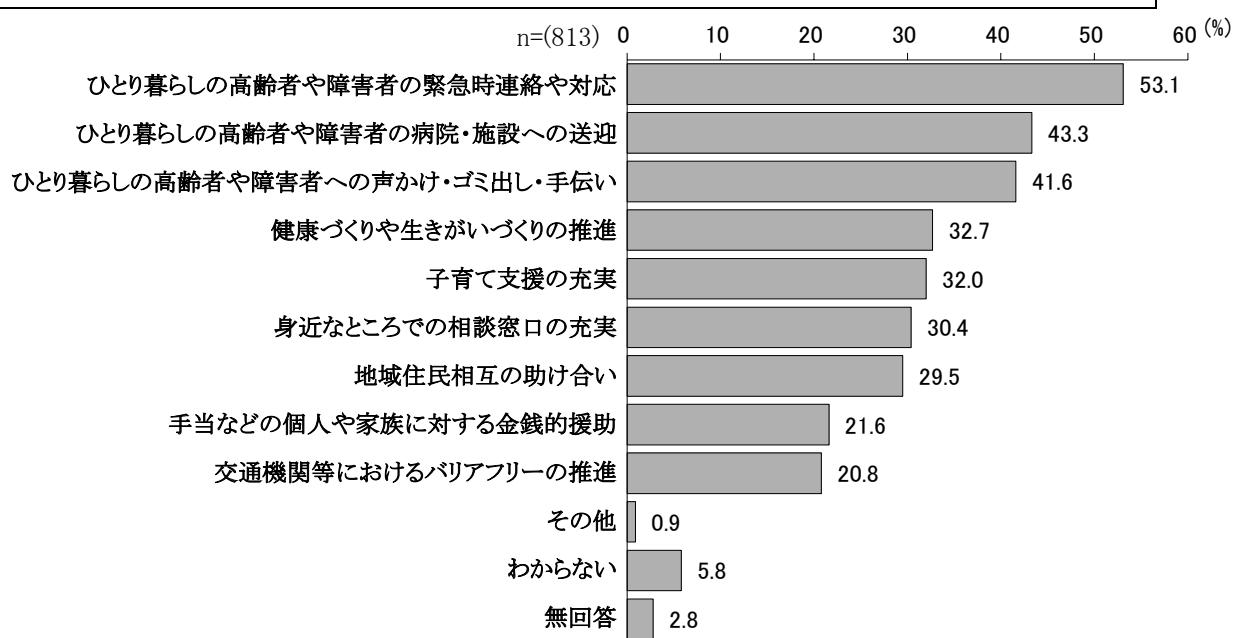
⑦現在の寄居町の福祉水準についてどのように感じるか

問 20 現在の寄居町の福祉水準についてどのように感じますか。(○は1つ)



⑧今後、地域福祉推進のため、どのような福祉活動をしたらよいと思うか

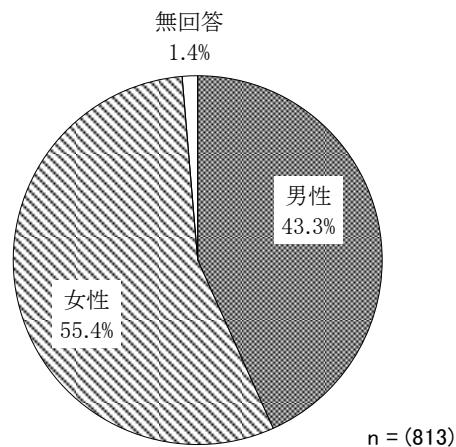
問 21 今後、地域福祉推進のため、どのような福祉活動をしたらよいと思いますか。(○はいくつでも)



(5) あなたご自身について

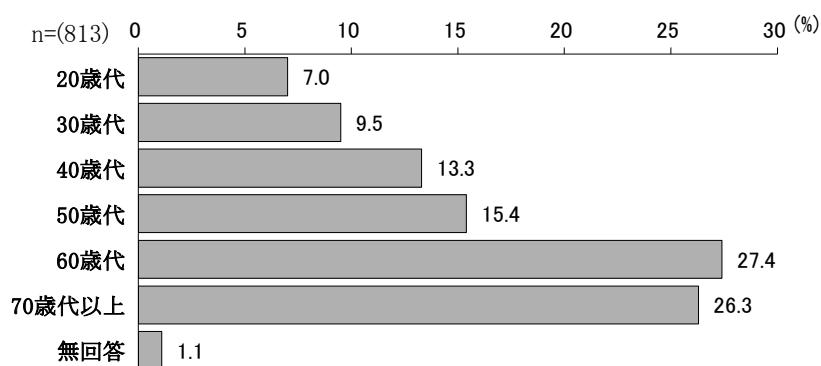
①性別

問 22 あなたの性別は、どちらですか。(○は1つ)



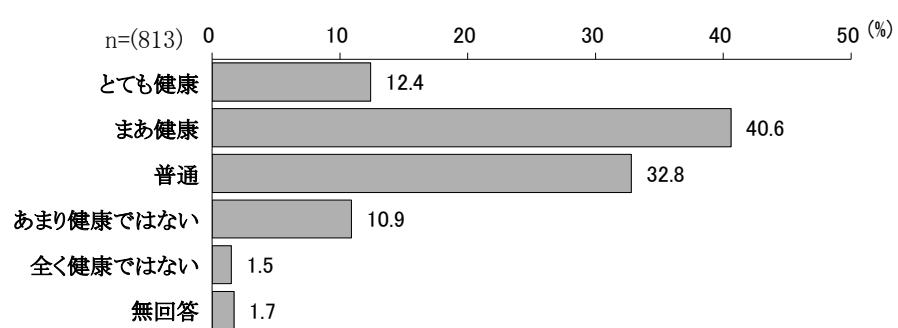
②年齢

問 23 あなたの年齢は、いくつですか。(○は1つ)



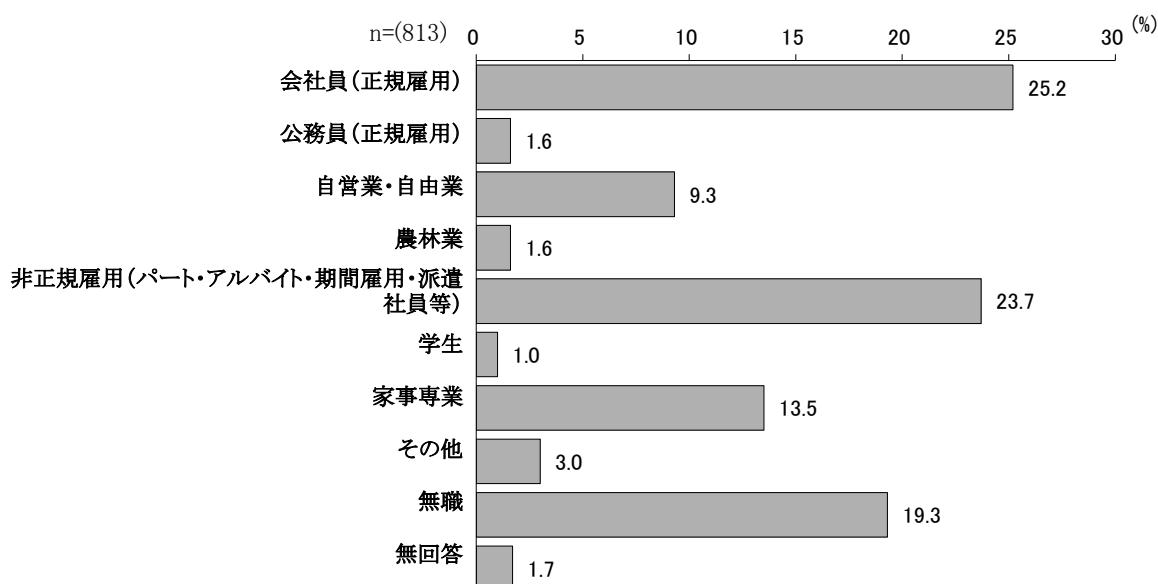
③健康状態

問 24 あなたは、健康ですか。(○は1つ)



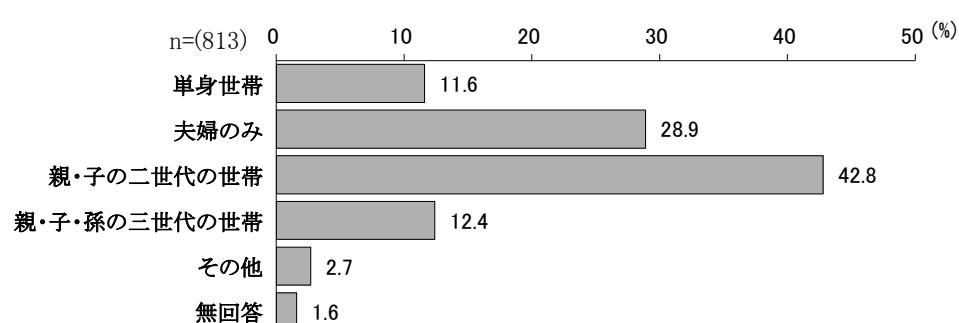
④職業

問 25 あなたの主な職業は、どれになりますか。(○は1つ)



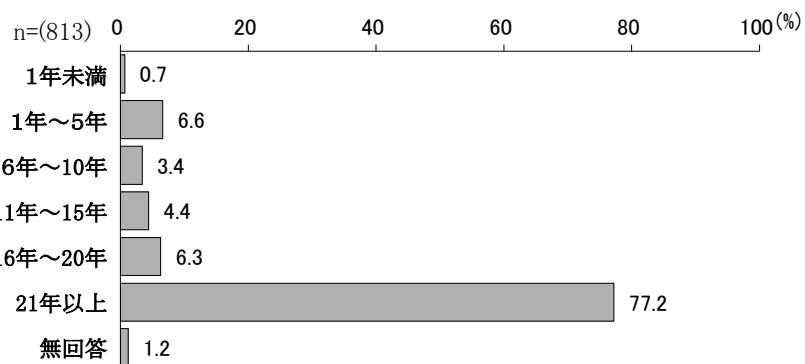
⑤家族構成

問 26 あなたの家族構成は次のどれになりますか。(○は1つ)



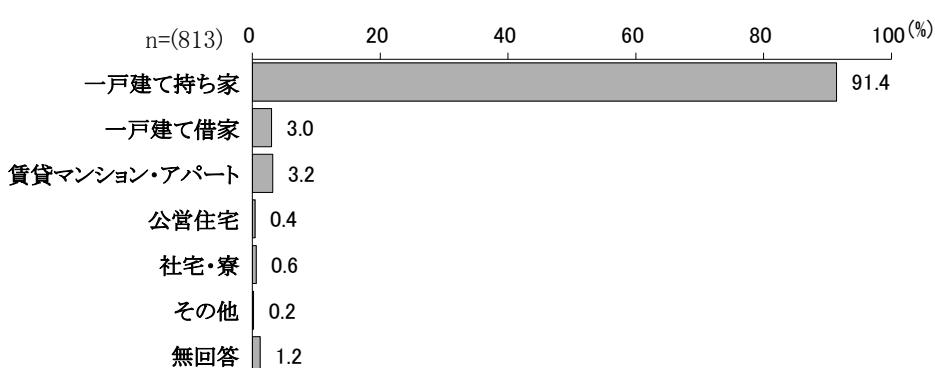
⑥居住年数

問 27 あなたの寄居町での居住年数は、何年ですか。(○は1つ)



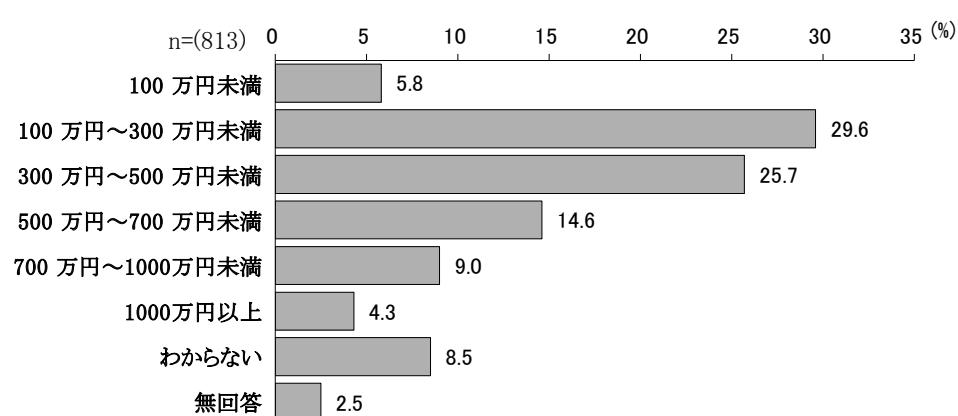
⑦居住形態

問 28 あなたのお住まいの形態はどれになりますか。(○は1つ)



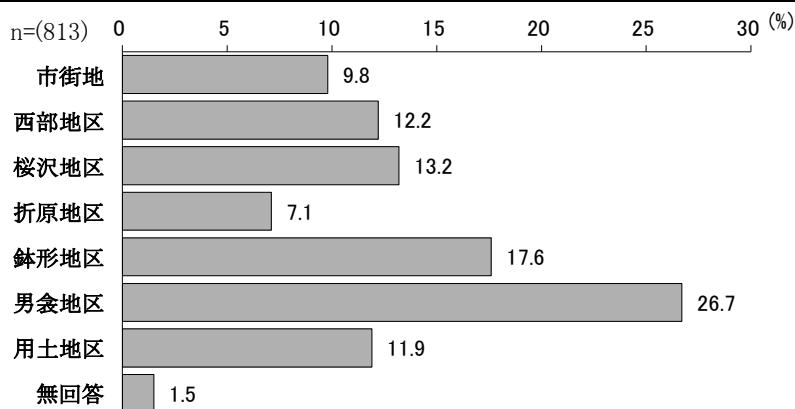
⑧世帯年収

問 29 あなたの世帯全体の年収はおおよそどれになりますか。(○は1つ)



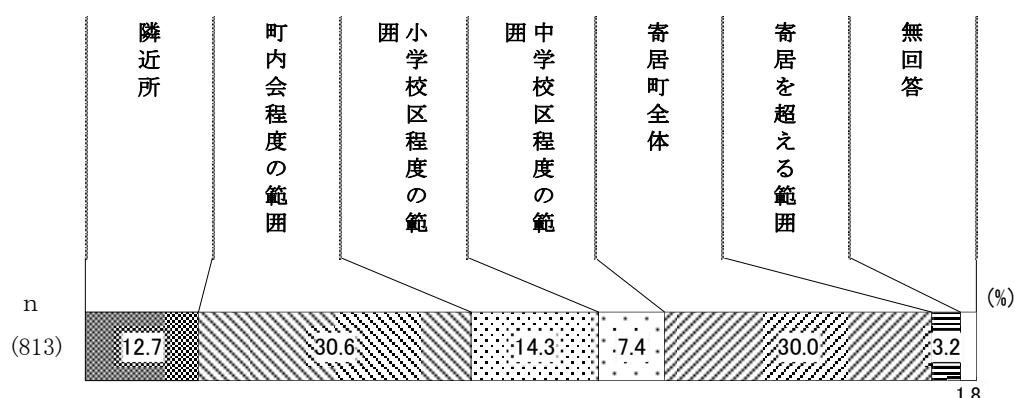
⑨居住地区

問 30 あなたの寄居町での居住地区はどこですか。(○は1つ)



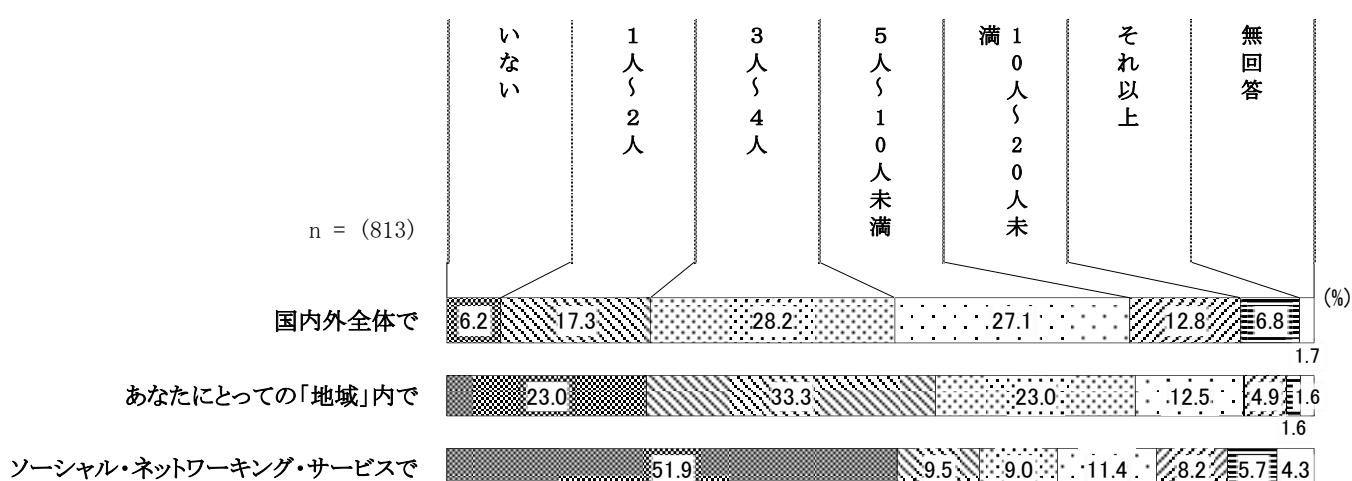
⑩自身が思う「地域」の範囲

問 31 あなたにとっての「地域」とはどの程度の範囲ですか。(○は1つ)



⑪友人と呼べる人、頼りになる人を合わせて何人程度いるか

問 32 あなたは、友人と呼べる人、頼りになる人を合わせて何人程度いますか。



2. 寄居町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

寄居町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

制定 令和2年3月27日 告示第48号

(設置)

第1条 町は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉計画及びその他の関連する計画（以下「計画等」という。）を策定するため、寄居町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画等の策定に関すること。
- (2) その他計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法・福祉専門職等関係者
- (3) 社会福祉等関係団体の代表者
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

3. 寄居町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

No.	選 出 区 分		職 名	氏 名	備考
1	1号	学識経験者	群馬医療福祉大学大学院 特任教授	稻葉 一洋	委員長
2	2号	老人クラブ連合会	会長	高田 佳二	
3		民生委員・児童委員 協議会	会長	麥屋 英雄	副委員長
4		福祉委員	保田原区代表	唐沢 靖子	
5		地域支えあいの会	上郷北区地域支えあいの会 会長	大原 章子	
6	3号	ボランティアセンター	ボランティア代表者会議 代表	篠原 由実子	
7		地域包括支援センター	埼玉よりい病院管理者	田口 英明	
8		基幹相談支援センター	主査	新井 朋子	
9		成年後見支援センター	主査	佐藤 俊也	
10		社会福祉協議会	事務局長	矢部 吉春	
11		社会福祉施設	栄寿会理事長	馬場 信幸	
12		障がい者団体	寄居町身体障がい者福祉会 会長	鳥塚 幹夫	
13	4号	町職員	子育て支援課長	黒瀬 浩史	

4. 寄居町地域福祉計画等策定庁内会議設置要綱

寄居町地域福祉計画等策定庁内会議設置要綱

制定 令和2年3月27日 訓令第5号

(設置)

第1条 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉計画及びその他の関連する計画（以下「計画等」という。）を策定するに当たり、庁内の関係部署の職員により必要な事項を検討するため、寄居町地域福祉計画等策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画等の策定に関すること。
- (2) 庁内との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、健康福祉課長の職にある者を充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内会議の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 庁内会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表

総合政策課長、自治防災課長、子育て支援課長、健康福祉課長、人権推進課長、生活環境エコタウン課長、農林課長、商工観光課長、都市計画課長、教育総務課長、教育指導課長、生涯学習課長

5. 寄居町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人寄居町社会福祉協議会 寄居町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
(設置及び目的)

第1条 寄居町における地域福祉活動の推進のために、寄居町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項 を定めることを目的とする。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、寄居町の地域福祉活動に関する調査研究を行うとともに、地域福祉活動計画 の立案に関する事項について協議するものとする。

（委員会の構成及び任期）

第3条 委員会は委員13名以内で組織し、次に掲げる機関等を構成する者の中から社会福祉法人 寄居町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）司法・福祉専門職等関係者

（3）社会福祉等関係団体の代表者

（4）町及び社会福祉協議会職員

2 委員の任期は、計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任 期は前任者の残任期間とする。

（委員長の選出等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または 意見を求めることができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、寄居町健康福祉課及び社協事務局において処理する。

（雑 則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

6. 寄居町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	団体・機関	職　名	氏　名	備　考
1	学識経験者	群馬医療福祉大学大学院特任教授	稻葉 一洋	委員長
2	老人クラブ連合会	会長	高田 佳二	
3	民生委員・児童委員協議会	会長	麥屋 英雄	副委員長
4	福祉委員	保田原区代表福祉委員	唐沢 靖子	
5	地域支えあいの会	上郷北区地域支えあいの会会长	大原 章子	
6	ボランティアセンター	ボランティア代表者会議代表	篠原 由実子	
7	地域包括支援センター	埼玉よりい病院管理者	田口 英明	
8	基幹相談支援センター	センター主査	新井 朋子	
9	成年後見支援センター	センター主査	佐藤 俊也	
10	社会福祉施設	栄寿会理事長	馬場 信幸	
11	障がい者団体	寄居町身体障がい者福祉会会长	鳥塚 幹夫	
12	関係行政機関	寄居町健康福祉課長	仙波 知明	
13	関係行政機関	寄居町子育て支援課長	黒瀬 浩史	

7. 計画策定の経過

令和2（2020）年 7月10日～7月29日	アンケート調査実施(町民から無作為に1,800人抽出)
令和2（2020）年 9月17日	第1回 地域福祉計画等策定庁内会議開催
令和2（2020）年 9月17日	地域福祉計画等策定委員会委嘱式・第1回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和2（2020）年 9月17日	地域福祉活動計画策定委員会委嘱式・第1回 地域福祉活動計画策定委員会開催
令和2（2020）年 10月15日	政策会議開催
令和2（2020）年 10月30日	第2回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和2（2020）年 10月30日	第2回 地域福祉活動計画策定委員会開催
令和2（2020）年 12月1日	寄居町議会全員協議会（計画案の説明）
令和2（2020）年 12月18日	寄居町議会全員協議会（計画案に対する意見聴取）
令和2（2020）年12月 22日～令和3（2021） 年1月20日	パブリック・コメント実施
令和3（2021）年 2月3日	第2回 地域福祉計画等策定庁内会議開催（書面会議）
令和3（2021）年 2月15日	政策会議開催（書面会議）
令和3（2021）年 2月25日	第3回 地域福祉計画等策定委員会開催
令和3（2021）年 2月25日	第3回 地域福祉活動計画策定委員会開催

第2期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3（2021）年3月

発行 寄居町・寄居町社会福祉協議会

[寄居町] 〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

TEL 048-581-2121（代表）

<https://www.town.yorii.saitama.jp/>

[寄居町社会福祉協議会] 〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町大字保田原 301 番地

TEL 048-581-8523

<https://www.yoriishakyo.jp/>